

第2回定例会

平成26年6月9日開会

平成26年6月20日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

平成二十六年 三股町議会議録

第二回定例会

目 次

◎第2回定例会

○6月9日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第30号から議案第50号までの21議案、請願3件及び意見書案3件並びに報告6件一括上程	4

○6月11日(第2号)

日程第1	総括質疑	8
日程第2	常任委員会付託	21
日程第3	議案第49号の質疑・討論・採決	22

○6月18日(第3号)

日程第1	一般質問	24
1番	池邊 美紀君	24
7番	上西 祐子君	39
4番	内村 立吉君	52
3番	堀内 義郎君	60
2番	佐澤 靖彦君	69

○6月19日(第4号)

日程第1	一般質問	78
6番	指宿 秋廣君	78
10番	池田 克子君	90

○6月20日(第5号)

日程第1	常任委員会報告	102
日程第2	質疑	110
日程第3	討論・採決(議案第30号から議案第50号までの20議案並びに意見書)	

案3件及び請願3件)	1 1 2
追加日程第1 意見書(案)第4号上程	1 2 4
日程第4 農業委員会委員の推薦について	1 2 5
日程第5 議員派遣について	1 2 6

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成26年 第2回定例会 (6月)	議案第30号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町税条例の一部を改正する条例)	原案承認	6月20日
〃	議案第31号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認	6月20日
〃	議案第32号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成25年度三股町一般会計補正予算(第6号))	原案承認	6月20日
〃	議案第33号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	原案承認	6月20日
〃	議案第34号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号))	原案承認	6月20日
〃	議案第35号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算(第5号))	原案承認	6月20日
〃	議案第36号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第4号))	原案承認	6月20日
〃	議案第37号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号))	原案承認	6月20日
〃	議案第38号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号))	原案承認	6月20日
〃	議案第39号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))	原案承認	6月20日

平成26年 第2回定例会 (6月)	議案第40号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成26年度三股町一般会計補正予算(第1号))	原案承認	6月20日
〃	議案第41号	三股町税条例の一部を改正する条例	原案可決	6月20日
〃	議案第42号	三股町シルバーワークプラザ設置条例の一部を改正する条例	原案可決	6月20日
〃	議案第43号	三股町男女共同参画推進条例	原案可決	6月20日
〃	議案第44号	平成26年度三股町一般会計補正予算(第2号)	原案可決	6月20日
〃	議案第45号	平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月20日
〃	議案第46号	平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月20日
〃	議案第47号	平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月20日
〃	議案第48号	平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月20日
〃	議案第50号	三股町総合福祉計画の策定について	原案可決	6月20日

一 般 質 問

発言 順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	池邊 美紀	1 町長選の公約	① 町民が注目している町長選に向けた公約はどのようなものか。	町 長
		2 少子化対策	① 将来予測の人口動態から見て三股町も人口減がありえるが長期的視点に立った施策はどのようなものか。	
		3 国保税抑制の対策は	① 健康づくりが保険税を抑制することになるが、その対策はどのようなものか。	
		4 防災について	① 大規模災害などの危機管理に対する専門家を非常勤などで配置すべきではないか。	
		5 町の広報活動について	① 三股町の広報手段は文書掲示、広報紙、ホームページ、フェイスブックなどが活用されているが、町民に情報が伝わっているのかの検証作業はあるのか。	
2	上西 祐子	1 介護保険の見直し案について	<p>介護を受ける人が増えているのに見直し案が審議されているが具体的にどの様になるのか伺う。</p> <p>① 要支援者が利用してきた訪問介護やデイサービスなどの予防給付はどの様に見直されるのか。</p> <p>② 地域支援事業に肩替りさせると聞くが、本町での具体的施策はどうされるのか。</p> <p>③ 介護利用料の負担はどうなるのか。</p>	町 長
		2 二期目をめざす町長の公約について	<p>① これからの4年間どの様な町づくりをめざすのか。</p> <p>② 高齢化社会に向けての取組。</p> <p>③ 農業・商業などの発展に向けた取組。</p>	町 長

3	内村 立吉	1 上米公園について	<ul style="list-style-type: none"> ① 上米公園をどのように思われているか。また、どのようにしたいと思われているか伺う。 ② パークゴルフ場増設について伺う。 ③ 公園内の遊具の点検について伺う。 ④ 水源地(公園内)について伺う。 ⑤ 公園までの道路整備について伺う。 	町 長
		2 農業について	<ul style="list-style-type: none"> ① 米の生産調整(減反)の廃止に伴い、早急に協議の場を設けることについて、協議経過について伺う。 	町 長
4	堀内 義郎	1 防災について	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定避難所でない自治公民館(旧青年の家)に、避難許可できるか問う。 ② 2地区はため池が多いが、台風や大雨時のもしもの場合、どの時点で避難や勧告すればよいか問う。 ③ ため池周辺の住民に、ハザードマップ等で防災意識を高めるべきではないか問う。 ④ 全地区一通り防災訓練を行うべきではないか問う。 ⑤ 今の時期活動時間は19時までだが、活動の後片付けに時間がかかり、下校時刻が遅くなるため、塾やくいまーるに間に合わないと思うが徹底できないか問う。 	町 長
		2 中学校部活動の活動時間後について	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定避難所でない自治公民館(旧青年の家)に、避難許可できるか問う。 	教育長
5	佐澤 靖彦	1 空店舗調査結果は	<ul style="list-style-type: none"> ① 中央地区の空き店舗の状況の調査はどの様な結果になっているか。 ② 今後どの様な展開をして行くか。 	町 長

6	指宿 秋廣	1 本町の職員の配置について	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員採用試験の合格者でその後本人からの辞退者は何人いたか。 ② 職員の療養休暇の現状はどうなっているか。 ③ 残業時間の状況はどうなっているか。 ④ 委託・パート職員の雇用状況はどうなっているか。 ⑤ 正規職員の採用及び退職状況はどうなっているか。 ⑥ 正規職員の増員採用で配置改善をするべきではないか。 	町 長
		2 水道料金の減額制度について	① 未就学児童がいる家庭への水道料の減額制度の創設はできないか。	町 長
		3 事務・業務のペーパーレス化について	① 議員にタブレットを支給して、議案書・全員協議会等で活用を考えることは出来ないか。	町 長
7	池田 克子	1 地域包括ケアシステム構築に向けての対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活圏域のニーズ調査と分析結果について。 ア 認知症高齢者の近年推計 イ 生活習慣病の患者数の推移 ウ 高齢者世帯・独居世帯の実態と将来推計 エ 介護の需要予測(要介護・要支援) ② 認知症高齢者対策について。 ア 認知症初期集中支援チームを設置運営しているか イ 認知症地域支援推進員を配置しているか。 	町 長
		2 選挙対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 近年選挙投票率の推移について。 ② 投票率アップの対策について。 ③ 期日前投票手続の簡素化について。 	選挙管理委員会書記長

三股町告示第24号

平成26年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月5日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成26年6月9日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○6月9日に応招した議員

○6月11日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成26年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第30号から議案第50号までの21議案、請願3件及び意見書案3件並びに報告6件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第30号から議案第50号までの21議案、請願3件及び意見書案3件並びに報告6件一括上程
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|------------|
| 局長 重信 和人君 | 補佐 久寿米木和明君 |
| | 係長 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木佐貫辰生君	副町長	……………	西村 尚彦君
教育長	……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	……………	大脇 哲朗君
税務財政課長	……………	山元 宏一君	地域政策室長	……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長	……………	上村 陽一君	福祉課長	……………	岩松 健一君
産業振興課長	……………	丸山浩一郎君	都市整備課長	……………	兒玉 秀二君
環境水道課長	……………	内村陽一郎君	教育課長	……………	山元 道弥君
会計課長	……………	財部 一美君			

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまから平成26年第2回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の氏名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において5番、福永君、8番、大久保君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る6月5日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年第2回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期、定例会に提案されました議案は、三股町税条例の一部を改正する条例ほかの計21件、及び請願3件、意見書案3件並びに報告6件であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月20日までの12日間とすることに決定いたしました。

また、本定例会に提案される議案のうち、議案第49号につきましては、第3日目の6月11日に全体審議で措置することに決定いたしました。

その他、日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。
以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月20日までの12日間とすることとし、また、議案第49号につきましては、第3日目の6月11日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第30号から議案第55号までの21議案、請願3件及び意見書案3件並びに報告6件

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第30号から議案第55号までの21議案、請願3件及び意見書案3件並びに報告6件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成26年第2回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号から第39号までの10議案については全て去る平成26年3月31日付で、また、議案40号については平成26年5月27日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第30号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴い、改正するものであります。改正の趣旨としましては、肉用牛の売却による課税の特例期限の3年間延長、公共の危害防止のために設置された施設・設備について固定資産税の課税標準の特例措置の設置、優良住宅地造成等のための長期譲渡所得に係る町民税の課税特例の3年間延長等の措置を講ずることとされたことに伴い、改正するものであります。

次に、議案第31号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が4月1日に施行されたことに伴い、改正するものであります。改正の趣旨としましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税限度額を12万円から14万円に引き上げるものであります。また、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更があり、対象世帯の拡大がされたことに伴い、改正するものであります。

次に、議案第32号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額93億7,442万3,000円から歳入歳出それぞれ4,254万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,188万3,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、収入実績見込みにより、地方譲与税、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税等は、交付決定によりそれぞれ増減補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定及び交付決定見込みにより減額補正したものであります。

寄附金は、ふるさと納税による増額補正したものであります。

繰入金は、基金繰入金を実績により減額補正したものであります。

諸収入は、国庫負担金等の前年度精算による増額補正したものであります。

町債は、それぞれ事業の実績により減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものであります。

民生費は、社会福祉総務費の扶助費、老人福祉費の委託料、児童運営費の負担金及び補助金の減額が主なものであります。

衛生費は、予防費の予防接種、母子衛生費の妊婦健診等の委託料の減額が主なものであります。

農林水産業費は、農業総務費の宮村南部地区農業集落排水事業会計等への繰出金の減額のほか、経営体育成支援事業を初めとする各種事業補助金の減額が主なものであります。

土木費は、公共下水道事業繰出金の減額、各工事請負費の執行残による減額が主なものであります。

教育費は、幼稚園就園奨励費補助金の実績による減額のほか、小中学校費において要保護及び準要保護児童生徒援助費の実績による減額が主なものであります。

公債費は、利子の決定により減額したものであります。

諸支出金は、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分を財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金、ふるさと未来基金及び西部地区体育館整備基金に積み立てるため増額補正し、予備費は、25年度の実質収支額を見込んで増額補正したものであります。

次に、議案第33号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3億6,706万7,000円に歳入歳出それぞれ2,037万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,744万6,000円としたものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税を実績及び見込みにより増額し、国庫支出金、療養給付費等交付金は交付決定により減額、県支出金は財政調整交付金の増額が主なものであります。

歳出につきましては、保険給付費及び特定健康診査等事業費の減額と、予備費の増額が主なものであります。

次に、議案第34号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額2億1,874万4,000円に歳入歳出それぞれ2,076,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,082万円であります。

最終の保険料を見込んで、歳入及び歳出において増額したものであります。

次に、議案第35号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額2億1,528万3,000円から歳入歳出それぞれ4,768万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,676万3,000円としたものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を減額し、保険料、一般会計繰入金を増額したものであります。

歳出につきましては、保険給付費及び地域支援事業費を減額したものであります。

次に、議案第36号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行った

ものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額1,277万6,000円から歳入歳出それぞれ49万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,227万7,000円としたものであります。

歳入につきましては、サービス収入を減額し、一般会計繰入金を増額したものであります。

歳出につきましては、介護予防プラン作成委託料及び備品購入費を減額したものであります。

次に、議案第37号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額4,933万円から歳入歳出それぞれ100万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,832万2,000円としたものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出につきましては、職員手当、工事請負費、委託料、負担金等の減額が主なものであります。

次に、議案第38号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3,953万2,000円から歳入歳出それぞれ276万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,676万4,000円としたものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出につきましては、委託料、備品購入費、負担金等の減額が主なものであります。

次に、議案第39号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3億6,410万8,000円に歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,475万9,000円としたものであります。

歳入につきましては、受益者負担金、使用料の増額と、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出につきましては、工事請負費、委託料、水道管移設負担金の減額が主なものであります。

次に、議案第40号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、補助金の交付決定に基づき所要の補正措置を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額9億4,000万9,000円に歳入歳出それぞれ9億4,944万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,944万9,000円としたものであります。

歳入につきましては、国庫支出金について、社会福祉費補助金と児童福祉費補助金をそれぞれ増額したものであります。

歳出につきましては、総務費及び民生費について、システム改修に伴う委託料ほか、需用費並びに使用料及び賃借料を増額したものであります。

次に、議案第41号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が第186回通常国会において可決され、平成26年3月31日に公布されたところであります。これに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講じるものであります。

改正の内容につきましては、法人税法の外国法人に係る規定整備による条例整備や、法人税率の引き下げ及び軽自動車税に係る税率の変更等が主なものであります。

次に、議案第42号「三股町シルバーワークプラザ設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、公益法人制度を抜本的に見直し、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進させることを目的とする公益法人制度改革関連三法が平成18年6月公布されたことに伴い、本町のシルバー人材センターが平成24年4月から社団法人から公益社団法人へと認定されましたので、シルバーワークプラザ設置条例第4条中の社団法人を公益社団法人と変更するものであります。

次に、議案第43号「三股町男女共同参画推進条例」についてご説明申し上げます。

本案は、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行うため、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第44号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費、ふるさと納税に伴う寄附金及び補助金等の交付決定等に基づき、所要の補正措置を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額9億4,944万9,000円に歳入歳出それぞれ2億2,156万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,101万7,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、消費税増税に伴う低所得者並びに子育て世帯への給付金支給のための補助金の増額及び保育緊急確保事業に伴う補助金の増額補正であります。

県支出金は、安心こども基金補助金から保育緊急確保事業へ移行したことによる負担減に伴う減額補正が主なものであります。

寄附金は、ふるさと納税による増額補正であり、繰入金は、財政調整基金繰入による増額補正であります。

諸収入は、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成等による増額補正であります。

町債は、防犯灯LED化事業の財源をふるさと納税による寄附金に変更するための減額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、ふるさと納税に係る委託料、臨時福祉給付金に係る負担金補助及び交付金等を増額補正するものであります。

民生費は、子育て世帯臨時特例給付金に係る負担金補助及び交付金等を増額補正するものであります。

商工費は、ふるさと納税に係る寄附金の一部を物産館支援に係る負担金補助及び交付金として増額補正するものであります。

諸支出金は、ふるさと納税に係る寄附金の一部をふるさと未来基金に積み立てるものであります。

予備費は、台風・豪雨等災害の発生等に対応できるようにするために増額補正するものであります。

次に、議案第45号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億7,544万4,000円に歳入歳出それぞれ270万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,814万6,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減と、諸支出金の組み替えを行うものであります。

次に、議案第46号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額20億3,538万円に歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,573万5,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴います人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第47号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,970万8,000円に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,972万7,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴います人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第48号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億397万7,000円に歳入歳出それぞれ293万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億691万2,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴います人件費の増額を行うものであります。

次に、議案第49号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めらるるものであります。

現在の教育については、国際化、情報化等の進展と相まって、いじめの増大等、大きな社会問題化しております。また、生涯学習の推進や、香り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員会委員の機能と役割は大きなものがあります。

現委員の黒木兼一郎氏が任期満了により平成26年6月14日付で退任されます。氏の4年間の本町の教育振興に対する情熱とご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

教育委員会委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する者の選任が望ましく、種々検討の結果、黒木敏行氏を最適任者であると考え、ここにご提案申し上げるところであります。

次に、議案第50号「三股町総合福祉計画の策定について」ご説明申し上げます。

本町の総合福祉計画は、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」を目標に、4つの計画から構成されております。地域福祉計画、障害者基本計画、自殺対策行動計画の3計画は平成26年度から平成30年度を計画期間とし、子ども・子育て支援事業計画は平成27年

度から平成31年度を計画期間として策定しましたので、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、21議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告6件を提出しております。

報告第2号「平成25年度三股町一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成25年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成25年度三股町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第5号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第6号「三股町土地開発公社の平成26年度事業計画及び予算」、報告第7号「三股町土地開発公社の平成25年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許可します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議案第49号、教育委員会委員の任命につきまして、補足説明をいたします。

内容につきましては、黒木敏行氏を平成26年6月15日から平成30年6月14日までの4年間、教育委員会委員として任命したく、議会の同意を求めるものでございます。黒木氏の経歴につきましては、参考ということで次のページに記載しておりますが、昭和41年に志和池中学校に勤務されてから平成16年3月までの38年間、県内各地の中学校に勤務され、退職後は、教育に関する専門的、技術的事項の研究及び町立学校教職員の研修を行うための機関であります三股町教育研究所の研究指導員として、ことし3月まで勤務していただいたところでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

次に、請願第1号について、請願提出者の趣旨説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についての趣旨説明をいたします。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや、顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約では、手話は言語であることが明記され、日本政府は平成26年1月20日に批准し、2月19日に発効しております。この障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法で、全て障害者は可能な限り、言語、手話を含めて、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると決めました。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけております。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定していただきたい趣旨であります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、採択いただき、衆参両院議長並びに政府に意見書を提出いただきますよう、請願書を提出いたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、請願第2号、第3号について、提出者の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願であります。

安倍政権は、国民の目、耳、口を塞ぐ特定秘密保護法を、さきの臨時国会で審議が十分に尽くされないまま強行成立させました。特定秘密保護法は、防衛、外交、安全脅威活動、テロの4分野で行政機関の長が指定するものを特定秘密とし、漏えいした職員などへの罰則を最高で懲役10年に引き上げることを明記しております。

秘密保護の対象を特定秘密にしているものの、4分野は曖昧で、特定秘密の範囲も行政機関の長の判断次第で拡大される仕組みとなっており、原発情報も特定秘密にされかねません。国民にとって重要な情報を特定秘密として、その漏えいが処罰の対象となれば、表現の自由や知る権利を侵害せざるを得ません。

今、重要なのは、徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護の情報統制ではありません。日本は、戦前の政府と軍部が軍機保護法などで国民の目と耳を塞いだことが侵略戦争につながったという苦い経験を持っております。戦前の暗黒政治を繰り返すことがあってはなりません。

よって、三股町議会が国会及び政府に対し特定秘密保護法の廃止を求める意見書を提出されますよう請願いたします。

次は、川内原子力発電所の再稼働に反対する決議を求める請願書であります。

2011年3月11日の福島第一原発事故の結果、今なお13万4,000人を超える方々がふるさとを追われ、放射能汚染被害により暮らしとなりわいが破壊され、汚染水漏れに象徴され

るように、事故はいまだ収束しておりません。しかしながら、九州電力は2013年7月、川内原発1、2号機にかかわる新規規制基準の適合性審査の申請を行い、早期の再稼働を目指しております。

事故を繰り返さないために事故原因の究明が大原則ですが、事故現場を徹底的に調査、検証した規制基準がつくられておりません。重大な原発事故が起これば、88キロメートル離れているとはいえ、偏西風の風下に当たる三股町は放射能に汚染され、身体やなりわい及び地域の基幹産業に重大な被害を与えることは確実であります。また、川内原発の周辺には、地上だけでなく海底にも火山があり、いつ噴火、地震、津波が襲ってくるかわからないところです。

本町では原発事故に対する避難計画を策定しておらず、町民対象の避難訓練も実施されておられません。また、2013年10月11日、12日の国による原子力総合防火訓練でも、住民避難などの実効性が不確かであることが明らかになり、町民の安全が確保されておられません。

いろいろ請願の理由はこの紙に書いてありますので、よろしくご審議の上、採択をしていただきますようお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、意見書案第1号から第3号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、意見書案第1号についてご説明を申し上げます。30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1の復元を求める意見書案であります。

本案につきましては、昨年6月にも同様の意見書案を出ささせていただきました。皆様の承認をいただきまして、国、県に出ささせていただきました。大変ありがとうございます。字句についてはここに書いてありますけども、少し端折って説明したいと思います。

社会状況の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から30人以下学級が行われています。このことは、先々日でしたかね、小林市役所が副担任制度を設けるということでマスコミにのっておりました。自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源を保障すべき必要があります。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非常勤職員もふえています。子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の堅持をするとともに、国の財政負担率を2分の1に復元し、30人以下学級の実現を強く要望しようとするものであります。皆様のご承認

をよろしく願いをいたします。

次に、労働者保護ルールの改定に反対する意見書案についてご説明申し上げます。

本通常国会に労働者派遣法の改定案が提出されています。その最大の問題点は、派遣期間上限3年を外し、無制限にすることです。このようなことになれば、正規社員でもなく、直接雇用の契約社員でもない不安定な間接雇用の派遣社員に次々と置きかえられ、直接雇用という雇用の大原則が根本から崩されかねません。長時間過密労働の蔓延化、非正規労働者の急増や、ワーキングプア問題の拡大に見られるように、労働環境に関する深刻な課題が山積しています。

よって、政府に対し、下記の事項について誠実に対応されるよう要望しようとするものです。

派遣労働者の労働条件の切り下げや地位のさらなる不安定化につながりかねない労働者派遣法改正案は撤回すること。

働く人の立場に立った労働者保護の法制度と理念を維持すること。

労働者保護の規制緩和については、人間らしい生活を継続的に営める安定雇用と、安心して子育てができるなどの労働環境整備に向け、慎重な論議を行い、その実現がされること。

よろしく願いをいたします。

次に、意見書案第3号についてご説明申し上げます。集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更を行わないことを求める意見書であります。

歴代政権は、憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきものであり、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないとの見解を踏襲してきました。

しかし、安倍首相は2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更にとりかかれ、与党と議論し、政府として責任を持って閣議決定するとしております。国会審議を経ず、内閣の一存で強行する考えを明確に示しました。一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、その内容の是非を越えて、近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて認めることはできません。

よって、政府に対して集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを強く要望するものであります。

以上3件について、地方自治法第99条により意見書を提出しようとするものであります。提出先は、それぞれに書いてありますが、関係機関、それから大臣にしようとするものであります。ご審議の上、ご採択いただきますように、よろしく願いをいたします。

以上、終わります。

○議長（山中 則夫君） ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時48分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午前10時56分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時56分散会
.....

議事日程(第2号)

平成26年6月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 議案第49号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 議案第49号の質疑・討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
税務財政課長	山元 宏一君	地域政策室長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	内村陽一郎君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案されました議案等のうち、全体審議をします議案第49号及び意見書案3件を除く全ての案件に対する質疑であります。くれぐれも一般質問のようにならないようご注意ください。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行うなどのご協力方よろしくをお願いします。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 議案番号31号なのですが、専決処分した事件の報告及び承認です。国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、第2条、14万円を16万円とか、なっておりますが、後期高齢者支援、介護支援分の限度額と思うんですが、これらを、どれぐらいの収入の人たちが影響を受けるのか、その金額、それと、どれぐらいの人たちがこの中に該当する人がいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） 今のご質問であります。まず、影響を受ける人数が、後期高齢者支援金分、限度額を超えていた世帯が125件あります。それで、これを14万円から16万円に上げたときに、限度額を超える世帯は83件、42件減ることになります。金額的には2

00万円ぐらいの税の増額になってきます。増額ですね、税として入ってくるのが、限度額がふえた条件になったことによってそこに課税されてきますので、入ってくるお金は200万円ぐらいになります。

それともう一つ、介護給付金分ではありますが、12万円から14万円になった場合に、改正前は44世帯、そして改正後は31世帯になりまして、上限を超える世帯が13件減ります。これに対して70万円前後の税金が保険税として入ってくるということになります。その収入について、ちょっと今回は資料を持ってきておりません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 平成26年度の一般会計の補正予算、44号かな、その商工費、24ページ、商工振興費300万円、物産館支援補助金として出すことにしていますが、これはどういうわけですかね。物産館をなぜ支援する必要があるのか。その使いどころは何か。

以上。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 物産館支援補助金として、ふるさと未来寄附金活用事業ということで300万円ここで補正予算組まれておりますが、これにつきましては、昨年度からやっていますふるさと納税の中で、4種類ほど使用目的が指定してあるんですが、その中の物産館支援に使っていただきたいという納税がございました。その中で、今回その中で回せるものがこの300万円ということで、内容的にはよかもんやの設備の修繕更新という形になります。

例えば、ふるさと納税の品物をよかもんやに一旦ストックして出しておりますけれど、そのストック場所がないということから、ストックヤードを裏側につくるであるとか、そういった形で、また、ふるさと納税の品を県外等に送る場合に、今、箱がない、袋がないという状態ですので、ちゃんと三股町の名前を明記して、よかもんやの名前も明記した、ちょっとコマースルをかけたような形の袋、箱、そういったもので送るといったための梱包費ですね、そういった資材の購入とかにも使っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） それで、ふるさと納税の寄附者が300万円を物産館に使ってくれと言ってきたということですね。しかし、納税というのは寄附金とは違いますよね。一般寄附金で物産館に寄附したいというのと、ふるさと納税だから、これは納税でしょう。違うの、ふるさと納税といたら、税金を納めるわけやろう。自分の町に納めるかわりに、ほかの町に納めるということやろう。そうすると、その金の使い道というのは、じゃあ我々が税金を今、納めて

いますが、指定できるの、自分の税金はこれに使ってくれという。指定できないでしょう。それと同じじゃないの。納税として、税金として納められたんだから、どこの自治体についてでも。だから、指定はできるのかね、税金に。自分の税金は、納税はこれを使ってくれて。どういうことですかね、教えてください。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） 名前はふるさと納税という呼び方なんですけど、これは寄附金でございまして、指定の寄附金という形になっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） けどもね、その寄附金という形になってても、寄附した分は、自分はそれを自治体に納めていいんだろう。それは、税金は。寄附金っていう名前であるけど、300万円寄附したら、その300万円分の三股町の領収書を持っていけば、その自治体には、自分の所属する自治体に納めなくていいんだろう。それ寄附金じゃないじゃないか、税金じゃないか。名前は寄附金であっても。そうだろう。

だから、こういう指定がこういうふうにできたからといっても、全部それで使わなくちゃいかんということはないだろう。税金はどこで使おうが自由だろう。何も物産館に出さなくたっていいじゃないか。物産館が困ってるから出しとるんやろう。だから、最初から、つくる時から必ず物産館は物産館の運営費を出してくれて町に要望してくるだろうと。絶対まかりならんと。商売として成り立たないんだったらやめてしまえと、そんなもんは。私は言ってるんですよ。

だから、一般寄附金だとしても、その分は税金を納めなくていいわけだから、税金じゃないか。私としてはそう思うんだけど。違うかな。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） 昨年从这个ふるさと納税やっていますので、担当でしたので、ちょっと答えさせていただきたいんですが、実はこれは平成20年度から始まったふるさとへの寄附金制度でございます。総務省が始めた寄附金制度でございます。で、先ほど言いましたように、寄附金という形で納めるときに、その寄附金の使途を指定できるというものでございます。ですから、寄附をされる方が、例えば教育に使ってくれ、農業に使ってくれとか、いろいろ項目があります。その項目というのは各市町村で設定できるということで、三股町の場合は物産館支援という項目があります。それと、まちづくりというところで、まちづくりの中に5種類ぐらいあるんですが、そういうことで、取り扱いとしては指定寄附金という形になります。

ということで、当然、昨年度ベースで1,800万円ほど入ったんですが、その中に300万円ほどが物産館支援で使ってくれという指定で入ってきている指定寄附金であります。というこ

とで、今回の場合は、物産館支援で使ってくれという寄附者の意向を酌んで物産館に使うということです。それ以外についてもそれぞれの目的に応じた使途を定めているということです。

確かに、言われるように、納めた寄附金を2,000円控除した分が次の年度の住民税が控除されるということになりますので、一般的にはふるさと納税という形になるんですが、実際は指定寄附金という制度から始まっているということです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 三股町総合福祉計画書が渡りましたが、これ議案番号載っていませんが、これを見ますと、老人福祉が全然載ってないんですが、これ、総合福祉計画になっておりますが、そのあたりに老人福祉は総合福祉の中に入らないのかなという疑問を持ちましたので、質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 確かに総合福祉計画というと、高齢者まで含めるということになるわけでございますけども、今回つくりましたのは地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者基本計画、自殺対策行動計画、4本でございましたので、一応これをまとめて総合福祉計画というふうにはしたところでございます。高齢者につきましては、次の介護保険の第6期介護保険計画をつくることになっておりますので、そのときに高齢者福祉計画と第6期介護保険計画ということで、あわせて今年度以降その作業に入っていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ないようですので、総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は定例会初日に配付しました付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出

くださるようお願いいたします。

日程第3. 議案第49号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第49号の質疑・討論・採決を行います。

議案第49号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり同意されました。

○議長（山中 則夫君） 本日の議事日程は以上であります。この後の総務厚生、建設文教常任委員会におかれましては、審査日程を協議の上、事務局に提出ください。

また、第8日目の16日月曜日は、一般会計予算・決算常任委員会終了後、全員協議会を計画しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時18分散会

議事日程(第3号)

平成26年6月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木佐貫辰生君	副町長 ……………	西村 尚彦君
教育長 ……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長 ……	大脇 哲朗君
税務財政課長 ……………	山元 宏一君	地域政策室長 ……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長 ……………	上村 陽一君	福祉課長 ……………	岩松 健一君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 内村陽一郎君 教育課長 …………… 山元 道弥君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） おはようございます。先月の議会全員協議会に、執行部より議会からの意見、指摘事項に関する取り組み状況報告書が配付されました。

内容は、平成25年3月から12月までの一般質問における執行部側の取り組み状況を報告するものでありました。

このことに関しては、この場で平成24年の6月と9月、そして25年12月に議員からの一般質問の提案や意見の扱いや対応、また進捗状況を示してほしいと再三要望を伝えておりました。執行部も議会もともにふるさとのために町民のために知恵を絞って活動しています。

その二元代表制の真剣なやりとりがこの場にあります。

ですから、提案や意見に対して、その後の進捗状況を示すべきだということを何度もこの場で伝えておりましたので、私としては、やっそここまで来たかという気持ちではありますが、小さな意見も無視せずに、思いをくみとっていただいた姿勢に関しては、執行部に感謝を申し上げます。

これまでのやりとりもありますので、ぜひ、新しい課長さんにおかれましては、24年9月の私の冒頭の部分、これまでの一般質問に対する率直な意見を述べておりますので、非常にお忙しいとは思いますが、議員としての思いが詰まった所感であります。目を通していただきたいと思っております。

さて、質問に移ってまいります。

町長選が9月に予定をされております。2期目に向けた公約、どのようなものか、お答えください。

議員という立場であえて厳しいことを言わせていただければ、町長選前の非常に注目される大事な議会であります。今回の公約の発表次第では、木佐貫町長ではだめだということにもなりかねませんので、思いのこもった内容、力を込めた答弁を期待いたします。

続きは、質問席で行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

ただいま池邊議員のほうから、これまでいろんな形でこの議員さんのほうから質問等、そしてまたいろんな提言等ございました。それについての取り組み状況等を今回報告させていただきました。

今までも何回となく、各課のほうでも取りまとめをしていたわけなんですけども、情報公開と申しますか、皆さん方のお伝えに至らなかった点をおわび申し上げ、今後とも真摯に、いろんな形での取り組み等については、ご報告を申し上げたいというふうに考えています。

では、ただいまご質問がございました、この町長選に向けた公約ということでございますが、そちらについての現段階での私の思いをお話しさせていただきたいというふうに思います。

基本的なスタンスとしましては、前回示しました、五つのプロジェクト、10のまちづくり、これを踏襲したいというふうに考えているところでございますけれども、具体的内容につきましては、前回、54項目ほど非常に細かくこのマニフェストに示しましたけれども、今回、いろんな方々の御意見等を踏まえながら検討いたしますと、より簡潔、そして明確にしたところのものとして書き込もうかなというふうに考えているところでございます。

その公約のポイントを幾つか挙げさせていただきますと、まず第1に、「まちむら元気わいわいプロジェクト」というのがございます。

そちらのほうでは、この我が町での大きな課題となっております。五本松、そして射場前、榎堀団地の統廃合、そして跡地の有効活用について検討したい。

そして、中心市街地の活性化ですね。駅前からそしてまたこの山王原のほうの商店街を抜けたところのこの空き家を含めたところのこの活性化についての取り組み。

そしてまた現在整備しつつございますけれども、この防災行政無線、これをアナログからデジタル化というふうに今度切りかえさせていただきます。そのデジタル化に取り組むことによって大きなこの汎用性といいますか、そちらのこの使い道が多様化してきます。そういう意味合いでの有効活用を図っていききたいというふうに思っています。

二つ目の、「産業いきいきプロジェクト」では、農産物の6次産業化や人・農地プランの推進、そしてふるさと納税の推進等を考えています。

農産物の6次産業化といいますと、今一生懸命この地域の方々、そして商工会がゴマの6次産業化といいますか、農商工連携ができないかということで、いろいろと検討されています。

そちらをどうにかこうですね、三股町の特産品化といいますか、そういうものにつくり上げていく取り組みを一緒になってやっていきたいなというふうに思っています。

それとまた、国のほうでは、この農業政策というのが大きく変わろうとしております。そういう中で、本町のほうでも、この後継者不足、そしてまた担い手のほうが少なくなっているという状況から、この人・農地プランで三股町のこの農地をどうやって今後とも守っていくか、そういう意味合いでの人・農地プランのより推進といいますか、そちらのほうに取り組んでいきたい。

それとまた今回ふるさと納税という形で、三股町の物産を全国にPRといいますか、発信ができました。やはりこの本来の目的とは、このふるさと納税違いますけれども、しかし、やりようによっては、この三股町の活性化につながっていくという意味合いで、よりこれを進化させていくというのも一つの手法かなというふうに思っておるところでございます。

三つ目が、「少子高齢化すくすくプロジェクト」ということで、医療費の無料化、今乳幼児の医療費の無料化を実施しておりますけれども、そちらのほうの小学生までの一部といいますか、そのあたりを検討させていただきたいなというふうに思っています。

それと、放課後児童対策、子育て支援といいますと、どういう施策が一番効果的なのか。また、町外にも発信できるのかとなったときに、やはり子育て環境の整備という部門から、先ほど言いました、医療費の無料化の拡大とともに、この放課後児童での待機児童がないというような状況等、そしてまた現在、児童館を中心に、この放課後児童対策をやっておりますけれども、そのあたりも、もう一度再検討してもよろしいんでなかろうかというふうに考えているところです。

それとももちろん、高齢者の健康維持、健康寿命の長寿化といいますか、そちらのほうの対策等をやりたいなと思っています。

そして、四つ目が、「スポーツ文化わくわくプロジェクト」ということで、アスリートタウン三股というのを掲げておりますので、そういうところから、以前から要望がございます、旭ヶ丘陸上競技場のタータン化などの運動施設の整備。それとまた、今回注目を集めております梶山城址、そちらのほうの有効活用ができないか。このようなことを考えています。

それから、五つ目に、「エコクリーンさわやかプロジェクト」ということで、循環型社会の形成として、ごみの減量化や河川の水質浄化。今一生懸命、この公共下水道の拡張、そしてまた加入率の推進を行っておりますけれども、やはり大淀川、沖水川、こちらの河川浄化には合併浄化槽の推進とともに、やっぱりこの単独浄化槽から公共下水道への接続というのも非常に重要でございますので、そういうところの促進を図っていきたいなというふうに考えています。

今のところ、そういうところを大きな柱としながら、このまちづくりに取り組みたいと思います。

本町の将来像であります「自立と協働で創る元気なまち三股」を目指すため、自然や伝統文化を大切にしながら、本町の持つ潜在力を打ち出しまして、活力と魅力にあふれた自立したまちづくりに取り組みたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） これまで発表されてなかった医療費の無料化の拡充など、新しいところが見えて、非常に2期目に向けた取り組みというのが見えた気がします。

ただ、今回、産業いきいきプロジェクトに当たるというふうに思いますが、三股町にとって非常に大事な経済対策についてお尋ねいたしたいというふうに思います。

働く場の確保というのは、将来の人口動態にかかってくることは、町長も同じ意見だというふうに思います。

だからこそ、平成23年9月の議会で、1年に1社ぐらいは企業誘致をしていきたいというような答弁をいただいたわけです。その後、昨年平成25年12月でふれておりますが、そのとき町長は、それまでの日本の経済状況が芳しくなかったこともあり、うまくいかなかった。さまざまな話はあったが実現までには及ばなかった。ただ、今後も企業誘致に向けて努力したいという内容の答弁をいただいております。

公約では、企業誘致に向けて努力したいというこの言葉が、この2番目、今先ほど言われましたけれども、産業いきいきプロジェクトの中に入っているのかなというふうに思いますけれども、その辺は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 演壇でのお話、この答弁ではふれませんでしたけれども、この産業いきいきプロジェクトの中の地場産業の活性化づくりという項目の中に、企業立地促進とか、地場産業の育成とか、そちらのほうも十分この重要な部門でございますので取り組みたいと。

といいますのも、ご案内のとおり、この少子化対策、そしてまた町の活性化にとって、やはりこの子育て支援、それと雇用、働く場の確保、これが大きな二つの柱になっていくのかなと考えますと、言われるとおり、この働く場、これは三股町だけではできませんけれども、それとともに、都城圏域を含めたところでの取り組みという形での強化というのが、今後、これに向けての取り組みは強化したいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そのことを、ちょっと違う視点で質問したいというふうに思い

ます。お尋ねしますが、産業振興課長にお尋ねいたします。

二つお尋ねします。一つは、商工観光係の人数について、昨年何人からことし何人になったかということ。それから二つ目、企業誘致の担当者、ほかにどのような内容を担当しているかというようなことをお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今、議員のお尋ねの中でございました、1点目、昨年とことしの人数の差ですが、去年は、対策官、係長、担当、3名の体制でございます。本年度につきましては、係長1名、担当1名、そして観光業務を主とした委託職員1名の3名体制でございます。同じ3名になっております。

また、係長につきましては、商工業全般の部分、そしてもちろん観光は副主任という形で見ておりますが、そのほか中小企業への支援、あるいは都城圏域地場産業センター関係、あるいはそのもちろん企業立地の関係等を担っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） これは平成26年度の三股町の事務分掌表です。これを見ますと、企業誘致を担当する商工観光係で、ほかに商工観光全般に関することであつたり、商工会に関すること、中小企業への支援、融資に関すること、家庭の日に関することなど、10項目を超える分掌事務があるわけですね。それを担いながら、企業立地というのを推進していくというようなことになるわけですね。

つまり、担当者というのはたくさんの方のことを抱えており、企業誘致をしたくても動けない状況にあるというふうなこと。町長は、12月に企業誘致に努力するという言葉をいただいて、専任担当者の配置を期待しておりましたけれども、分掌表を確認すると、商工観光係の減員、これについては、どのように町長説明されるのかなというふうに思います。

2期目に向けて何か秘策を考えておられるのかなというふうに思ったところです。木佐貫町長の2期目としての町民の働く場の確保についての意気込みをお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私、この町長職を担わさせていただきましたから、企業立地に対して対策官というのを配置しまして、そちらのほうでの取り組みをお願いしたところですけども、なかなか前に進みませんでした。対策官という形でいいのか、それともまた本来この商工観光係に問題があるんじゃないかなろうか。要するにこの組織の中で、祭りもやります、それから企業立地もやっていきます、物産関係もやっていきます、いろんな仕事を担っていく中では、組織機構を見直していくべきじゃないかなろうかというふうに考えて、今課長のほうに、新たにこの6次産業化、農商工連携という形でこの産業の活性化か、地場産業活性化か、企業立地はと、そのためには

どういふふうな組織がいいのかというのを今投げかけているところでございます。

そういう意味合いでは、この商工観光の部門の強化という意味合いでの新しいこのプラントを今後検討していきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 公約ということですね、これ以上は突っ込みませんが、2期目ということで、大変町民の目も今後厳しくなってくるというふうに思います。

町長におかれましては、町民に夢を与えてほしいというふうに思いますし、三股町に住んでよかった、三股町に住みたいと思えるようなまちづくり、町のイメージづくりを行っていただきたいというふうに思います。

最後に、町民に対して、2期目のメッセージをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 4年間この町長という仕事をさせていただきました。いろんなことにチャレンジしてきたつもりでございます。まだまだ大きな成果というのは見えませんが、しかし、これをこれまでの4年間を踏まえて、この次の4年間、もし担わせていただければ、確実に成果が出るような方向に仕事をさせていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、次に進んでまいります。

次は、少子化対策であります。三股町は今、人口は微増という形で推移しておりますが、都城圏域で見ると人口は減っております。つまり、三股町も人口が減るときが来るというふうに思われますけれども、長期的視点に立った施策をお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この前、日本創生会議人口減少問題研究検討分科会が発表したのをちょっとお話しさせていただきました。回答にさせていただきたいなと思います。

将来予測人口につきましては、この日本創生会議が、30年間で若い女性20歳から39歳の女性が半分以下になる自治体を試算しまして、将来消滅可能性のある自治体として発表したことから、大きな話題となったところであり、宮崎県でも26市町村中15市町村が該当したというところでございます。

本町の減少率は、県内で最も少なく、これまで取り組んできました乳幼児の医療費の無料化、保育料の上乗せ支援、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの開設など、子育てしやすい環境づくりなどが一定の成果を上げたのではないかとこのように考えますが、2040年における本町の若い女性の減少率も29.9%と大きく、少子化はさらに進むものと思われま

少子化に歯どめをかけるには、若者の大都市への流出や晩婚化、未婚化、そして若年層の非正規雇用の増大など、多くの難しい課題がありますけれども、少子化が社会全体に与える影響度の大きさを皆が認識しまして、行政、企業、地域が一丸となって、それぞれができることを精いっぱい取り組んでいく必要があるというふうに考えています。

町では、現在取り組んでおります子育てしやすい環境の整備、先ほどマニフェストの概略の説明をしましたがけれども、そういうのをさらなる拡充をしていくとともに、若者の雇用、生活の安定化に向け、若年層の雇用拡大など、若年層への各種施策を検討してまいりたいというふうに考えています。

そして、その雇用の場の立地動向と申しますか、それについて、現在進んでどんな取り組みをしているかということについて、産業振興課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 雇用の場の創造の一つとして、企業立地ということで、企業立地のほうの進捗状況をちょっと説明させていただきます。

現在、立地交渉中が3件ございまして、産業振興課で交渉を続けているところでございます。

まず一つ目、東海地方の農産物の加工メーカーによりますこちらの地元産地と直結した工場の建設といったのが出ております。

ただ、この企業は水を多く使うことから、井戸水でないと対応し切れないということから、井戸水が出て、便利な場所ということで検討しているところで、この企業は、町内に入りますと、20名から30名の雇用が生まれるということになっております。

また、2件目につきましては、都城市内の原木を扱う企業が町内に移転を考えておられるということでございます。これにつきましては、郊外の広い土地が必要ということから、農振除外、あるいは農地転用、そういった問題も含まれてきますけれども、もともとこの会社に町内からの勤務者がいらっしゃるということから、またその拡大に向けて、再度町内からの雇用が見込まれるということでございます。

それから、3件目、これは食物を扱う企業なんですけど、分離されまして、新規に、新しく起こされる事業になります。

これにつきましては、もう多分、きょう、あす、用地契約の部分のほうに持っていかれてまして、詰めの交渉という形で産業振興課と一緒に動いておるところでございます。

こちら町内からの雇用に条件にということで、立地担当としては動いておりますので、その件に関しては業者からの了承を得ておりまして、町内雇用が見込まれるということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 長期的視点に立ったところを、雇用というところまで考えてくださっているんだなというふうなことを改めて感じたところですけども、大所高所から少子化というのを見てみますと、日本の人口は、平成16年をピークに減り続けています。

今回、政府は、将来の急な人口減少問題に対するために、安倍首相を本部長にした総合戦略本部を設置しました。つまり、急な人口減少は現在既に緊迫した状況が見えてきているということのあらわれでもございます。

こちらは、財務省が出しているデータです。こちらのデータを見てみますと、国の予算の96兆のうち借金返済に当たる23兆円が全体の24%、社会保障に係るものが30兆で31%、合わせると55%。つまり現段階で借金返済と社会保障に係る割合が半分を超えて55%。しかも少子高齢化が進めば社会保障の割合が高くなるという、これは国の予測であります。

一方、三股町。三股町のほうでは、今回この中期財政計画資料を出していただきました。

中期財政計画資料を見てみますと、国と同じように、扶助費については、少子高齢化の影響による社会保障関係費の自然増が今後さらに加速することが予想され、平成20年から24年の平均の伸び率は8%、さらに26年度以降、国の制度改正による社会保障関係費の拡充が予想されているため、扶助費の歳出がふえることが予想されると、ことし3月に発表した資料に明確にこれ書いてあります。

それから、先ほど町長も申されましたが、日本創生会議によるデータのほうも非常にショッキングな内容でありました。

これらの状況を理解すれば、はつとしないはずがないと。ふるさとを守るため、危機感を抱かないわけがないというふうなことでありまして、今回、少子高齢化ということも出したわけですけども、我がふるさと三股町を守るために、少子化対策、若年女性の引きとめまで考えていかなければならないんだなというようなこと。

前回私は、子育てしやすい町の視点で意見を言いましたけれども、こういったことを考えると、少子化対策、それから若年女性の引きとめをしっかりと考えていかなければならないというふうなことで、しかも早い段階で手を打たなければならぬんだというふうに危機感を抱いたわけです。

担当部署がどの課になるかわかりませんが、こういうふうなことを考えて、どのようにお考えなのか。お答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどの日本創生会議がまとめた今後の人口動態の中で、三股町の部分を見てみますと、2010年が2万4,800人。これが国勢調査の数字でございます。

そして2040年、これから35年後ですが、そのときに三股町は2万2,261人ということで、他の市町村から比べると大きなこう人口減はないわけなんですけれども、ただそれを年齢

別にこう見ていきますと、今現在、1年間に子供さんたちが、赤ちゃんが300人前後生まれています。

それがこの2040年を見てもみますと、大体200名になっていくということで、そしてまた高齢者のほうがふえていくとなると、まちの形、またいろんな社会システムが変わっていくなどということがございますので、そういう大局的視点から、三股町の今後の教育、そしてまた社会保障、それからまた経済含めていろんなあり方を検討すべきだなというふうに思います。

これは何もしなかった場合にこのようになるということですから、こうならないように、子育て支援と企業立地を含めて、雇用の場の創出といいますか、そういうものに努力して、少しでもこの日本全体が人口が減っていくわけですから、三股町だけふえるというわけにはいきませんので、そのあたりは、いかになだらかな部分に持っていかという努力をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） こちらの思いをくんでいただいた答弁でしたけれども、そのデータの中に、人口が1万人を切る自治体、523の自治体は消滅の可能性が高いというふうに出ておりましたが、我が町はどうか人口は保たれているというふうに思います。

20歳から40歳の若い女性がアグレッシブに活動するまちを目指して何をするかということになるというふうに思いますけれども、先駆的な三股町のモデルというのが全国に発信されるような、そういうアイデアに富んだ三股町の取り組みを期待します。

知恵を絞って、若年女性がとどまるような、そういう成功事例が確立しますと、このことは間違いなく日本中から注目されるような事例になるというふうに思います。

この件については、アイデアマンでありますし、町長の腹心でもあります副町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） この少子化対策ですね、今町長も言われましたように、本当に大きな問題だと考えております。

先ほどありましたように、本当に一つのもので解決する問題でもないですし、いろんな方面から考えていかないといけないということですので、これについては、議員の皆さんと一緒にあって、こういう議会の場で、いろんな情報提供しながらですね、町としても検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 財務省の先ほど資料をお示しした講演会に副町長も出ておられ

まして、同じく危機感を持ったというふうなことで今質問した次第でございます。

次の質問に入っていきます。

次は、国保税の抑制対策についてであります。対策はどのようなものか、お尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 健康づくりが保険税を抑制することになるが、その対策はどのようなものかというご質問でございます。回答させていただきます。

医療費は、生活環境の変化や医学の進歩、人口構造の変化等に伴いまして、毎年増加の一途をたどっているところでございます。

町では、健康増進法の基本理念を踏まえまして、「いきいき元気三股21」を平成17年度に策定しまして、23年度に新たな目標を追加いたしまして、健康づくり事業や疾病予防事業に努めているところであります。

事業を進めるに当たっては、これまで取り組んできた健康づくり指標を検証評価し、食事、運動、心など、分野別に実現可能な目標を設定し、その達成に向け、個人、家庭、地域、行政など地域社会全体で連携、共同して推進しているところでございます。

国保の医療費5月診療分について、過去5年間、生活習慣病受診者の割合を見ると、57から58%で、6割近くが生活習慣病であり、割合の高い順に、高血圧、脂質異常症、糖尿病、心疾患、脳血管疾患となっております。

病気の早期発見は、治療や重症化の予防につながりまして、将来の医療費の伸びを抑えることができますので、結果として、国保税の抑制につながります。

主に成人では、疾病予防として、生活習慣病の発病予防と重症化予防を重点課題として考えています。

健康づくりの事業の現状については、担当課長から、その内容について詳しく報告いたします。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） 町の健康づくり事業につきましては、地域とさまざまな支援、共同して推進しているところでございますけれども、各分野ごとに主な取り組みについて、説明申し上げます。

まず、食事の分野ですけれども、食生活向上委員等を通じて、地域での料理教室の開催、回覧、ホームページ等を利用して食生活向上の情報提供、そして健診実施後の健康状態の確認とその結果を生かした指導をいたしております。

次に、運動の分野ですけれども、三股チャレンジ総合クラブの利用促進。運動しやすい施設や公園、道路、街灯などの環境整備、地区組織活動の担い手である健康づくり推進委員、食生活向上委員主催のいきいき元気塾、健康づくり講話、運動実習など、そして介護予防として足元元気教

室で地区での取り組みを支援しております。

次に、心の分野ですけれども、地域で多世代交流のできる場をつくる。あるいは民生委員による相談活動や地域での見守りネットワークを整える。高齢者が孤立しないように見守りや声かけをすることといった取り組みがなされております。

また、健康管理センターでの保健事業の中でも、生活習慣予防対策を重視しまして、25年度から特定健診受診者を対象に、重症化予防の家庭訪問を実施しております。

これ具体的には、健診結果から健診データである血圧、血糖、腎機能等ありますけれども、そのデータごとに重症度を分類して、保健師が家庭訪問し、保健指導を行っております。

初年度は、話ができましたのが15件、内訳として、高血糖受診勧奨が6件、糖尿病の重症化予防、これが4件、慢性腎臓病重症化予防として5件というふうになっております。

これにつきましては、引き続き26年度も継続して実施予定ということで、訪問件数をふやしまして、重症化予防対策を充実していくということにしております。

以上であります。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） さまざまな対策は講じておられるようでありますけれども、先ほど話をしましたように、中期財政計画資料を見ますと、三股町の扶助費の割合は、平成20年から21年の伸び率というのは8%に及んで膨らんでいく扶助費。そのことに対して何らかの対策が必要だということは、ここにお集まりの皆さん、同じ意見だというふうに思います。

そこで、ほかの自治体の事例というのを2例紹介をしたいというふうに思います。

一つ目は、岡山県総社市の事例であります。健康な国保世帯に1万円をキャッシュバックするという制度であります。

この要件は三つであります。一つ目の要件は、国保税を完納していること。二つ目は、定められた期間において世帯全員が保険診療を受けなかったこと。つまり病院にかからなかったこと。三つ目は、40歳以上の被保険者がいるとき、全員が特定健診を受けていることというふうなことでございます。

なかなかおもしろい取り組みだというふうに思いました。どこでもその気になればできるような取り組みだとも思いました。

それから、2例目であります。こちらは、大阪府羽曳野市の事例であります。

健康優良世帯に対する制度でありまして、国保税を完納し、2年以上医療機関にかからなかった世帯を対象に、10万円程度の脳ドックを含む人間ドックを無料で受診できるようにしたものです。

ぜひ、このような注目されている事例もありますので、参考にさせていただき、町民の健康増進

と保険料の抑制に努めていただきたいというふうに思います。

課長としては、このような取り組みをどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） 今議員のほうから提案ございましたけども、三股町も過去の制度とといいますか、さかのぼってみますと、平成17年ごろまでだったんですが、優良世帯への表彰に関する要綱というのがございまして、表彰制度がありました。

1年から3年間通じ、3名から1名以上で療養の給付、これを受けなかった世帯。病院にかからなかった世帯につきましては表彰すると、あるいは記念品を贈るといった制度があったんですけれども、目的が医療機関を受診しないということでの表彰であったわけですが、こういったときに無理して受けないというようなことで、かえって重症化を招いたという事例も発生しまして、この制度はもう17年で廃止になっております。

現在取り組んでおりますのが保健事業ということで、特定保健指導、あるいは26年度につきましては、人間ドックの個人負担を、要するに公費負担を2万から3万に増額して個人負担を1万以下に抑えるというような形で、節目の人間ドックを充実することを図っておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長にお尋ねいたします。このような内容のことも、自治体等もありますけども、所感としてどのようなことをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 医療費の国保の増の原因というのは、先ほど回答でもお話ししましたけれども、生活習慣病等、そしてまた重症化、非常に高額医療等ですね、重症化すると高額医療に影響されまして、非常に国保会計を圧迫します。

そういった意味では、本町としても今取り組んでおります、特定健診の受診率を上げていく。そしてそれが特定保健指導に結びつくと。そういう形での予防の取り組みですね、そしてまた重症化の対策と、そちらのほうを重点的にやっていきたいなと思います。

いろんな取り組み等もありますので、私たちもこのトップセミナーというような形で、各いろんな国保の自治体の取り組みについて勉強させていただいておりますので、そのあたりも参考にしながら、この国保税の抑制、いかに医療費を抑えていくか、鋭意取り組んでいきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今の対策が功を奏して、どんどん抑制されればいいんですけども、なかなかそういった結果も出てきていないというのが現状でありますので、ぜひ前向きにい

ろいろと検討いただきたいというふうに思います。

次に進んでまいります。

次に、防災についてお尋ねいたします。大規模災害などの危機管理に関する専門家を非常勤などで配置すべきではないかというふうなお尋ねです。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この防災につきまして、大規模災害等の場合の危機管理に対する専門家を配置すべきじゃないかというご質問に対して回答させていただきます。

最近、近年ですね、自然災害、異常気象の頻発、そしてまた大規模化と。そしてまた想定外というような新たな危機管理事象が出現しておりまして、市町村においても、総合的な危機管理体制の強化というのが求められているところでございます。

このような中、県を初め消防局、警察、自衛隊等の支援をいただきながら、本町でも、防災、減災に努めているところでございますけれども、県や市においては、防災や危機管理の分野の専門的な能力やノウハウを持った専門家で、例えば自衛隊OBの方などを防災指導官などとして採用しまして、災害や事故等の緊急事態の対処能力の充実強化を図っているところでございます。

本町においても、前回、地域防災計画の見直しの際には、消防局、都城消防局のOBを採用しまして、策定作業に携わっていただいた前例がございますが、今後、自衛隊等からの情報をいただきながら、専門家の配置についても、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今お答えいただいたとおり、大規模災害に対して、自衛隊OBの活用ができないかなというふうに思ったところでありますが、課に行っているいろいろ話を聞きましたところ、いろいろ難しい面もあるというふうに伺っておりますけれども、ぜひ、いつ来るかわからない非常事態に対して、しっかりとした整備を図っていただきたいというふうに思います。

次に進んでまいります。

次は、町の広報活動についてでございます。三股町の広報手段は、文書掲示、広報紙、ホームページ、フェイスブックなどが活用されておりますが、町民に情報が伝わっているかなどの検証作業があるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町の広報活動についてのその検証作業関係ですけれども、これにつきましては、地域政策室長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） 本町の広報手段としましては、広報みまた、回覧板、ホーム

ページ、フェイスブックを主に使用しておりますが、町民の方々ですね、どのメディアを活用して情報を得ているかの検証作業は担当課としては行っておりません。

健診のお知らせなど、対象者が特定されている情報については、個人にダイレクトメールでお知らせをしました後、補完する目的で広報紙に掲載しておりますので、検証の必要性は少ないと思われませんが、不特定多数の方々へのお知らせについては、想定する対象者、そして情報の入手手段も変わると思われるため、検証の必要性は感じております。

不特定多数の方々への広報手段としましては、情報の種類や対象の地域、そして対象者の違いによりまして、通常のプロパゲンダ手段のほかにテレビ、ラジオ、新聞広告、新聞折り込み、チラシなど幅広いメディアを活用しまして、できる限り多くの方々へ情報が伝わるように努めているところでございます。

現在は、文化会館でイベントの主催者の方が、アンケートによりまして、情報の入手手段の検証作業を行っておりますが、太陽光発電の設置補助とか、E T Cの設置補助とか、そういう人気が高く先着順で交付しているような補助金についても、今後は検討していきたいというふうに考えております。

なお、総合計画、そのような各種の長期の計画の策定時には、そういうアンケート調査を行っておりまして、昨年、環境意識調査というのを行いましたが、この中で調査した結果では、テレビ、ラジオが28.7%と最も多く、次に新聞・雑誌で23.8%、回覧広報が14.7%、インターネットが8%という結果でございました。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 先ほどの議論に戻りましたが、20歳から40歳の若年女性の引きとめを行わなければ町がどんどん衰退していく。町の人口が衰退していくということも重ねて考えますと、やはりそういった若年の女性に対する優しい広報活動、伝わる広報活動というのをしっかりやっていかなければならない、自治体としてやっていかなければならない時代が来ているんだというふうなことですね、考えていただきたいというふうに思います。

どんなすばらしい取り組みも、伝わらなければ何も起こらないわけで、現在は広報紙というのが一番大きな手段であるというふうに思います。同時に、ホームページというのでもかなりの人に見てもらっています。

今、ふるさと納税で注目を浴びております。ホームページのトップページから目をひくつくりにはぜひやっていただきたいというふうに思います。

ほかの自治体というのを見ますと、やはり中をこう見たくなるような、そういう仕組みというのがたくさんされておりますので、ぜひそのあたりもやっていただきたいというふうに思います。

フェイスブックは、これからの時代、今もう大分使われているところでありますけれども、これからのことを考えれば、これは一つの案でありますけれども、若い町民団体の活用ですね、例えばきずなとか、商工青年部、消防団などに依頼して、三股町の情報発信の現状とよりよい広報手段というのを議論してもらおうとか、若いワーキンググループを立ち上げて議論してもらおうなど、これはもう必要になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、地域政策室長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） フェイスブックですが、3月議会で同じような質問がありましたときに、いいね！の数の登録者が333件ということでしたが、今現在465件ということで、132件増加しております。

いろんな発信をしていきながら、どんどんユーザーをふやしていきたいと、そして活用していきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今、いいね！の話が出ましたが、フェイスブックに関しては、見る人、いいね！を押す人、押さない人というのはあるので、全体的なことはしっかりとした数は言えませんけれども、川南あたりは、やはり200件は必ずいいね！がついている状況。三股町で見えますと、30件、40件の段階なんです。まだそういう人しか押してくれてないというようなことを考えますと、まだまだ努力が足りないんじゃないかなというふうな感じは受けておるところでございます。

総体的に広報活動というふうなところを見たときに、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど回答しましたこの町の広報といいますか、町の情報の発信の仕方というのが、いろんな手段がございますけれども、まだまだこのICTの活用というものがまだこれからの部分も多々あるのかなと思います。

町としまして、今のところ、回覧とか、広報みまたとか、ホームページ、要するに情報を多くの方々に見ていただくという形での旧来からのスタイルでやっているわけなんですけれども、今後言われるように、ある年代をターゲットにするというような情報の発信の仕方とか、あるいはまたそういうICTの発信が、行政だけでなくって、それ以外のいろんな民主団体なんかで活躍している人たちが情報発信の主体になっていくとか、いろんな使い方があるのかなと思います。

ただ、その中では、いろいろと成り済ましがあったり、誹謗中傷があったり、いろんな形でのこのルールづくりというのも必要かなと思いますので、そのあたりのところも十分検証しながら、より地域住民に情報が伝わる方法等を検討すべきかなと思います。

それがこの協働のまちづくりの一つの手段かなというふうに考えてますので、検討させていただきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 最後になりますけれども、まちの元気よさはイメージづくりでもあります。覚えている方もいらっしゃるかというふうに思いますけれども、都城市では、岩橋市長時代に成功したウェルネス都城。当時のキャッチコピーは、「人が元気、町が元気、自然が元気」というものでありました。皆さんよく覚えている方もいると思いますが、もう日本中が注目した自治体におけるC I運動の先駆けで、全国紙でも非常に大きく取り上げられたものであります。

ぜひ、三股町の今後のステップアップに期待をしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） ここで、本会議を11時まで休憩いたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順位2番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 7番、上西です。通告に従いまして、質問していきます。

政府は、昨日、参議院の厚生労働委員会で、全野党が反対する中で、医療、介護制度を根本から改悪する医療介護総合法案を与党だけの賛成で採決しました。

同法案の主なものは、一つ、要支援者は訪問、通所介護が保険給付で受けられない。二つ、特別養護老人ホームは、原則要介護3以上でないと入所できない。3. 介護保険に2割負担を導入する。4. 入院ベッドを削減し、患者を締め出すなど、現行制度を大改悪する内容です。

現在、要支援1、2と認定され、介護サービス、予防給付を受ける人の8割はヘルパーによる訪問介護、デイサービスなどの通所介護を利用しております。

今回の介護保険の見直しは、介護の社会化の理念を完全に放棄し、公的給付を削り、介護の責任を再び家族や地域に押しつける、いわば介護の自己責任化にする内容です。

本町での要支援者が、訪問介護、デイサービスなどを介護保険で受けられなくなれば、この人たちはどうなるのか、まず伺います。

それと、本町での介護支援1、2の方々は何人ぐらいで、認定を受けている方の割合はどのくらいあるのか、質問いたします。あとは質問席にて質問してまいります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 上西議員の質問に回答させていただきたいと思います。

介護保険の見直し案でございますが、要支援者が利用してきた訪問介護やデイサービスなどの予防給付がどのように今回見直されるかというご質問でございます。

介護保険制度につきましては、高齢者の介護を社会全体で支える制度としまして、平成12年度にスタートいたしました。そして、確実に普及定着しているところであります。

しかしながら、その一方では、高齢化の進行に伴いまして、介護認定者が増加いたしまして、介護給付費が急激に伸びてきたことで、平成18年には、予防重視型のシステムへの転換を中心とした制度改革が行われました。

本町におきましても、地域包括支援センターを中心に、住民ニーズに応じた各種予防施策を実施してきたところであります。

今回の見直しは、介護保険制度内でのサービス提供であり、財源構成も変わりませんが、見直しにより、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなどによるごみ出し、買い物支援、配食、見守り、地域サロン等の新たな取り組みができるなど、多様な担い手、単価によるサービス提供が可能となります。

つまり、認定に至らない高齢者がふえることを想定して、さまざまなニーズに対するサービスを拡大し、在宅生活の可能性と安心を確保し、介護サービスからの自立意欲の向上を図るため見直されるものと理解しています。

既存の訪問介護、通所介護サービスは、市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化するものでありまして、平成30年3月末までに、段階的に移行するものであるというふうに理解しています。

最後に、要支援1、2の人数等についてのご質問がございました。これについては、担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 要支援の該当者数と要介護の該当者数でございますが、26年3月末でございますけれども、要支援1、2で合わせまして276名。そして要介護1から要介護5までが857名。合計の1,133名が現在認定を受けていらっしゃいます。

高齢者の人口が6月現在で5,993人でございますので、率といたしましては、18.9%ということになります。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本町での要支援者が276名で、1、2の人たちが276名。約3分の1ぐらいですよ。その中で、この人たちが介護保険にはまらなくなるというふうなことになるときに、今までの訪問介護、デイサービスなど受けている人はどうなるのか。質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 質問の2番の地域支援事業に肩がわりさせてと聞くが、本町の具体的施策はどうされるかでよろしいですかね。

本町の具体的施策についてでございますけれども、現時点では、どのような事業にどのように取り組めるのか。そして参入する事業者が見込まれるのか。ボランティア等の協力をとっておりますけれども、そういう協力が得られるのか。さまざま検討したいというふうに思っております。でございますが、詳細な情報をまだ入手できない状況でございます。介護保険制度の改正案を含めました地域医療・介護総合確保推進法が、先ほど議員のほう言われましたように、5月15日に衆議院を通過しまして、本日参議院の本会議で成立する見通しであります。成立しますと、確かな情報等も入手できるというふうに思っております。

ことしの7月ごろからは、超高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の開催も予定しておりますので、その場での協議を経て、またパブリックコメントによる意見集約や、先進地の事例の検討や、関係機関との協議等を行い、遅くとも平成28年度末までには、本町におきまして、地域支援事業として取り組む具体的な事業を示し、平成29年度中には施策が実施できるようにしていきたいというふうに思っております。現時点で、まだちょっと具体的にはお答えできないという状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、今、デイサービスとか訪問介護、ヘルパーさんの介護を受けている人たちは、今現在のところは現状のままということよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 現状のまま、利用者の皆様にとっては何ら変わらないという状況が続くということには聞いております。その中で、またその中から、今度は地域支援事業に持っていける分を町村で考えなさいということのような制度だというふうに理解しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） その地域支援事業とは、そもそもどんなものなのか具体的に。

今、社会福祉協議会で要支援、介護状態になる前の人たちを受け入れてますよね。そのようなこととか、それから、その配食とか、ふとん乾燥とか、そういうふうなことを地域支援事業の中

と一緒にやってらっしゃって、それを拡大するというふうなことで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 今、介護保険制度で要支援1、2の人が予防訪問介護を利用したとしますと、そこにヘルパーが入ってまいりまして、室内の清掃、買い物とか、食事の準備とかもされます。それを介護報酬の単価にしますと割高になるという部分を、ボランティアの皆さんや、ただごみ出しはごみ出し用のお手伝いができる方たちを見つけて、そちらのほうでやっていただくとかやっていく中で、介護報酬、介護給付費を下げていただきたいというような感覚で国は制度をつくっているというふうに思うんですけども、その受け皿がどのようにつくれるかが我々としては心配しているという状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） きょうの宮日の記事でも、市町村受け皿不足というふうなことを書いております。ほとんどの自治体が、もう受け皿もないのにというふうなことで、どうしていいかわからないというふうなことで心配されているんですが、ボランティアとか、そういうふうなことで、今まで通所とかデイサービス、ごみ出し、本当にこうできるのかどうか。ボランティアがいるのかどうか。そのあたり、どう考えられますか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） そこら辺が大変難しいとこなんですけども、ある程度技能を持った方々でなければ、また認知症の方々を対応したりするというようなこともできなかつたりするおそれもありますので、なかなか難しいとは思っておりますが、今、ファミリーサポートセンターで一時的に子供さんを預かる事業をやっておりますけども、そこにボランティア、有償ボランティアですけども、50人程度の方々が参加していただいて、ちょっと保護者の方が時間の都合がつかないときには見守りをやっていただいているというようなのをやっておりますが、その高齢者版というのなんかをつくっていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） とにかくボランティアとかNPOとか非専門職に肩がわりさせなさいと、そういう市町村に、現在の介護保険で払っている金額報酬のその以下の単価を市町村独自に設定しなさいというふうなことを国は言っているわけですが、きょう参議院で採決されるわけですから、今から詳しいことは入ってくると思うんですけど、今までの審議の中で言われている中で、とにかく何もかも経済性だけを、介護保険が、これ以上高齢化すると介護状態の人もふえるから財源不足になるからというふうなことで、財源だけの考えでやるというふうなことじゃないかなと思うんですね。

国はですよ、とにかく14年前ですか、介護保険ができたときに、保険料を払ってくださいと、無理やりに40歳から64歳までは少なく、65歳以上になるとばあっと介護保険上げて年金から天引きされているわけですが、本当にこう、そういう中であって、だんだんこう介護を受けたいのに受けられなくなる人たちが出てくるという状態になるわけですよ。

そういうことに関して、正直なところ、町長は、今度のこの介護保険の見直しについて、どうお考えか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 介護保険のこの保険料ですね、これはもうご案内のとおりですね、本町も県内で非常に高い部類に入るところでございます。といいますのは、やはり高齢化が進行していることと、それとまた介護付の有料老人ホーム等ですね、いろんなこの施設が立地しております。それらの負担を誰が担うかということだと思います。

このままずっと保険料が上がってもいいよとなれば、今の制度で結構だと思いますけれども、しかしこの保険料を国が払えということであれば、それだけまたいろんな形の国民負担がふえていくわけですから、それをいかに社会化して、皆さんで負担していくか。そしてそれをどう抑えていくかということですから、これも一つ高齢高額所得者にとっては、この保険料が上がってきます。窓口の負担が1割から2割と。そして低所得者にとっては、その負担をできるだけ減らそうということで、もうちょっとこの5割軽減から7割軽減まで持っていくという制度的な内容もございます。

そういう意味合いでは、やはりこの保険料の負担をどう担っていくかという意味合いでのこの議論じゃないかなというふうに思いますので、そしてまた、この言われるように、地域包括ケアシステム、地域の中でどう担うかというのもまたこのいなかといいますか、地方のほうではなかなか担い手がいないということで、非常にこうどう構築していくかという課題があるわけです。

その意味では、いろんな知恵を出し合いながら、いろんな形での今よりもこの介護保険の介護にならないための予防とともに、それ以上サービスが低下しないような形の知恵を絞るべきかなというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 高齢化に向かって社会保障費がふえるのはもう当たり前のことであって、だから国は消費税を値上げするんだというふうなことを言われて、5%が8%になったわけですが、財界はですね、社会保障、介護とかそういうふうなものにお金をかけるのを少なくして、法人税減税に回せと、そういうふうなことを言っているんですね。

だから、本当にどこにお金を使うかというふうなことから考えたら、要支援とか、そういう軽い人たちをやっぱり早く手当てしたほうが、医療費もそうですけど、初期の段階で手当てしたほ

うが重度化にならない、重症にならないというふうなことがあるわけですね。

これが要支援の人たちを介護保険のほうから外してしまうと、そして町村の地域支援事業に移してしまうと、ボランティアとかそういうふうな人たちは専門家じゃないわけですから、やはり大変な、かえってお年寄りの人たちが不安に感じたり、それからボランティアの人が来たけど、お礼せんでいいやろかとか、そういう余計な心配をしないといけないと。かえってこう高くつくとかいうふうなことも懸念されるわけですよ。

今の地域支援事業になった場合に、国は、現在の報酬以下の単価を市町村に設定させたりするということが言われているんですが、報酬単価の引き下げとか、それから人員基準とか、そういう運営基準とか、そういうふうなことはできるとお考えでしょうか。福祉課長。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 報酬単価の見直しがあるとか、そういうのをお聞きしているんですけども、どのようにどう変わって来るかというのがまだわからない状況でございまして、何とも言えないとこなんですけども、要支援の方々につきまして、介護保険がサービスに入っていきますと、時間単位で入っていきますけども、その部分で高齢者の方が、あることは自分でもできるけど、ヘルパーが入れば全部そこでしてもらって、やっていただけたというようなことになれば、その高齢者の方の体の動く方にとってマイナスの面に働く点もあろうと。わかりますかね。

全部が全部やってあげますとというのも、そう言われておまして、ちょっとこの人はこれだけしてあげればあとは全部自分でされるんだというようなことをやっていって、高齢の方々が介護認定等に進まないようにというような考えも入っているようでございますけども。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、お年寄りの家庭にヘルパーさんが訪問しておるので、どれぐらいの時間されていると思いますか。45分ですよ。ヘルパーさんの手助けというのは、今までは1時間半ぐらいあったのが、今45分になっているんですよ。ヘルパーさんというのは、だから、本当にもう45分の間で掃除したり、一緒に調理しようとか一緒にやろうとかしても、45分の間ではできないわけですよ。だから、もう自分がさっさっさとして見守ったり、そこら辺時間がもう本当に私もヘルパーをされている知人が何人かいますけど、大変な状況になっているわけですよ。

それでそのお年寄りの自立度を低めるとかいうふうなことを言われたら、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですね。

もう一つは、認知症の人たちというのは、ひとり暮らしとか認知症のお年寄りは、実際の状態よりも軽く判定される傾向があるんですね。

うちの母も七、八年前に死んだんですけど、その前、十何年か悪かったんですけど、最初のと

きがわからなかったんですよ、認知症ということが。何でこんなことを言うんだろうか、するんだろうかというふうで、3年間ぐらい私は悩みました。

やはり、最初の段階というのがやっぱり大事じゃないかなと。今テレビなんかでも、認知症の初期の段階で手当てをすれば状態が進まないということがお医者さんなんかも言われているんですが、私、本当に十四、五年前にそれを知っていたらよかったのになというふうに思うんですね。

今ほど情報がなかったもんですから、やはりだから、そういう専門的に勉強された人たちが訪問したり、話を聞いたり、見守ったりすることがいかに大事かというふうなことを感じるんですが、そして国はですよ、認知症の初期対応の重要性を掲げて、認知症施策5カ年計画オレンジプランというのをつくっているんですけど、そのあたりはご存じですよ。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） ただいま議員のほうから言われましたように、認知症の方々は介護認定度の判定が若干軽くなると言われていることは事実で、体のほうが結構しっかり動かれるという点がございまして、若干その点で低くなるというふうなことも聞いたことがございます。

認知症の方々がかなりふえてくるということで、国も認知症対策をまた別枠で今度設けております。対策事業を制度化しております、本町でも、福祉課のほうに認知症地域支援推進員を26年度から配置をいたしました。そして、初期の段階から、言われるとおり、認知症とはどういうものかから、また家族の支援から、そして家族会の立ち上げから、そして大悟病院等の連携とか、そういう形で、早い段階からの認知症の方々にかかわっていきたいなということは考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、町は、そういうふうなことも含めて具体的に施策を進めていると聞いて少しは安心したんですが、それでも、この介護保険の見直しで、要支援が介護保険のほうから外れると、認知症の人たち、予防給付の見直しが国の政策と矛盾するわけですよ。逆行するわけですよ、その意味でも、やはりじゃあその肩がわりを地方自治体がするというふうなことになって、ますます地方自治体の出費がふえるというふうなことになるのではないのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） ちょっと状況ははっきりわからないんですけど、たくさん事業をやればどうしても人間が必要となってきますと、そこには人件費が伴いますので、町の負担というのがふえてくるのかなと思いますが、それに対して、国がどのように、どの程度の補助とか何かを支援をいただけるのかとか、そういうところもちょっとわからない状況でございまして、現状では何とも申し上げられないところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） またこの問題は、きちっと詳しい状況がわかって、次々の質問で取り上げたいと思いますが、とにかく、それともう一つ、介護利用料の負担は2割負担になるというふうなことを言われておりますが、そのあたり、詳しいことを教えてください。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 介護料の負担はどうなるかでございますけども、平成12年に創設された介護保険制度の保険給付費は、年々ハイペースでふえ続けておりまして、平成13年度の国全体の給付費は4.6兆円でありましたが、団塊の世代が75歳以上になります平成37年度では21兆円程度までになると言われております。

国においては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、介護保険等の関係法律について所要の整備を行うため検討を行ってきており、ことし2月にその改正案が示されました。

その主な内容は、地域包括システムの構築と費用負担の公平化となっており、地域支援事業の充実、予防給付費の見直し、特別養護老人ホームの機能重点化、低所得者の保険料軽減の強化、介護保険事業計画の見直し、サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用などの法律が平成27年4月から施行され、市町村におきましては、平成29年4月までに予防給付費の見直しを行い、平成30年4月までにその他の地域支援事業の充実を図ることになっております。

平成27年8月からは、一定以上の所得のある利用者を対象とした自己負担の引き上げや施設入所者に対する補足給付を、預貯金等の資産や配偶者の負担能力を勘案して算出する改正が施行される予定であります。

このように、低所得者への保険料の軽減強化が実施されますが、一方では高所得者の自己負担割合が2割になるなど、介護保険制度の大きな改革が行われる予定であります。

介護保険料につきましては、制度改正による算定システムに、今後見込まれるサービス事業量は数値を入力して算出しますので、現状では今後の負担がどのようになるのかわからない状況でございますが、先ほど宮日新聞のほうの記事でございますが、国は来年の8月に2割アップにする基準を、年金収入が年280万円以上の人を対象としたい考えであるというふうに書かれている状況であります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） とにかく、利用料も年金で280万というたら月に20万ちょっと、25万にはならないわけですよ。うちなんかは最高の保険料も引かれてますから、手取りはもうぐっと今減っておりますが、そういうふうなことになるれば、ますますこう介護保険あって介護なしというふうな状況になりかねないわけです。

それと、事業所の人たちですね、今事業所を立ち上げてやっていたらしゃる人たちが、やっぱり今度の問題で、話を聞きますと、半分近くが、三股町の場合は、事業所の人たちはヘルパーさんが行って、それから通所デイサービスだと。それからそこが介護保険から外されて地域支援制度になって単価が抑えられたら経営が成り立っていかないと、そういうふうな心配をされておられるわけです。

それで、私もよく、今、介護職の人たちは物すごく給料が少ないものですから、人手不足で、よく誰か人はいないねというふうなことを相談されるんですね。

特にグループホームなんかでも、夜勤があるものですから、かわりの人がいないと。だから、ますます1人の人に少人数の人に負担がかかってやめていくから、もうとにかく大変なんだというふうなことを言われております。

そういうふうなことで、要支援1とか2とか、そういうふうな人たちを介護保険から外するというふうなことは、本当に高齢者も困るし、家族も困るし、事業所の方々も困る。そういう、今度の介護保険見直しはそういうものなんですよね。

だから、給付削減のその後始末を市町村に押しつけるのは、やっぱり国の責任逃れだと思うんです。

安心して利用していたサービスが使えなくなったら、生活が不安定となり、介護の必要性が増して、病気や要介護度が重くなることも考えられるわけですよね。

要介護状態になっても安心して暮らせるよう、そう約束して保険料を年金から天引きまでして支払ってもらっているのに、制度ができた後になって、後出しじゃんけんのように制度を次々と改悪して、予防やボランティアを組み込んでサービスを選ばなくすべきではないと思うんですが、本当にこれをどう町は肩がわりして、今までと変わらないお年寄り向けの施策をしていくのか。次の質問とも関連しますので、町長の公約についての質問に移って、高齢化社会に向けての取り組みを後でまたお伺いいたします。

それでは、2期目を目指す町長の公約について、お伺いいたします。

先ほど1番議員が言われたのと大体同じだろうと思うんですが、私としての質問をよろしくお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これから4年間ということで、もし再選されるんだったら、こういうふうにといい公約ですね。こちらのほうの概略について説明をさせていただきますけれども、1番議員の質問で概略は説明をしたとおりでございますが、五つのプロジェクト、そして10のまちづくりを基本テーマとしまして、自立と協働で創る活力ある元気な三股づくり、まちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えてます。

この4年間を振り返ってみますと、中心市街地の活性化策としまして、駅周辺の整備や塚原団地の整備、また過疎対策としまして、宅地分譲や公営住宅の整備、そして防災防犯対策として防災行政無線のデジタル化や街灯のLED化、それから生活道路、橋梁整備など、そしてまた子育てに優しいまちとしまして、ファミリーサポートセンターの開設や乳幼児医療費の無料化、保育料の上乗せ支援の継続、また放課後児童対策の充実に取り組んだところでございます。

アスリートタウンの創造としましては、弓道場の改築や武道体育館の耐震化と改築、そして西部体育館の実施設計など、地場産業の活性化としましては、ふるさと納税の推進やものづくりフェアの開催、住宅リフォーム事業などの導入、そして文化芸術、芸能分野では、文化会館、図書館を中心とした多彩な取り組みやまちドラなど。行政改革としましては、昼の窓口開放や事務事業の外部評価、特別収納対策係の設置などの機構改革など、各方面の分野で計画的に取り組んでまいったところでございます。

このように、事業に取り組めたのも議会を初めとしまして、町民の皆様のご支援ご理解の賜と感謝をいたしているところでございます。

そしてまた、実働部隊としまして、鋭意取り組んでくれた職員各位に敬意を表したいというふうに思います。

次の4年間を担わせていただけるのであれば、これまでの事業を継続するとともに、1番議員に申しあげました公約課題を実践し、住んでよかった、住み続けたいと言われる活気あふれる誇れる三股町の実現に向けて誠心誠意取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 先ほどの1番議員の説明の中で言われなかった、高齢化社会に向けての取り組みを重点的に伺いたいと思います。

2025年問題というふうなことが言われて、高齢化率がぐんと上がっていくわけですが、本町でも、そのあたりを含めて、どのように高齢化に向けての取り組みを考えていらっしゃるのか。今4年たって、もうあと4年、もうすぐ本当もう目の前なんですよね。やっぱり今から準備していかないといけないんじゃないかなというふうに考えるものですから、伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 高齢化社会に向けての取り組みということでの質問でございますが、日本の65歳以上の高齢人口は、今後着実に増加することが見込まれまして、団塊世代が65歳以上になる2015年、来年ですね、さらに後期高齢者になる2025年、この超高齢社会における社会保障や高齢者福祉のあり方をどうするかというのが大きな課題だと言われております。

また、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者世帯が増加いたしまして、さらに要介護や認知症の高齢者も増加している状況がございます。

本町も例外ではなく、町では健康管理センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会など関係機関が連携いたしまして、生活習慣病等の疾病予防や介護予防のための足元元気教室、総合支援体制の整備、認知症サポーターの養成講座の開催、傾聴ボランティアの養成、災害時要援護者の支援体制、くいまーの運行など、高齢者が安心して健康で暮らせる地域づくりに取り組んでいるところでございます。

また、高齢者がみずから有する知識や技能等を生かして、就労や学習活動、ボランティア活動など、さまざまな活動に参加できるよう、社会参加の機会の充実に努めているところです。

今後とも、これらの活動の充実、拡大を図るとともに、健康はつくるものという視点に立った積極的な一次予防を推進することが重要ではないかと考えます。

そのため、食生活の改善、スポーツ環境の整備、健康づくり教室の開催、多世代が交流できる場の提供などに取り組み、みんなが元気づっと元気、笑顔いっぱいの三股町実現のため、高齢者福祉の充実を図っていききたいと考えています。

先ほどありました、介護保険の見直しによります、この地域支援事業等の課題でございますが、今後、国の動向等踏まえながら、先ほど申し上げましたが、サービスが低下しないような町としての取り組みができるのかどうか、いろいろと検討させていただきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、高齢化時代に向かっていっているわけですが、高齢者でも元気な人、それからそうでない人、いろいろあるわけですね。私もそうですが、子供がよそに行って1人世帯、2人世帯が多いわけです。やはり、病気がちになったりしたときとか、老人性鬱みたいになったときに、どうそれに対応していくか。そこら辺も考えてもらいたいのと、それと空き家が結構今ふえてますよね。だから、そういう空き家対策としての何かこうふれあいセンターみたいなのができないのか。

やはりスポーツの苦手な人は、私たちがグラウンドゴルフやらに誘ってもなかなか出てこられないし、だけど、おしゃべりはしたいと。だから、そういうふうな方々の歩いて行けるような所、そういうふうなことも考えてもいいのじゃないかなと。

空き家が結構ふえているわけですから、そういう空き家対策を考えるときに、そういうことも考えていってほしいなというふうなことを私は思っております。いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 以前の質問にもそういう内容のお話がありました。そういう空き家の活用、そしてまた我が町には児童館がたくさんございます。それを多世代交流の場というような位置づけで活用できないか。いろんな取り組みといたしまして、できるだけ近い所で高齢者の方々が交流できる場、これは非常に大事なことだというふうに考えていますので、今後いろんな

形で検討させていただきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、高齢者の方々が、今度は空き地とか、野菜づくりとか、花づくりとか、そういうふうなことに目を向けてもらって、まちを美化するというんですか、環境整備、そこら辺なんかもまた考えていただきたいなというふうに思っているんですが、元気なお年寄り、定年退職して野菜づくりに目覚めたり、そういうふうな方々が結構いらっしゃいますので、そのあたりに向けたきめ細やかな施策というんですか、女だからこういうふうな小さいこと言うんですけど、男の人やったらこう大きな箱モノをつくれとか、そういうふうなことを言われるかもわかりませんが、私はソフトの面で、本当にこう三股に住んでよかったなというふうなことを感じてもらえるようなまちづくりを進めてほしいと思っております。

それと、農業問題ですね。農業、商業、この発展。今農業が法人、農協改革とか言われて、企業が参入してくるとかいうふうなことを言われて、農村の方々は不安を覚えているわけですが、そのあたり、どうお考えでしょうか。

農業の発展、6次産業化も大事なんですが、やはりこの自然環境の面からいって、農地というのは物すごく大事なものだと思うんですね。だから農業を発展させることが三股町の発展にもつながるわけですので、そのあたり、ちょっとお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 農業、商業などの発展に向けた取り組みというご質問でございますが、本町は、花と緑と水のまちをキャッチフレーズに緑豊かな田園都市を目指してきました。

その緑創出している農地は、食料の生産の場としての役割とともに、水を蓄える洪水防止機能や地下水の浄化や涵養機能、憩いの場の提供など、多面的な働きをしているところでございます。

このような重要な機能を果たす農業は、本町の基幹産業として、また環境維持産業として育成振興しなければならないと考えております。

農畜産業者を取り巻く環境は、国際化の進展に伴う価格競争、農業従事者の高齢化、後継者不足、そして田畑の区画の狭隘さ、そして家畜防疫、飼料や燃費の高騰など、課題が山積しているところでございます。

そのような中、国の農業政策が大きく転換されまして、昭和45年から半世紀にわたって続けられてきました減反政策が、平成30年度から大きく変わります。

このような情勢を踏まえ、地域の農業、農地を守るために、担い手農家や集落営農への農地の面的集積を進めるとともに、畑地かんがい事業を推進することによりまして、もうかる農業につなげ、そしてフードビジネス、農商工連携、農業の6次産業化にも積極的にチャレンジする環境整備に努めたいというふうに考えています。

商業につきましては、我が国経済のデフレ脱却に向けた趣旨の経済政策の効果で、一部に回復の兆しが見られたものの、円安による原油の高騰、電気料金の値上げ、4月からの消費税引き上げの影響等、先行き不透明感は解消されず、小規模事業者は依然として厳しい環境であるというふうに認識いたしております。また、駅周辺から山王原にかけて、空き店舗が散見するようになっているところでもあります。

空き店舗の実態調査から、品そろえ、大型店への購買者流出、売上不振、後継者なし、駐車場不足などで廃業に至っている実態が見えてきました。

本町の商業環境は、大型店が近接していることから、差別化、個性化、地域密着など、きめ細かな事業展開、サービスが必要でないかと思えます。

また、ふるさと納税等の連携や各種イベントの充実拡大で、交流人口を商業活性化につなげていくのも一考かなというふうに考えています。

高齢化が進行する中で、従来の郊外型から、町の中心部への回帰現象が発生するのではないかと考えていますので、そのためには、他世代が楽しめる商店街づくり、魅力あるお店づくり、そしてまた地域農業と連携した新商品の開発など、商工会等と連携し、商業の振興を図っていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 最後になりますが、都会で働いていて、ふるさと三股に帰って、早く退職されて、農業をしたいと言われている人もいらっしゃるんですね。

だから、やはりそういうことで、もしいろいろ東京とか大阪あたり行かれたときに、それとかホームページなんかで、そういうふうな方々への具体的なそういう農業されたい方々へのお誘いというんですか、そういうふうなものもしていただいて、少しでも三股が活性化していったほしいというふうなことを思いますので、ぜひ町長、次の4年、その次またというふうなことになったときに、長期的な展望を持って働いていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで昼食のため、午後1時20分まで本会議を休憩いたします。

午前11時52分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 開会前ではありますが、福永君より若干おくれるとの通知が来ておりますので、報告します。

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位3番、内村君。

[4番 内村 立吉君 登壇]

○議員（4番 内村 立吉君） 発言順位3番、内村です。今、最も注目されているのは、サッカーのワールドカップじゃないかと思っております。惜しくも日本は負けましたけども、やってきたことを貫くと言われております。しかし、世界の各国が、日本は初戦を失ったわけですけども、ピッチ外でのフェアプレー、礼儀正しさを示したと、青いごみ袋を持参してごみシュートを行っている映像が流れております。日本サッカーを学ぶべし、海外で取り上げられております。12年前から新潟のサポーターが取り組んで、俺たちは持ち帰ると、その中でこれは普通のことであると言っております。

今ごみは社会的な問題であり、みんなで取り組むことが大事でないかと思っております。

一般質問の内容に入らせていただきます。

アグレッシブタウン基本構想である、アスリートタウン三股の強化と健康づくり、まちづくりの発展ということがうたわれております。

そしてまた、平成26年度版第5次三股町総合計画、立地計画、平成26年度から平成28年度ということが作成をされております。

今までにそれぞれの議員が質問したようなことも計画の中にあるようでございます。

その中で、今回は、上米公園について伺います。

上米公園をどのように考えておられるか。また、どのようにやっていきたいか。そのようなことに対して、町長に質問をさせていただきます。あとは質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

[町長 木佐貫辰生君 登壇]

○町長（木佐貫辰生君） 上米公園についてのご質問でございます。上米公園をどのように思われているのか、またどのようにしたいと思われているのかのご質問について、お答えしたいと思います。

上米公園は、都市計画公園の総合公園として整備され、町の中心部に近く、遠くに高千穂の峰を望み、町を一望できる丘陵地にあります。樺山城跡地として歴史的、文化的価値とともに、春は桜の名所として知られ、また朝夕の散策などに広く町民に親しまれている公園であります。

また、遊具広場やパークゴルフ場は、年間を通して多くの町内外の方々に利用をいただいているところでございます。

このようなことから、本町を代表する総合公園として位置づけ、整備しているところであります。今後とも、桜の名所として町民に親しまれ、そして健康増進につながる公園として、また生活環境保全林を整備活用しながら、憩える公園として維持していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 答弁をいただいたわけですが、それぞれに感じられるところは、違う人もいるし、同じような考え方もいらっしゃると思います。私は私なりに、公園のすばらしさというところを述べさせていただきますけども、非常に自然が豊かな所であります。樺山城があったところでもあります。

公園から見れば中央に都城市街地が見えて、右のほうには霧島連山を見て、そして左のほうに桜島が見えております。桜島が噴火したときには、煙が横に流れて、景観的にもすばらしいところがあるんじゃないかと思っております。その前には、鹿児島県の曾於市が見えています。非常に眺めのよい所でもあります。

春は桜の花がきれいで、花見客でにぎわい、市内からもデイサービス等の車もいっぱい来ております。ふだんは車の移動の人も、敷地内で休憩の場所でもあり、そして憩いの場所でもあると思っております。

三股町からも、今都城市内からも小中学校の遠足の方々にもぎわっております。

夏になりますと、都城市内からの高校のスポーツクラブが公園の坂を登ったりして体をきたえております。公園から見おろす夜景もまたすばらしいところもあります。

最近の新聞を見たときに、旭川医科大学の研究チームが、森の中を歩くとフィトンチッドと呼ばれる森の香り成分が血液に取りこまれることを突きとめたということが新聞等で発表されております。森林浴がリラックスにつながるということは、それぞれ皆さんご存じかと思っておりますけども、そのほかに血圧低下や免疫力を高める効果があるということが報告をなされております。

非常に魅力のある所だと思っております。多大に可能性を秘めているんじゃないかと思っております。

今後も、非常に、町の中心部の公園でありますから、その辺もまたこれからは先ほど午前中に2名の議員の方が、町長の公約、2期目に対する取り組みということで、いろいろ質疑をなさってございますけれども、公約的にもこれは入っていくんじゃないかと思っております。

今後また、そういう方向で町民がやっぱりすばらしい公園でありますから、そういうことで取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それで、パークゴルフ場増設について質問いたします。

現在のパークゴルフ場は、平成18年の3月に設立をされております。平成23年の9月議会に、増設ということで常任委員会に付託されました。そのときは継続というような形になったわけですが、その次に12月の常任委員会の中で趣旨採択ということで決議されたわけですが、今年度測量設計、27年度は工事ということで計画が組まれているようであります。

パークゴルフ場を下から眺めたときに、右側にある個人の所有地ですよ。宮田池の下にある所ですよ。これはなかなか用地売買はなかなか難しいというようなことが以前の中で説明があったわけですが、やっぱりこれなかなか難しいわけでしょうか。伺います。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 今、議員のほうからありましたように、パークゴルフ場につきまして、平成18年度より供用開始しまして、現在18ホールあるわけですが、手前にあります個人の庭園といいますか、おっしゃられている所だと思いますが、何回か当初のこの上米公園につきましては、平成6年に総合公園としまして、23.5ヘクタール工事に入ったところでございまして、その後何回か用地買収の交渉に行きましたところ、了解が得られなかったということで聞いております。その後について、ここ何年かについて、まだ交渉に行っておりません。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 下から見たときに、上まで見通せるというのは今までのところが用地が買収できたらすよ。いいんじゃないかと思って、なかなか難しいというようなことですが、最善の努力をやってもらって、もしだめにだったらそうですけれども。もし皆が見たときに、パークゴルフ場の上からおりてくるときに、下を見て来たときに景観的にもすばらしいものがあるわけですよ。そういう、ほかの所になようなパークゴルフ場があるわけですよ。ほかの所は、やっぱり平たんな所にある。あそこのゴルフ場というのは斜面にあるから、そのそこでまた魅力だと思うわけですよ。

そこへんたいを、今後もしできたら、なかなか難しいというようなことは、ほかの人も聞いているわけですが、お願いしたいと思うわけでありませう。

それから、宮田池の下の方ですけども、上にある池がありますよね。今、樺山土地改良区が管理していたわけですが、今は都市整備課のほうで管理をなさっているわけですよ。

この池は、パークゴルフ場増設に伴って埋めるわけですよ。それはですね。

そのことに対して、19年度からですよ、農地・水・環境保全向上対策事業というのがとり行われているわけですが、今は、今年度から、多面的機能支払というような名称になったわけですが、第2地区におきまして、池が7カ所あります。その泥上げを何カ所か行っております。以前にも宮田池は泥上げを行ったというようなことがあるわけですよ。これをあけたときに、その泥をやるところがないわけですよ。

上米公園の場合は公園ですから、なかなかそこへんたい場所というのは確保が難しい。今年度、その多面的機能支払というような名称になってやっている樺山地権会という形でやっているわけですが、この宮田池の泥を上げる計画予定しております。要はその泥を、相当な量になるわけですよ。これを上の池に入れられないものか。ここらあたりを伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 今、今度増設しますパークゴルフ場につきましては、今設計をしているところでございます。7月ぐらいにはある程度のレイアウト等が出てくるのかなと思っております。

最終的に設計書については、9月中には設計が完了する予定でありまして、現在のところ上宮田池のほうは、池を土地を埋めますので、大量のほそく土が必要になってくるとは思っております。

ただ、今申し上げたように、その宮田池のしゅんせつ土につきまして、水分の量の割合を示す、その含水比ですね、含水比が高いものですから、それが埋め戻し土、盛り土へ適した土なのかどうかということをちょっと危惧しておるところでございます。

もしそういう依頼があるのであれば、その土質試験等を行いまして、その土が入れられるかどうかというところを試験を行いたいと、担当課としては思っておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） その地質を調べなきゃいけないというようなことですよ、泥のですね。以前にも、宮田池の泥を上げた経過があるわけですよ。各土壌を前のときにそこにやったというような話も聞いているわけです。以前にですね。そういう話もですね。

もしそういう、まだちょっとあやふやですけども、話は聞いております。

やっぱり池に泥が入れられるんだったら、こちらから下の池からだたら、大分お互いに両方ともいいわけですよ。結局ですね。

そのところのを調べられてですね、やっぱり地権会のほうも着工にかかると思うわけですよ。そのところわかればですね。早目にですね。

そのところ、もしわかったら、教えていただきたいと思いますので、そこら辺ちょっと答弁を。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 当施設・既設のパークゴルフ場に埋め戻しをされたという話でございますが、多分あれは上米公園でなくて、多分ほかの池の土を盛った経緯があると思えます。

多分下のほうへは、ある程度は入れられるのかなとは思っておるところでございます。

しかし、芝を植生しますと、表土については、多分向かないのかなと。どの程度あそこを盛り土をしていくのか、深さはどの程度持つていくのかということを含めて、できるだけ使えるような形で持つていきたいとは思っております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） なかなかそれは、ほかの池もやっておりますけども、ここに関しては町の公園ですから、なかなか難しいわけですが、できたら、そういうのにすればと思って質問させていただいたところでもありますので、できるだけそういう方向性でやってもらいたいと思っております。

続きまして、公園がありますね。私は、公園というのは、今の水源地と同じと考えておったんですけども、公園側には水源地が先にできてから公園が後からできているわけですから、公園じゃないというようなことを言われたわけですね。

だから、それはそやろうなと思って考えましたけども、普通の人、一般の人から見たときには、やっぱり公園内にあるんじゃないかなというようなことを見るわけですが、水源地というのは知らない人もおると思うわけですね。

公園内に遊具施設がありますね。その中で今使われていないところがありますけど、これに対して、これは遊具施設について点検等はどのようになっているか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 上米公園内の遊具広場にありますが遊具は大型コンビネーション遊具など16基ありますが、点検につきましては、国土交通省によります都市公園における遊具の安全確保に関する指針に示されています点検手順に従った、職員による通常点検を今年2回、そして専門業者による詳細点検を年1回、また委託職員によります草刈り作業時に日常点検を行っております。

本年度も、4月入行した職員による点検の結果、大型コンビネーション遊具のロープに損傷がありましたので、緊急に修繕をしたところでございます。

今後も、来園者の方に安全で安心して使用していただけるよう、常日ごろの点検を十分に行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） なかなか以前にも、何年か前だったですかね、公園の敷地内で何かちょっと事故があつてというようなことが新聞に載ったことがあつたわけですが、今使わない所、ロープが張ってありますよね、使わない遊具ですか。これは修理しないのか。できないものか。そこらを伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） お答えいたします。

多分遊具広場の木製遊具のことだと思うんですが、昨年の年度末のほうにちょっとささくれ等発見しまして、予算の関係上、緊急にできなかったものですから、ことし修理しまして、修理を待っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） できたら、時期的に子供が来て楽しんでいるところを見たら、やっぱりそういう修理できるような施設だったら、そういうふうにしてもらったら、そういうふうにしてもらいたいと思いますね。よろしくをお願いします。

水源池が公園内、先ほど言ったわけですけども、水源池は公園内じゃないということですけども、この水源池は使われてないというようなことですけども、水源池について、何年にできたのか。いつごろまで使われていたのか。その辺の経過について、内容について、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 上米公園の水源池ですね。そちらについてのご質問でございますけれども、中央第1配水池といたしまして、町が昭和35年に土地を取得し、配水池として整備したものでございます。上米公園の整備は、平成4年から総合公園としての整備を開始しており、第1配水池のある場所は公園の計画地からは除かれております。現在では外観からも一見しておわかりのとおり、老朽化した建物となっておりますのでございます。

しかしながら、公園西側の上米集落へは、この第1配水池からの水道管が主要管として整備されており、今も重要な役割を担っているところであります。

今後は、現在進めております中央浄水場の整備にあわせ、第1配水池の閉鎖を計画的に進めていく予定でございます。

閉鎖に当たっては、第1配水池の立地場所が、三股町及び都城盆地が一望できる景観が楽しめる場所であることから、貴重な観光スポットとして活用を検討してまいりたいというふうにご考えております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） いろいろ説明があったわけですけども、これは私がこういうことを言ったけど、危ないというようなことはないわけですよ。危険度が伴うというようなことは全然今のところはないわけですかね。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（内村陽一郎君） 現状のところは、柵も設けておりまして、一応安全ということで位置づけております。ただ、今後は、耐震等を策しまして、今、閉鎖に向けての準備と兼ね合わせながら進めていく予定でございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今、耐震等のいろいろな問題になっているわけですけども、これ閉鎖に向けてというようなことですね。そういうことを考えているというようなことですよ。

話を伺って、非常に目立つ所なんですよ。あそこは公園内の中であって、下からよく、どこを見ても非常に目立つ所であって、建物がこう、上ったらあそこに公園の、昔城があった所であって、目立つ所で、公園の一番高台にあって、下からもよく見える所であるわけですから、やっぱり何かこう一つの考えというか、いろいろ方法で、あそこを何かこう関連的にする方法もあるんじゃないか、一つの方法もあるんじゃないかなというようなことも、例えばいろいろアイデアをしょっているわけですけども、そこら辺どうですかね。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回答しましたけども、現在まだこの現役として使用しているわけですね。ですから、今すぐに閉鎖というわけにはいきません。ですから、今後中央浄水場のこの推進とあわせたところで、あの地域をどうするかというのを十分町のほうと、また環境の水道局、そちらのほうと連携をとりながら検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひ、危険度の伴うような、あれやっていただきたいと申します。

次に、米の生産調整ですね、廃止に伴う早急に協議の場を設けるといふようなことで、以前に質問をいたしました。その中で、いろいろ協議会とか持っていくといふようなことで答弁いただいております。その後どういう状態であったか、そこへんたいを伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 生産調整ですね。そちらのほうは廃止に向かっておると。それについての協議の場というご質問でございますが、協議の経緯については担当課長のほうから説明をさせていただきますけれども、そのへんの前段をちょっとお話しさせていただきます。

国の農業改革では、今後の米政策を水田活用の直接支払交付金の充実等を進めながら、5年後をめどに、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって、需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組むとしています。よって、生産調整や減反が廃止になるということではないと現段階まで理解しております。

つまり、生産調整に協力した農家を対象としました米の個別所得補償制度、10アール当たり1万5,000円の全国一律の定額保証制度が、今年度から29年度まで7,500円に削減され、30年から廃止されるというものでございます。

ご質問の協議の場については、担当課長のほうに説明させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 協議の場について回答させていただきます。産業振興課で農

業集団等で開催されるさまざまな会がございりますが、その会議の場、あるいは研修の場などで新しい農業政策について説明をさせていただいております。また、2月に、農林水産省経営局の担当室長が三股町に視察に来られたという機会を捉えまして、新しい農業政策についてという講演会を開催しております。

この講演会で、各町内全地区の農業関係団体の役員さん、そして担い手農家、認定農業者の方々など、合計約80人の方にお集まりいただいております。また、講演の終了後に活発な質疑応答もされております。

また、この新農業政策の説明経過につきましては、先ほども申し上げましたけど、地区の農業集団等で開催されるさまざまな会議や研修の場というのを申し上げましたけど、また本年度の生産調整の申請の受付会場や人・農地プランの検討部会、これ人・農地プランのそれぞれの地区による検討部会の中で、その要旨をまとめた資料を配布するなどして周知に努めてまいったところ です。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 要件はわかります。国が言っていることと、地方が取り組んでいること、ちょっと矛盾しているところがあると思うわけですよね。今でも加工用米とか、WCS化ですかね、飼料用米をつくるというようなことがいろいろ畜産農家は特にそういうことを言いますよね。ブロックローテーションを組んでいくというようなことが言われておりますね。町内です。

今後また、今から先、そういうことが出てくると思うわけですよね。今から先もですね。今は、今度は区割りができたらなかなかいいですけども、このへんたいのですね。今後、そこへんたいのことでいろんなまたできてきたときにはどのように考えられるか、このあたりを伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 現在は、今おっしゃったように、加工用米、WCS、そういったものが出てきておまして、ブロックローテーションの中で、それはそれなりに進めていくと。例えば樺山地区のブロックローテーションの中で見ますと、1カ所にWCSをつくる田んぼをまとめたりしております。

そしてまた、加工用米についても、転作がつかえになりますので、転作の所に水を供給できる部分についてはそこでやる。水の供給のできない部分については、土地改良さんと協議していただくというような形でやっております。

また、今後につきましては、国のほうからこういった施策が出てくるか、今後についてはわかり

ませんが、そういった新しい米の生産なり新しい作物の生産等が出てきた場合には、その都度協議させていただかないことには、本町はブロックローテーションを守った上で進めていくという方針を持っておりますので、その都度協議していきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 本町におきましては、ブロックローテーションを崩さずにやっていくというような方針ですので、やっぱりそれに対応を踏まえた上で取り組んでいただければ、なかなか両立というのはいろいろあるわけですから、これに対応をよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 発言順位4番、堀内君。

〔3番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。発言順位4番、堀内です。6月に入り梅雨の時期となりました。気象庁によると、2日に九州南部が梅雨入りしたと見られると発表がありましたが、これは去年より6日遅く、平年より2日遅い梅雨入りであったということでありました。しかも、ことしは、エルニーニョ現象が発生する可能性が高まっていると言われております。

ペルー沖の太平洋赤道海域での海面水温が高い状態が続き、世界的に異常気象の原因となると言われ、日本では冷夏となり、米などの農産物に影響が出るんじゃないかと言われております。

ことしは、梅雨入りした途端に8日の日にゲリラ豪雨といいますか、いつも梅雨明けに非常に激しい雨が降るんですけども、それが過ぎて梅雨があけたという感じがしますが、ことしは違って、不意をつかれたというような状態で、突然大雨に見舞われました。

県北部で被害があったということでありまして、ことしの梅雨はいつものとは違うのかなというところを感じたところでございます。

その中、今月の1日に土砂災害に備えて2地区で避難訓練が行われました。

この時期ですね、ほかの自治体も訓練が行われてるいるんですけども、今回は、2地区が初めての試みということもありまして、2地区内には何カ所かの土砂災害等危険区域があり、またほかの地区にはないため池がございます。

今回の訓練は、もう土砂災害を想定したものであり、2地区内には土砂災害、これはないだろうというところもあったんですけども、今回の参加にしては、相当数の参加であって、防災教育にかかわる講習会とか、非常食の配布等もあり、高齢者の方から参加してよかったという感想も聞いているところでございます。

今回の訓練は、土木事務所の方々による土砂災害に関する講習もあり、町も過去2回の土砂災害が発生しているということでありました。

先ほども話ししましたように、2地区内においては、土砂災害等の危険区域やため池がありま

す。また防災訓練の参加を呼びかけた自治公民館長や連協長も1年で交代するわけで、訓練したことを次の公民館長さんに引き継いでもらえばいいんですが、なかなか難しいところがあるかと思われま

す。講習会では、質問や意見交換等の時間があつたらいいかと思ったんですけども、今回の質問は、これらを含めて、地域防災計画等を含めての確認の質問になろうかと思しますので、よろしくお願

いいたします。例えば、台風や大雨によって、風水害や土砂災害の発生する危険性があるとして、自主避難する場合や、大規模災害発生時に避難する場合ですね、地域防災計画におきましては決まりがありまして、避難場所として、原則として耐震・耐火、鉄筋構造を備えた公民館等々ありますが、地区内には、2地区分館、交流プラザ、体育館、三股町の体育館が指定地域になっておりますけれども、そのほかに、地区の公民館、いわゆる旧青年の家とか児童館とかありますが、それらが築40年たつて古いということもありまして、避難したがゆえに逆に被害に遭うということも考えられますので、そういったことを含めて、今回は質問していきたいと思しますので、よろしくお願

いいたします。あとの質問については、質問席で質問しますので、お願

いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 先般実施しました2地区での土砂災害を想定した防災訓練では、たくさんの方々、町民の方々が参加していただきまして、本当にありがとうございました。

当日は、ちょうど県の総合スポーツ祭のほうで登山の部が三股町でありまして、2地区分館、2地区交流プラザが使えないという状況で、町体育館ということでちょっと遠かったんですが、多くの方々の参加で、大変中身のある研修ができたんじゃないかな、訓練ができたんじゃないかなというふうに思います。本当にありがとうございました。

では、ご質問の指定避難所でない自治公民館、旧青年の家に避難許可をできるかを問うという質問に対して回答させていただきます。

災害発生時における避難所については、場所や施設が安全であることが基本でありまして、そのほかに被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。そして、速やかに被災者等を受け入れられ、炊き出し等が可能であること。車両などによる輸送が比較的容易でわかりやすい場所であること。次に、安否確認や情報の収集、伝達を行うための設備を備えていることなどが一般的な指定要件というふうになっております。

さらに、避難所の運営には、町職員の配置が必要であることから、多くの避難所を開設することは困難でありまして、町では、各地区の地区分館等を1次避難所として10カ所、避難者が多

数になり、1次避難所のみでは収容できない場合に備えて、1次避難所のほかに2次、3次避難所として18カ所を指定しているところでございます。

質問にあります集落館の避難許可につきましては、施設の使用許可は自治公民館長の判断ということになりますので、そちらのほうは自治公民館長にお任せしますけれども、ただ、災害が発生したときには、安全面や避難者支援といった点からも、指定された避難所へ避難していただくよう啓発しているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） いろんな避難所についての指定要件があるということでございますが、この前の2地区の防災訓練におきましても、4人の各地区の公民館長さんがお見えでありました。

公民館長の中には、避難所の指定する施設の要件というか、その条件等を知っている方がなかなかいらっしゃらないと思うんですが、耐震とか耐火ですね。今回がそういったことが勉強になったかと思えますけれども、避難においては、できないというか、自治公民館の判断が最良ということによろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） ほかの地域でも、例えば轟木地区においては、自主避難という形で集落館のほうに避難されているところもございます。ただ、先ほど答弁いたしましたように、いざ大きな災害ということになれば、施設的には問題がございますし、また支援ができる態勢のところがいいということで、できる限りということで、避難先はまあご自分で選択していただけるわけですから、そこに行ったらいけないということは町としては言えませんが、施設等貸し出しもまた公民館長の判断ですから、公民館のほうで判断していただければいいんですけども、災害の際は、やはり皆さんが安心して避難できる場所ということでお願いしたいということでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今回の防災訓練におきましては、体育館ですかね避難所ということで、普通は2地区分館とか交流プラザ等、それから町体育館ですか、ちょっと遠いんですけども、お年寄りの方はできれば近いほうがいいのかということで、今回は2地区公民館が山岳ですか使っていたということで、体育館になったということでございますけれども、自治公民館の中には、住民の方が自主避難したいときは、できれば分館でもいいんですけども、いつも行きなれている公民館ですよ、旧青年の家、児童館のほうがいいんじゃないかなということで、自主避難したいという、それで大きな災害とか発生すればちょっと難しいんですが、そういったことが

考えられるということで、確認のためにそういったことで質問させていただきました。

この前、防災訓練のときに、ちょっと意見交換の場がなかったので、そういったこともちよろど公民館長さんがいらっしゃったもんですから、そういう形で確認したかったので質問した次第でございます。

次の質問になりますけども、先ほども言いましたように、2地区内はため池が多いというのがあります。ほかの地区とは違うんですけども、台風や大雨時のもしものときですね、どの時点で避難や勧告すればいいのかという問題が出てくると思われまます。

この前の防災訓練のときなんか、幕が張ってあったということを知いて、ちょっと確認できませんでしたが、これらの池に関しては、宮田池、前山池、堂領池とか、大谷池とか、大小あるんですけども、これらの池が全て谷川がそそいでいるということで水源になっているということで、その上流に山があるんですけど、その山がもし大規模な森林伐採とかなった場合、台風とかがそれにあわせて来たときに土石流が発生するとか、そういったことも考えられますので、そういったことを含めてどの時点で避難や勧告をすればいいのかですね、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） ため池は農業用水としてはもとより洪水防止、それから水源涵養、さまざまな生物の生育場所、さらには防火用水の水源等の多面的な役割を担う地域の大切な施設であります。

しかしながら、ため池は決壊すると水が一気に流出いたしまして、下流の農地や公共施設、住宅等に被害が及び、場合によっては生命に危険が及ぶ可能性を持ち合わせております。

質問にありますため池に関する避難や勧告につきましては、特別な基準というのは設けてございませんで、地域防災計画に基づき、大雨などの気象警報、土砂災害警報とか気象警報で判断して避難勧告等を発令しております。

なお、大雨、地震発生の際は、地域防災計画に基づきまして、土地改良区におきまして点検調整を実施しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 私が消防団だったころ、数十年前になりますけども、台風が接近あるいは上陸するたびに、ため池を見回りに行った経験があります。

夜に行くと大変怖いんですね。真っ暗で水音がごうごうしてですね、そういったところでもかにもため池の水があふれそうで、一応は排水とか捨て水の所があるんですけども、そこにはいろいろな木くずがたまって、それもちょっと流れないということで、もう土手を超えるんじゃないかなということで、そういった経験があるということで、またこちらの、ちょっと話はそれまですけども、土石流のことも山津波ということで、これが方言かどうかということで、いろいろ調

べたんですけれども、津波だからとてつもない大きな津波が来るんじゃないかなということも想像したんですが、それも海での波じゃなくて、土砂災害ということでありまして、先ほど言いましたように、ため池の上流には山があって、伐期を、今迎えているところですね、そういったことを踏まえると、今後いろんな危険性が出てくるということがあって、そういったことも注意して見回って、いろいろ消防団とか土地改良とかいろいろ協力して、地域住民もいろいろと危ない方も自主避難するような、そういったことも考えていけないかと思っているところでございます。

次の関連で質問に入りますけれども、ため池周辺の住民にハザードマップ等で防災意識を高めるべきじゃないかということでお伺いしますが、先ほど言いましたように、1日行われた防災訓練では、ため池のマップが張り出されたということで、前回質問したんですが、池の耐震診断をしたということで、震度5強になれば、ちょっと注意しなきゃいけないということで、さらにその後周辺に液状化現象が発生したら危ないことになるということがありました。

それぞれのため池については、耐震対策を検討していくことになるかと思いますが、いろいろ今後ですね、巨大地震、南海トラフが想定されますけれども、そういったことを含めて、補強を進めていくのかどうか、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） まずは、最初に質問のあったハザードマップ等で防災意識を高めるべきじゃないかという質問でございますけれども、樺山地区のため池は、施行基準が定められていない明治時代及び江戸時代に築設されたものでございまして、東日本大震災では、このような古いため池等の損壊により甚大な被害が発生したことから、昨年度、国の震災対策農業水利施設整備事業を活用いたしまして、宮田池、堂領池、前山池を対象に耐震性を点検調査するとともに、今言われましたハザードマップを作製したところでございます。

ハザードマップにつきましては、6月1日に第2地区を対象に実施いたしました、土砂災害に対する防災訓練において、避難会場内に掲示したところでございますが、災害の未然防止や被害の軽減を図るためにも、今後周辺住民への啓発に取り組んでいこうということで、何らかの形でハザードマップを示していこうというふうに考えております。

それから、避難のことをちょっと繰り返してもう一回説明しますけれども、今年度から避難勧告等の判断伝達マニュアルというのが国のほうで見直されておまして、その中に出てくる主なものが、市町村が発令する避難勧告等は空振りを恐れたらいけませんよと、早目に出すことを基本としなさいということで改めて来ております。

そして、避難勧告等の判断基準を、可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示して、住民の方に示しなさいというのも出てきておりますので、そちらに向けて、今、県、町と情報の交換をやっているところでありまして、また新しく見直しをやろうという考えでおります。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今ご質問の最後のほうにありましたように、補強の関係でございますが、その前の震災、大地震等に関しまして、地域防災計画の中で、震度3になった場合に、土地改良とともに産業振興課のほうで目視をまず行うこととなっておりますので、目視で確認をする。その上で対応していくことになっております。

あとはもう地域防災計画に基づいて対応していくような形をとることになっております。

補強につきまして、宮田池が平成7年に補修をしております。今の段階で、どの池についても補修の計画は特に上がってないところであります。あそこのつくり自体がもともとすそ広がりのおくろみみたいな形ですすが広がってますので、今の段階では補修計画は上がっていないということです。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今お話がありましたように、宮田池以外は補強計画がないということでございますが、いろいろため池は、明治時代とかそれ以前につくられたということもありますけども、いろいろため池についての被害ということで調べてみたんですが、結構全国的に被害があるということで、一応これらの情報提供ということになりますけども、2004年には四国を襲ったたび重なる台風により多くのため池が被害を受け、淡路島で178カ所、香川県で114カ所の大小規模のため池が決壊したとあります。

また、この前の東日本大震災では、福島県の745全てのため池にクラックの発生があったということでございまして、最近では2013年に淡路島地震で152カ所のため池に被害があったということで、ため池周辺の住民にハザードマップ等で防災意識を高めるべきじゃないかということでございまして、2地区内においては、先ほど言いましたように、大きい、小さいため池があるんですが、その防波堤もなかなか長いのがあります。宮田池になると100メートル近いんですかね。あと堂領池とかになると、それに近くなると思うんですが、それら補強することも今後大切だとは思いますが、それとあわせて、先ほど言いましたように、ソフト面として地域防災計画等とかホームページ等で周辺の住民の方々にマップを配布したり、あるいはホームページで啓発していくべきじゃないかと思いますが、それについてはいかがお考えか、お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 先ほどの私の答弁の中で、ちょっと議員のほうで御理解いただけなかった部分があるのかなと思って、そこをちょっと修正しながら、ハザードマップについて返答させていただきたいと思っております。

先ほど言いましたように、宮田池は寛永4年といいますから、江戸時代になるんですが、その

時代につくられた池で、平成7年に1回最終的な改修をしてあると。また前山池については明治初期につくられています、昭和53年に最後の補修をしているようです。

堂領池についても明治の池ですが、昭和の時代に補修をしております。その後はしてないという意味でございました。

それから、ハザードマップにつきましては、地域防災計画等にととってやっていくんですが、産業振興課のほうで昨年しました調査でできておりますので、総務課の防災担当と協議しながら、その池の該当をする部分について、2地区になります、配布なり提示なりを考えていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 堤防については補強が確保されたということでございますけれども、震度5強になると、その周辺の土地が液状化もあるということで、危険性があるということで、いろいろソフト面についても、地域の住民の方に、今回防災訓練は行ったんですけども、その方、被害をされるというか、その池の周辺の方が来られるとき、考えませんので、そういったことも含めて今後いろいろホームページとか、そういったハザードマップを作製して、できれば配って防災意識を高めていく、そういったことも必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入りますが、次の質問ですけれども、一応2地区では防災訓練ということで、今回順番で防災訓練を行ったんですけども、そのほかに、講習の中でもあったんですが、自分の地区が災害が起こらないという、仮にしてもですね、いろいろ旅行先とか、いろいろな宿泊施設に行ったときに、またそういった災害に遭うことも考えられるということで、この前の講習会でもお話があったんですが、そういったことも含めて、一通り南海トラフの危険性もありますが、20年の間でちょっと来るんじゃないかというようなことも聞いております。それは定かでないんですが、そういったことを含めてですね、全地区一通り防災訓練というのを行うべきじゃないかと思ひますが、いかがお考えか。お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 土砂災害に対する防災訓練につきましては、口蹄疫が発生いたしました平成22年度を除きまして、平成18年度より毎年土砂災害防止月間にあわせて、土砂災害が発生するおそれがある第3地区、第4地区、第5地区、第6地区を対象に実施しているところであります。

今年度は、ため池の損壊も想定してということで、初めて第2地区で実施したところでございますけれども、土砂災害に対する防災訓練については、今後も基本2地区も含めて、これらの地区を順番で実施していきたいというふうに考えております。

なお、実施には、水害等に対する避難訓練ということになりますと、現在、地区からの要望により実施するというようにしておりますが、先ほど言われたように、南海トラフのこともございますし、今後、各自治公民館や消防団とも意見を交わしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 先ほども言いましたように、南海トラフの危険性があるということで、2地区においては防災訓練をやったよかったという話も聞いております。

講習の中でもありましたけども、どこか出かけて災害に遭うということもありまして、そういった予備知識を得るためにも、今後また一通り、防災訓練が実施されていけばいいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問になりますが、次は、中学校の部活動に関する質問になります。

これについて、前回もちょっとあったんですが、中学校の部活動の件で、終了時間が今19時ですか、夜7時ということですが、その後ですね、後片づけ等に時間がかかり、下校する時間が遅いため、塾やくいまるの時間に間に合わないということを聞きますが、そういった時間の徹底というか、そういったことができないか、お聞きいたします。

この前もありましたように、下校時刻が遅くなったために、塾に行かずに、塾に行くんでなくて、塾に行く時間がなくて、食事をするひまがなくて、その辺でちょっとぶらぶらしていたということがありました。

また、部活動においては、特に運動部とかはグラウンドを使った後の整備とかが出てくると思っています。その整備については、先輩後輩との関係が出てきて、グラウンド整備するのは後輩が行うというようなことが慣例というか、私たちのときもそうだったと思うんですけども、そういったことを聞いておって、それで遅くなってしまったということを知っております。

以前は、教育長の答弁で、何時から用事があるので早く帰ったりするというのは緩和していることはありますけれども、1、2年生のそういった後輩の中には、こういうことを言うとレギュラーから外されるとか、そういったこともいまいち言いたいんだけど言えないということがあって、19時で終わるんですけども、その後の後片づけとかを徹底して、19時10分にはもう校門を出ましようという、そういったことですね、ルールづくりというか、子供たちの間で努力目標というか、そういったことが設定できないのか、お聞きいたしますが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 中学校部活動の活動時間後についてというご質問ですが、活動時間後もいわゆる部活動の指導の範疇というふうにして学校は捉えております。

そういったことで、いわゆる中学校における部活動生の下校指導についてということでお答えしたいと思いますが、現在、部活動規約に終了時刻が季節ごとに定めております。中学校及び町体育施設における部活動終了後は、各顧問が片づけの時間を考慮して生徒が速やかに下校するように見届けながら指導しているところであります。

また、くいまーの運行時刻についても、部活動の終了時刻にあわせていただいております、塾や習い事など、事情がある生徒については、本人が顧問に申し出ることで早目に下校できるように配慮しておるところでございます。

教育委員会といたしましても、現状を確認した上で、時間を決めたいいわゆるルールを守ることの大切さについて、中学校に対して再度指導していきたいというふうに思っておりますし、校長会等で徹底していきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） この前の2地区の座談会の意見交換の場で、町内に不審者の声かけがちょっとあったということを知ったんですが、その点に入りますけど、件数とか、昨年度のそういったことがわかれば、ちょっとお知らせを願います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） お答えいたします。今ご質問のありました、不審者声かけ事案が平成25年度は、三股町内で2件ありました。さらに都城市の管内では5件ありまして、都城市教育委員会から連絡があったところであります。以上7件が把握しているところでございます。

さらに26年度におきましては、現在まで1件発生しております。ただ、全ての案件について、大きな事故にはなっておりません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 声かけ事案がちょっとあるということでございまして、保護者としては、できるだけ部活が終わったらすぐ帰ってきてほしいというのが本音だと思っております。

この前も2月か3月ごろ、たまたま見かけたんですけども、夜7時過ぎに女の子が冬の時期ですけれども、下校しているというのがあったんですが、部活で遅くなったのか、友達と話をして遅くなったかは知りませんが、できるだけ早目に帰るように指導していただければと思っております。

また、保護者の中には、部活動に入れたくても、くいまーが利用できないとか、家まで2キロ近くある方が自転車通学でやろうかということがありまして、部活動に対してもいろいろ相談がありますので、いろいろ部活が終わって子供たちの指導の一環として、何時には片づけて帰り

ましようということで、再度徹底していただけるようお願いしたいと思いますので。

以上、いろいろため池とか教育問題についてお話ししましたけども、いろいろ検討方あれば検討のほどよろしくお願ひしながら、今回の質問にかえさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで2時35分まで本会議を休憩いたします。

午後2時25分休憩

.....
午後2時35分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位5番、佐澤君。

〔2番 佐澤 靖彦君 登壇〕

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 皆さん、こんにちは。発言順位5番、佐澤です。

最近、全国でも、自治体で市町村空き店舗の空洞化が物すごく叫ばれております。その中で、やはりこの三股も先ほども町長のほうからもありましたように、中心街がかなり空き店舗が目立ってきておるといふことで、その調査をしてはどうかといふことで、前の質問のときにしたところ、調査をやりますといふことで、やられたようでございます。

その中で、空き店舗調査の結果といふことで、1番にあります、中央地区の空き店舗状況の調査の結果はどのようになっているのかといふところから質問に入らせていただきまして、あとは質問席のほうから質問していきたいと思ひます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 中央地区の空き店舗の状況はといふことで、空き店舗調査結果について、ご報告させていただきたいと思ひます。

平成25年度で実施しました空き店舗調査につきましては、景気低迷や大型小売店舗の進出などから、本町でも閉店する商業者が相次ぎ、空き店舗が目立つ状況になったことから、その再生動向や閉店に至った経緯等を把握するために、商工会に調査業務を委託し、実施したところでございます。この調査結果については、担当課長のほうから報告をさせます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、本年1月31日付で提出されました調査結果を報告させていただきます。調査対象地域は町内全域といふことで行っております。

その町内全域34店舗について、集落であったり、業種、売り場面積、立地状況、建屋状況、設備状況、閉店理由、今後の計画などを聞き取っておりまして、再開店や売却、賃貸などの意思

の有無の部分についても調査しているところでございます。

議員のお尋ねの中にあります中央地区の空き店舗の状況はどのことですが、中央地区が駅前からヤマモト石油から東へ、そしてまた町武道館から東のほうへ山王原地区へ向かった中央地区という形で調べておりますが、その結果は、山王原が2店舗、中町が12店舗の合計14店舗が空き店舗として上がってきております。

業種は、生活雑貨や衣料品などとなっております。また、14店舗のうち単独店舗となっているのは4店舗であるのに比べ、住宅と併用している店舗が10店舗ございました。

閉店の理由につきましては、ほとんどが無回答なんですけど、高齢であり後継者がいないと答えられた店舗が4店舗、そして売り上げ減少と答えられた店舗は1店舗ございました。

また、今後の計画につきましては、14店舗とも再開店する意思はありませんで、売却を考えている店舗が3店舗、貸してもいいと答えられたのが3店舗、ほかは無回答となっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） それに対しまして、いろんな自治体でも、補助金の対象、そこで新しく新設開業される方には町からの補助、改装代、家賃など免除とかですね、いろいろあると思うんですけど、この三股町の場合は、そういう補助対象はあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 昨年度の空き店舗調査を受けまして、今年度は新規事業として三股町空き店舗再利用地域活性化事業という形で補助金を組んでおります。

その中では、店舗改装費、あるいは店舗家賃のいずれか一つを助成する形になっております。

店舗改装費に当たっては、外装、内装設備等の工事費が該当しますし、家賃につきましては、月額家賃、ただし共益費、敷金、礼金を除いた形になりますが、月額の家賃が対象となっております。

店舗改装費補助金については上限が50万円、家賃補助については月額が3万円が上限という形で考えておるところです。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） この補助金の対象というのは、先ほど全地域で調査をしたというところでございますが、この補助は全地域で対応されるのか、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） この店舗再利用の活性化事業におきましては、対象店舗を町内の近隣商業地域、いわゆる都城広域都市計画の中にあります近隣商業地域、先ほど言いました、

J R 三股駅から東へ伸びる山王原まで伸びる線ですね、その部分を対象としております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） その中で、募集というか空き店舗に対して、何件かの問い合わせがあったのか、またそのそういう具体的な話はあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 問い合わせは2件ほどありました。その中で、1件については、すぐにその話がなくなったようですが、1件につきましては、この近隣商業地域内で実際に歩いて見られた部分がございます。

1カ所どうだということで、こちらからも説明して連れていった部分があるんですが、その方も時間がないという、要するに少しでも早く開業したいという部分がございます、そしてまたその部分が駐車場等が設置できないというところもありましたので、結果的に、その方は今回は断念されております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） この近隣地区じゃなくて、できるのであれば、町内全域、269沿いと、その辺も範囲を広げて、大きく受け入れ体制ができるような形はとれないのか。いかがなものでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） この事業につきましては、最初の事業をつくるときに、役場内でいろんな事業の審査をする協議会がありますが、その中で、近隣地域というふうに認められたものでありまして、であれば、今後、そういった協議会にかけまして、検討はさせていただくことになるかと思いますが、現在のところではまだはっきりした答えは出せないところです。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひともその協議会のほうで審議していただきまして、町内全域で、とにかく三股は受け入れるんだというところをお願いしたいと思います。

次に、今後の展開ということで、今インターネットのほうを、ずっと空き店舗対策というところで検索しますと、かなり各県、市、特に多いのが静岡県が多いと思うんですけど、その中の三島市という所があるんですけど、これも合併して、昔ながらの名前じゃないなというところがあるんですけど、この中に空き店舗対策補助対象店舗というステッカーがありまして、あとでござんいただければいいかと思うんですけど、こういうちょっと変わったことをやって、また不動産関係等の連携をとりながら、その中には空き店舗の状況というの、こういうふうにして家賃からいろいろあって、行政のほうは情報を提供するのみで物件の仲買いはしませんということですから、不動産会社との連携をとって今後していったらどうかと思うんですけど、その辺はいかがで

しょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 確かに外から見て、どの店舗が空き店舗対策の対象になっているかというのはわからないと思います。今、現状で見ると、民家の不動産業者の方々が看板は設置されているようですが、確かに、そういった参考にさせていただいて、そういったことを検討するなり、不動産業者との連携というところも考えながら、今後協議していきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） やはり都城も、中央通り、シャッター通りというか、そういうところで、その中でも、都城商業高校ですかの商業科か何かが売店、店舗の体験学習みたいな形でやられておるのを毎年見るんですけど、例えば、教育長のほうにお尋ねしたいんですけど、中学生を対象に、そういうふうなこの町内の空き店舗を利用して、そういう授業の一環として、体験の形ではできないものなのかどうかというところで質問したいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 空き店舗を利用した高校生の体験学習というのはよく新聞等で、小林的商店街等でもあったのを聞いております。中身をよく見ますと、高校生の商業科の子供たちの商業と学習とをつないでいくという体験学習を実施しているというのをよく目にしております。

今、中学校では、職場体験学習というのはやっております。実際に職場に行って、町内の職場だけでは足りませんので、今2年生が全部、全校生徒が一斉に出ていきますので、都城市までずっと行きます。遠くは鷹尾辺まで行ってますけども、商店街の商店だったり工業施設であったり、いろんな施設に行ってお体験してます。

そういった形のいわゆる実際営業してらっしゃるところの体験学習、体験活動はしているところなんですけど、中学校で例えば物をつくってそれを提供するとか、そういった形の体験というのは、今のところはちょっと、今パッと浮かばないんですけども、中学の中では総合的な学習の時間という時間があります。それでいわゆる子供たちの生きる力を身につけるための学習時間というのはあります。

そういったので、今後、何か町内のそういう業者とのコラボといいますか、それで販売の体験だとか、そういったのは考えられないでもないかなと、今後検討してみたいというふうに思っております。

それともう一つは、今文化会館でやっておりますまちドラがありましたけども、5月に、駅から文化会館あたりの、空き店舗じゃありませんけど、旧商工会とか旧弓道場とかを活用させていただきましたけども、旧弓道場がもう解体する予定になっておりますけども、来年度使いません。

それで、近辺の空き店舗の活用という、ああいう古い施設が、このまちドラにはちょっと持ってこいのいわゆるシチュエーションなんだそうです。そういった所の活用も今後できるといいなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひとも検討していただきまして、前向きの姿勢で教育のほうにしてもらいたいのかなと思っております。

あと、町長のほうからありましたように、駅前周辺整備というところで、たしか15年、18年ぐらい前ですかね、莫大的な町の改革ということで、駅前周辺からあの武道館までのところの通りのとんでもない構想があったと思うんですけど、そのときに、駅前を活性化するというところで、あそこに商店街をつくるというような話がありました。

やはり、三股町駅からおりてくると、三股町駅は駅舎は立派になったんですけど、前の道路も立派になった。でもあるのは「よかもんや」だけだということで、その辺の駅前の空き店舗、いろいろまだあると思うんですけど、その辺はどのような、店舗みたいなことはできないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回この空き店舗の調査をいたしまして、そしてこの近隣商業地域への活性化空き店舗対策ができないかというのは、例えば、今過疎対策事業をやってますけども、そういうところを地域指定して、そちらのほうの定住化、また複式学級の解消というようなところでの視点から、地域を限定しています。

今回でも、そういう意味合いで、まずは町全域でなくて、まずは駅周辺から、この山王原、仲町とか、この空き店舗をどうしようかと。このあたり非常に皆さんが心配していると思うんです。何らかの形での補助制度、あるいは活性化対策ということで、今回、この制度をつくったところでございます。

そういう中で、まだまだこれについての周知もそうですけども、効果というのは見えませんが、しかしやはり、先ほど上西議員の質問にも話をさせていただきましたけれども、将来、少子高齢化という形になっていけば、もう郊外型から将来的にはやはり地域密着型のこういう商業というのも成り立って行くんじゃないかというふうに感じています。

そういう意味合いでは、やはり中心市街地の活性化というのは大変重要なことだなというふうに考えていますので、そういう意味合いからいいますと、以前こう駅周辺の大構想を目指したけど、それとは違って、地道であるけれども、少しでもそういう中心市街地に店舗が開いているような環境整備を少しずつでもしていきながら、そういうふうな利便性を高める施策を考えていき

たいなというふうに思います。

それももう一つは、今度、公約の中で謳わせていただきますけども、五本松団地周辺ですね、あのあたりも今後どう活用するかというのも大きなこのテーマでございますので、そういう駅、そして文化会館、そしてまた五本松団地、そしてこの役場の付近、このあたりを中心としまして、その五本松とどう関連させていくか、そのあたりも今後検討させていくことによってこの中心市街地の活性化につながっていくんでなかろうかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、言われたとおりでございますけど、やはり発想の転換ということで、今少子高齢化ということで、行く行くは今ドーナツ現象というか、外のほう、郊外型って車社会ですから、郊外型で大型ショッピングというのが今叫ばれておりますけど、それが町長が言われるように、将来的にはまた中心に戻ってくるんじゃないかというようなところでございますけど、そうなったときに、今の三股で足りないのは何なのかというと、商店街通りがないというのがあるのかなと一つ思うんですけど、例えばですけど、三股銀座通り商店街とか、そういうふうな名前の通りというのが全くないというようなところがありますので、そういうふうな何ぼか通り会がありますけど、その中でも空き店舗がふえてきているということで、通り会の機能をしていないというところがあるかと思うんですけど、今後そういうふうな展開を持っていくような態勢はとれないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今、お話しさせていただきましたように、それまた議員からの提案があったように、空き店舗はやはりこの商業だけの部分で再開させようという、何らかの無理があるんじゃないかならうかと思えます。

そういう意味合いで、さっき教育の関係でも使えないか、あるいは福祉の関係で交流の場といいますか、サロンの形での使い方とか、あるいはそれ以外のいろんな文化面、教育面、いろんな面でここを使うと。それが将来的には回帰現象とつながっていくと。先の話でしようけれども、そういう形での中心市街地の空洞化、ある意味での活性化につながっていけばと思いますので、いろんなこの視点からいろんなアイデア等を生かしながら、またご意見等伺いながら、そういう活性化につながるような努力をしたいなというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 最後になりますけど、商工会のほうも4部会あるんですけど、その中で、今まで部会がばらばらで活動していたということもありまして、その四つの部会が一つ大きなテーマを持ってやろうじゃないかというような話が今出ておるんですけど、これはまだ決定ではないんですけど、この空き店舗対策についてのというような話も出ておりますので、ま

たその辺を、商工会やいろいろな関係各位、行政を絡めて、この三股がやっぱり全国でも注目されるような形で、空き店舗ですとこれだけよかったというような、出された方が満足できるような形で、ぜひとも全員で協力して、この空き店舗対策に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 本日の一般質問は、これにて終了します。

残りの質問は、あす19日に行うことといたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時57分散会

議事日程(第4号)

平成26年6月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木佐貫辰生君	副町長 ……………	西村 尚彦君
教育長 ……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長 ……	大脇 哲朗君
税務財政課長 ……………	山元 宏一君	地域政策室長 ……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長 ……………	上村 陽一君	福祉課長 ……………	岩松 健一君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 内村陽一郎君 教育課長 …………… 山元 道弥君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

開会前ではありますが、一般質問の通告について、指宿君より質問事項の1と2の順番を入れかえる申し出がありましたので、これを許可しております。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

一昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言順位6番、指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） おはようございます。無理を言いまして、1番と2番をかえさせていただきました。ご容赦願いたいと思います。

まず、通告しておきました水道料金の減額制度について質問をいたします。

水道はメーターによって水道料金が発生するわけですが、その水道料金が、ある月急に上がる。そういうときには、大きくいうと2つ原因があります。1つは漏水、もう1つは本人の故意もしくは自然の現象によって水をいっぱい使った、この2つがあるわけですけれども、漏水は漏水で減額認定があります。もう一方の、本人の故意もしくは自然発生的に水道を使ったということが考えられるわけですけれども、現場に行ってその家庭のメーターをまず見るわけです。それでも漏水していないということになると、担当者は何をするかという、まず、洗濯物を見ます。そのときに小さい赤ちゃん、もしくは保育園児等の洗濯物が干してあると、ああ、この家庭はお孫さんが帰ってきているなど、この家庭は赤ちゃんが生まれたなというところで判断をして、その家庭は漏水していないということで正式に請求するわけです。そこで町長にお尋ねをいたします。

子供さんたちが病院にかかったときには医療費の補助制度があります。水道については、そういう制度は漏水以外はありません。全国的にいうと、子育て支援の大きな制度の一つとして、ある量分だけ小学校就学前の子供さんについて水道料を減額するという制度をとっている自治体もあります。そういう制度が三股町にも導入できないのか、もちろんこれについては水道のソフト

開発も必要ですけれども、町長の基本スタンスをまず演壇からお聞きをして、あとは質問席から行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

ただいま水道料金の減額制度について指宿議員のほうからご質問がございました。未就学児のいる家庭への水道料の減額制度の創設はできないかというご質問でございます。回答させていただきます。

水道料金の減額制度につきましては、都市を中心に、生活保護世帯や児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受給している世帯、あるいは非課税世帯について減免している水道局、自治体がございます。また、社会福祉施設や医療施設、幼稚園などの施設の料金に対して減免している水道局、自治体もございます。

本町の水道事業給水条例施行規定の中でも、福祉的配慮から生活保護法に定める生活扶助受給者に対する減免等を規定していますが、生活保護費の生活扶助費として算定された水道料金見込み額のほうが本町が規定する額よりも高いため、実施的な対象者はいないという状況でございます。

ご提案の未就学児のいる家庭への水道料金の減額制度の創設については、種々検討すべき課題もあることから、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（内村陽一郎君） 本町の平成26年4月1日現在の未就学児童のいる世帯は、1,150世帯でございます。

仮に水道料金の基本料金を減額することとして試算してみますと、1カ月の水道料金の基本料金は消費税込みで756円でございますから、1カ月86万9,400円、1年間では約1,000万円超の給水収益の減収となります。

ご存じのとおり、地方公営企業法では、水道事業に要する経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって当てなければならないと、これは独立採算制の原則がうたわれております。

今後の施設整備費や耐震対策等の事業に充当すべき財源の確保は、本町の水道事業の健全経営にとって不可欠なものでございます。

このように、本制度の創設の最も大きな課題の一つは財源的な課題でございます。現在、本町では、中央浄水場の整備という大規模な建設事業を進めており、これまでの起債元利償還残高は、約20億8,000万円にのぼります。今後30年にわたり返済していく計画でございます。

ご提案の制度に類似した制度を実施している自治体の中には、充当財源を一般会計から繰入金

で補っているところもございます。本町におきましても、本制度の創設に当たりましては、水道事業会計で実施するのか、一般財源によるのかも含め、慎重な検討が必要かと考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 公営企業なんで、その収入によって全体を賄わなければいけない。これは、公営企業法にのっとってますからそのとおりでありますが、例えば、今は完備されましたけれども、長田の簡易水道につきましては、例えば雨時期であれば、水源が流れてどうしようもない。今度は、雨が降らない時期であれば、水源確保上、例えば、そこに水を引くために何百メートルも雨どいのようなパイプで水を引いてきて、水源のところに流す、そして、そこから持っていくというような、大変苦しいものもありました。水源地を見てみると、例えば、ミミズの大きいのが入っている。住民に言わせると、イノシシと半分ずつやとか、そういうふうな大変苦しい時期がありました。今は上水道が引いてあるわけですけども、あの長田の簡易水道すら、最初できたのは簡易水道です。もちろん、この本町の街も最初は簡易水道で始めたわけですけども、簡易水道でつくって、町が補助金をもらって、簡易水道でつくって、その建設費は一般会計が払って、そして運営費は上水道がやるという、当時は宮崎県に、もしくは日本全国どこもなかった。それを三股町がこういうふうにしてすると、後でメンテナンスは町も要らないし、どこも負担することがないということで、国が動いて、三股町を認めた次の年から、そういう建設方法もありますよというふうになったわけです。宮崎県の当時の担当者は、わかりやすく三股方式というふうに言っていました。

担当課長の、例えば賃金、給料すら水道料金で半分、一般会計で半分という、今、現状になっています。そういうことからいうと、今ある1,000万円ぐらいの金、もしくは下水道までするともっとなるんでしょうか。ということで、子供たちを育てやすい環境をつくるためには、ならば全国的に規模のあるところをもう一回精査して、その1,000万円が、もしくは2,000万が高いものなのか、安いものなのか、そういうことによって、三股町にもう一回家をつくる。若い人たちが家をつくる、もしくは住んでくる、ということが期待できると思うんですが、再度、町長に答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ご提案の水道料金の減額、これに基づいて、子育て支援策の一つとして取り組んだらいかがかというご提案でありますけど、ひとつ全国を見ても、そういうふうな形でのこの取り組み等をされているところもございます。

それを先ほど担当課長が申しあげましたように、水道会計の中でやるのか、あるいは一般会計でやるのかと、そういう財源の問題もございますが、まず、子育て支援策として何が大事なのか、

どういふのが一番魅力的なのかというのも一つの大きなテーマかなというふうに思います。

そういう中で、本町では、これまでも乳幼児の医療費の無料化をやってきました。そしてまた、この保育料の上乗せ支援ということで、約6,000万ほど町単独で出しております。それ以外にファミリーサポートセンターの多くの開設とか、それから、児童館等の維持管理、そして、子供たちが放課後児童として対応できるような施策と、いろんな形でのこの取り組みをさせていただいております。その中の一つということでございます。

また、それとともに、議会のほうからもいろいろなご提案もございます。その中に、3人目から子育て支援金、そういうのを創設したらどうかというお話もございます。また、子供4人以上への経済的支援もしたらどうかというのもございます。

そして今現在、27年度から子ども・子育て支援制度が本格的にスタートしようとしております。国が待機児童対策ということで、いろんな子育て支援のパッケージといいますか、大きな施策の取り組みを検討されていますので、指宿議員の提案も一つの、この子育て支援策の一つとして、今後の課題かなというふうに、今のところ認識しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 話は少し変わるんですが、NHKを見てました。もちろん民放もそうなんですが、データ放送、dボタンがあります。それで、日向市が載ってました。何が載っているのかなと思って見てみたら、LEDを行いましたと、宮崎県で初めてですと。dボタンで自治体の、例えばPR、CMじゃないですよ、あれ、PRですよ。PRができるんだなというふうに考えると、そういう施策を打つことによって、うちはこういうことをしてますよというふう明確に出すことができるのではないのか。

もう一つあります。例えば、公用車、もしくはそういう気持ちのある協力的な人をお願いをして、例えば、車に磁石で張るようなものをつくって、こういうことをやっていますよと、車に張って走ってください。つくるのは金が要るかもしれませんが、宣伝媒体としては無料です。例えば、公用車にも張る。例えば、そういう気持ちのある人が張る。例えば、トラックに張っている、もしくは、宮崎県内といわず、どこでも車は走り回るわけですから、そういうことを考えることも一つかなというふうに思っています。

中で、一つ大きな、例えば、未就学児童の医療費については、三股町が先見的にやりましたけれども、それはもう各自自治体も結構やっているんです。これを今さらこうですよと言っても、それは、うちもやっている、うちもやっているという話です。この前の寄附の話もそうですけれども、何かを一つやることによって、大きなインパクトを与えて、三股町がここにありますよみたいなところになっていくんだろうと思います。そういうことを踏まえた上で、どういう宣伝ができる、こういう宣伝ができるという、次から次へとアイデアが出てくるのではないのかなという

ふうに思いますので、一つの提案として、町長、今から先の行政を運営するに当たって、真剣に水道料、公営企業というのはわかっているんですけども、そういうこともわかった上で、子育て支援の大きな目玉という形で出していただければありがたいというふうに思っています。

この問題、まだ息が長いと思いますが、種々検討を、宮崎県のどこかの町がやり始めたからやりますというのでは、全然PR効果はありませんので、先ほど申しましたように、日向市が26年度から全部LEDにやりましたということが大きなdボタンに出てくるわけですけども、今年度で完結する三股町、LED化全部やります、もう取り上げてくれません。何でか、日向がやっているから。宮崎県一の自治体であればこそ、だから1年早ければ、三股町が町内一円防犯灯のLED化をやりました、宮崎県で一番ですというふうに出てきたんだろうと思いますので、いろんなアイデアもみあっていただきたいというふうに思っています。

さて、次にまいります。

1番ですけども、本町の職員の配置についてというふうに書いておきました。いろんな職場を回ってみますと、病気療養というのが少し目につくようであります。

そこで、お伺いをいたします。

三股町の役場そのものが魅力ある職場なのかなというふうに考えたときに、事例は悪いのかもしれないませんが、この前の26年度の採用で、北海道の札幌市が辞退者が60数名出た。辞退者だけで60数名というのは何人採用したんやろかと、これ、逆問題ですけども、もちろん、種々問題はあから今検討しているというふうに札幌市は言っていましたけれども。うちは、ほんならどうなのかなということで、今まで過去に辞退者はどれほどあったのか。もちろん、宮崎県の場合は統一でやっていますから、辞退者は少ないと思いますが、まず、お答えを願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 私のほうで答えさせていただきます。

少子高齢化やIT化の進展、環境問題の顕在化など、行政を取り巻く社会環境の急激な変化によりまして、住民ニーズは多様化、専門化してきております。地方公共団体の職員は、住民ニーズを的確に把握し、そのニーズに合った施策を迅速に展開することが求められています。

一方、財政状況は年々厳しい状況にあり、行政運営の効率化が重要な課題となっておりますが、今後も限られた予算と職員で行政サービスの水準を維持向上することに努めてまいりたいと考えております。

お尋ねの職員採用試験の合格者で、その後本人からの辞退者は何人いたかというご質問でありますけれども、昨年度は本町の1次試験合格者のうちお一人が2次試験を受けなかったという例がありましたけれども、近年、合格後の辞退者というのはおりません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、2番の職員の療養休暇の現状ということで、記しておりましたけれども、療養休暇の人数はここに報告があったんですが、外的要件、例えば、けがでそうなったとかということではなくて心というところもわかれば、この明細をお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 療養休暇の取得状況についてでございますけれども、平成23年度が、資料にもございますとおり、実人数26名の1,069日で、内訳が、けがなどの傷病によるものが1名、75日、疾病によるものが25名、994日、このうち精神疾患が3名で595日、平成24年度は、実人数25名の436日で、内訳は、けがなどの傷病によるものが4名の58日、疾病によるものが21名の378日で、このうち精神疾患が2名の16日、平成25年度は、実人数29名の733日で、内訳は、けがなどの傷病によるものが2名の115日、疾病によるものが27名の618日、このうち精神疾患は2名の87日となっております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） けが等は本人が好きでなるわけじゃないので、体に気をつけないといけないわけですがけれども、精神疾患ということになると、外的要因ということになります。ほぼ全てというわけではないかもしれませんが、職場環境というところが少しあるんじゃないのかなというふうに思っています。

職員を削って、例えば、委託、パートをふやしていくと、その職員に振りかかる責任の度合いは大きくなっていきます。もちろん、守秘義務の関係で、その委託の人、パートの人には見せられないもの、見せてはいけないもの、正規職員が処理しなければいけないものの量がふえてまいります。その今の実態を踏まえて、③の残業の状況、④の委託、パートの状況について答えをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 残業時間の状況はどうなっているかというご質問でございます。

残業時間につきましては、その年に行われる選挙やイベント、または災害等が影響することがございますけれども、平成23年度は全体で1万7,324時間、職員1人当たり平均年間100時間、平成24年度は全体で1万7,022時間、職員1人当たり平均年98時間、平成25年度は全体で1万9,709時間、職員1人当たり平均年約115時間という状況でございます。

続きまして、④番の委託、パート職員の雇用状況はどうなっているかという質問でございます。

委託、パート職員の雇用状況につきましても、その年に行われます選挙やイベント、または新

規事業等で影響することもございます。小学校における特別支援員、介護保険事業に係るケアマネジャー及び図書司書などは常時雇用している状況でございます。

平成24年4月時点では、委託職員が77名、パート職員が29名の合計、臨時職員といたしましては106名、平成25年4月時点では、委託職員が80名、パート職員が27名の合計107名。ことし4月時点では、委託職員が86名、パート職員が30名の合計116名となっております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今、数字を教えてもらったわけですがけれども、この残業時間についてもふえていく、もしくは、委託、パートの雇用についてもふえていくというような、全体的な感じではないのかなというふうに感じております。

そこでもう一つ、正規職員の採用及び退職の状況についてお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 平成22年度から平成25年度までの退職者、うち技術者を3名含みますけれども、16名でございました。

平成23年度から今年度までの採用者ということで、技術職1名、指導主事を1名ということで、合計で14名ということになってございます。

2名というところで差がございますけれども、土木技師を採用する計画でございましたけれども、試験を行ったところ、合格点に達する者がいなかったということで、この年度は採用しておりません。

それから、副町長が年度末に職員から任用されたことによって、1名減という形になっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 職員については、減っていく状況にあります。きのうの一般質問の中でも重点施策は何だという話の中から、そのやりとりの中で、職員入ってきてますか、どういうふうにやっていますかというような質問が出ていました。当たり前のことなんです。要するに、委託、パートで充てていても、その人は1年契約であったり、月契約であったり。やっぱり、職員で、一から勉強するにしても、職員を配置することによって長期的な重点施策ができるのではないのかなというふうに思っています。

そこで、いろんな問題があるわけですがけれども、例えば、大きな災害があったときに、委託、パートの人たちに役割分担をさせるわけにはいかない。そうすると、必然と正規職員がいろんな仕事を役割分担しながらやっていかざるを得ない。そういうことからいうと、この療養休暇も、

私たちが現職のときにはほぼいなかった療養休暇がこれだけ出てくるということは、仕事に無理が生じてきている。仕事は多岐多様にわたっています。しかし職員を減らすことによって、その仕事を回すということは、言い方を変えれば、自転車操業になっているのではないのかなど。

こういうことを踏まえた上で、やっぱり職員というのは、おのずと人数というのは必要だし、今よりももう少し手厚いものが必要ではないのかなというふうに思っています。

県へ出向で出すということも、今何人行っているのかわかりませんので、とりあえず総務課長にお聞きをします。県との人事交流はどうなっていますか、教えてください。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 人事交流につきましては、お一人ずつということで、うちのほうから県のほうへお一人、県から三股町にお一人と。それから、研修のほうは1名、市町村課のほうに研修生として出しております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 研修という名前で、何をされているのかわかりませんが、実質上、三股町の戦力にないと、現在のところなっていないということです。この人たちは研修なので、この人数の中に入っているのかどうかわかりませんが、多分、給料はここから払うんでしょから、役場付になって、人数は入っているということになるんだろうと思います。

そういうふうに人事交流をしながらも、それがいかんと言っているんじゃないです、それも想定した上で採用すべきであるというふうに思っています。

町長にお聞きをいたします。今から減っていくわけですが、先ほど言った土木の技術もそうです。宮崎県で一番少ないというふうにお聞きをしました。やっている工事などに対する技術者の割合。建築もそうです。建築も今あそこで検査をやられてますけれども、あの人は2人も建築に精通されているかどうかわかりませんが、この2、3年前までは土木だけでした。土木で建築の竣工検査をやるということは、建築のことはわからないわけで、そういうことからいうと、やっぱり建築の技師、土木の技師というのは、おのずとふやさざるを得ないというふうに思います。

山之口が都城に合併する前は、保育園を山之口は運営していました。そのころは保母さんと言いましたが、今は保育士さんですね。保育士さんを採用して、仕事を覚えてもらいながら役場の中に入って来るというようなやり方をされてきました。そういうことを踏まえて、土木の技術、建築の技術をしながら一般事務を覚えて、一般事務もやるとなると、これは鬼に金棒ではないのかなというふうに思っています。そこでお聞きをしますが、そういう採用の仕方、要するに、合格点がなかったから、一般事務で採用して技術をさせるというのは、要するに、それは、本人にとってものすごく苦痛だろうというふうに思いますので、まず、その技術者のところから答弁お

願います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど総務課長が回答いたしましたけれども、技術者の方が管理職になる、あるいはまた退職すると、これの補充というのはもちろん念頭にありまして、そちらのほうを採用ということで募集いたしましたけれども、要するに、応募はございましたけれども合格点には達しないということで、これから三股を担っていく土木技術者としては、やはりそれなりの能力がないと、誰でもいいというわけにはいきませんので。ですから、またことし募集をかけようというふうに考えていますし、やはり一定のレベルに達する人でないと採用できないということと考えております。

それと、議員がいろんなことをおっしゃいましたけれども、実際、この療養休暇、この関係についても、仕事関係もあろうかと思えます。ただ、それだけではなくて、人間関係とか、また、家庭の事情とか、いろんなことがあろうかと思えます。そういう意味合いでは、個別的にいろんな事情を聞きながら対応していきたいということで、また、復帰関係についても、やはり一人が欠けるということは、大変大きな仕事上の損失でございますので、復帰プログラムというのをつくりまして、できるだけ仕事になれていくように、そしてまた、そういう職場環境になれていくような努力はさせていただいているところでございます。

それと、委託のほうがあふえている原因というのも、一つ申し上げますと、学校関係のほうで発達障害という部分が、非常に各学校多くなっています。そういう児童に対する支援という意味合いでは、町としまして単独で、この学級支援員というのを配しています。それとまた定年退職者、この定年退職者についてはどのような処遇をするか、つまり、今の定年した人が、1年間は年金をもらっておりません。そのために、今現在、再雇用という形での取り組みをさせていただいて、去年4名やめられましたけれども、その方たちを3名また雇用して、これも委託という形での増につながっていきます。

そういうふうに、いろんな形での仕事があふえておりまして、職員のところを委託に変えようというのじゃなくて、要するに、そういうところを委託で賄っていくと。そして、職員採用については、私はもう、もともと退職者補充という観点から、当然、三股町は人口もあふえていますので、その意味合いでは、その対策といいますか、その対応をしていきたいというふうには考えています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 町長から退職者補充、最後に言われましたので、大変職員にとっては、要するに、1年たったら役場の平均年齢が1つ上がったではどうにもならないし、それから、60歳を過ぎて、我々は違いましたけれども、今は2年に1歳ですか、年金が受給する年齢

が65まで伸びていくと。これは、役場に仕事をしたから、その人が悪いのでは、ペナルティー食っているわけではなくて、それは制度としてそうなっているわけで、それはもらえるまで何かをしなくてははいけない。これは宮崎県と限らず、全国的にそうなっているわけで、その処遇についても、やっぱり、隣の都城市をこう横目に見ながら、どういうことをやっているのか、どういう仕事をさせているのか、もしくは、処遇はどうかというのもやってもらいたいと思っています。それもまた職員の中の一つだと思いますので、とりあえず町長に答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今、お話のように、定年退職後の再任用、再雇用についてのご質問でございますけれども、これについてはことしから再雇用という形での実施をさせていただいておりますけれども、再雇用となりますと、週3回程度の働き方という形になります。そうなりますと、やはり、配置する部署といいますか、そういうものは限られてきて、やはりフルタイムというのも一つの選択肢だなというふうに考えています。

そういうところを今後といいますか、来年度に向けて検討、そしてまた、職員団体との協議等させていただきたいなというふうに思いますので、それで、町民の方々にもご理解をいただきたいと思います。定年したけど、まだあいつ働いているというようなことじゃなくて、そういうふうな年金制度との関係で、そういう制度としてあるんだということでご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 我々が若いときは、先輩は55歳とか57歳で年金の受給資格があつて、もう自分はいつやめてもいいと、受給資格があるんやというような形で仕事を、もちろん年金もらっているわけじゃないんですけども、受給資格はありながらという形でした。それが少しずつ伸びて60になり、それがまた伸びていくということです。その人たちの生活も役場で意識をして、やりがいを持って仕事をするためには、老後も考えないといけないということの中からは、都城もいろんな施策をやっているようですから、そういうことも踏まえて対応してもらいたいと思います。

そしてまた、先ほどありました災害やそういうときは、例えばフルタイムという話がありましたけれども、職員と同じような形を、普通の委託、パート等の違うやり方で配置をしながら、もともと役場のベテラン、プロですから、何をやってもそつなくいったからこそ60歳まで仕事をしてきたわけであつて、その知恵をフルに生かすという意味では、考えてもらいたいというふうに思います。

先ほどありましたように、これ以上減らすということじゃなくて、新しい仕事がどんどんふえてきています。そういうことからいうと、職員の増も考えてほしいと思います。

昔、福祉の仕事は3名でやってました。4名いるとその人は老人医療の担当というような感じでした。それぐらい制度が簡素化され、少なかったんです。まだ老人医療の人も住民票から手で拾う時代ですけども、それでもそういう感じでした。

ところが今は、福祉が多岐にわたって、普通の人間でも、ひょっとしたら福祉の人間でも、福祉のことがわからない職員がいっぱいいるのではないのかなと。一つ違うと余りにも複雑過ぎてわからない。列が1つ違うと、係によって全然わからないということはあるんだろうと思います。そういうことからいうと、専門スタッフをふやすということも必要ですけども、正規職員でその場がどういうふうにできるのか、それから、町長がこういうふうに、重点的にやるとなったら、そこにふやせる人数を確保するのかということもお願いをしておきたいと思います。

最後になりました。今、世の中はペーパーレスという形で、紙を使わないということいろいろあります。

議会に限らずでしょうけど、とりあえず議会というふうに書いておきましたけれども、いろんな情報発信のツールとしてタブレットというのはあります。全国的に、早いところはもう議案書は配らんと。製本もしない。タブレットで送信する。議場もタブレットを持ち込んで、そこで論議、審査するというようなところがあります。そういうところも入れて、もちろん、議会ですからいろんなのがありますが、それに入るためにはいろんな講習もしないといけません。そういうことになる、いろんなことも考えられるんでしょうが、ペーパーレスというものからいうと、ほかにそういうことが想定できるのではないのかなと思いますが、答弁お願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議会でのタブレット導入については、議案書や資料等のペーパーレス化及び会議の効率化等から、事例としては導入は少ないものの、検討されている市町村も全国的にはあるようでございます。

既に導入している市町村では、期待される効果といたしましては、今言いました議案書や資料等に係る消耗品費や人件費などの削減効果が見込まれるとともに、見やすさ、扱いやすさ、セキュリティ、価格面を総合的に判断したとのことでございます。

また、検討されている市町村では、タブレットに抵抗がある議員への対応や、タブレットの管理やルール化が課題として挙げられております。

議会でのタブレットの利用、導入につきましては、まだ全国的に導入事例が少なく、まずは議会と町がお互いに情報を取り入れながら、研修、協議していくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 議会の審議は町民に隠すものは多分何もないんだろうと思います。要するに、こういうふうに製本化されてきているもの、町民にこれは秘密でお願いしますというのは多分ないんだろう、守秘義務もかぶってないんだろうと思います。そうすると、であれば、手始めにそれをし始めて、発信をしていくということでもいいのではないのかなというふうに思っています。

試しに、ネットをきのう見てました。先ほどの水道料金の話で、どこがしてるかなと思って、三股町が一般質問を公開しているんです。ですよ。私の質問がぽんと出てくるんです、もう。こういうことをやっていますって。要するに、質問内容の中に、そこをクリックすると、この一般質問のこの紙がぱっと出てくるんです。もちろん私のだけじゃないです。全部です。そういう世の中になっているんだというふうに、改めて情報のすごさというか、持っている力というのを感じさせられた一瞬でした。

町長に、タブレットというものについて、もちろん、抵抗がある人、そんなのは見たことがないという町民の方、扱う気もないという方もいらっしゃると思いますが、しかし、年をとればとるほど若い世代が使う年代が出てくるわけです。三股町も学校教育の中にそういうパソコンやらを入れているわけですから、そういう人たちがどんどん見る時代に入ってくるということになると、検討をするということですが、導入に向けて検討してほしいなと思いますが、答弁もう一回よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このタブレットの導入ですね、これについて、いろんなICTの技術が発達しまして、いろんな取り組みがあるわけなんですけれども、ただ、このタブレットの導入が、ペーパーレス化とか会議の効率化に本当に貢献できるのかなとなるには、それなりのレベルアップが必要かなというふうに思います。そういう意味合いでは、まず議会の中で議論していただいて、多分まだメモをとるほうが、タブレットの中に書き込むというのはできませんので、ですから、そういう意味合いではもうちょっと議論して、そういうところをまた町のほうと意見交換させていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） もちろん、いろんな方に賛否あることは十分承知をしております。しかし、今、こういう問題について、例えばこういう厚い、これは三股町の26年総合計画ですけども、これ、製本をせんでいいわけです。もちろん、予算説明資料もせんでいいわけですけども。こういうことも踏まえて、やっぱり、何が町として経費節減、もしくは情報ツールとして利用できるのかということ提起をして、私の質問を終わりたいと思いますので、ご討議方、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、本会議を10時55分まで休憩します。

午前10時48分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位7番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告いたしました地域包括ケアシステム構築に向けての対策についてと選挙対策についてお尋ねいたします。

まず、（1）であります。

地域包括ケアシステムの構築とは、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい生活をおくれるよう、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防という5つのサービスを一体的に受けられるシステムを整備していくということであります。

この地域包括ケアシステムは、高齢化の速度、家族構成などが地域によって異なることから、おおむね2025年を目途に整備されることを目標としております。この2025年には、団塊の世代が75歳以上になり、高齢者のみの世帯が約26%になると予想されています。

また、認知症、高齢者も470万人に達するとみられています。約10年先の問題とはいえ、改善策を進めるための時間があるわけではありません。超高齢社会を迎える中で、急激に増加する医療と介護に的確に対応しなければなりません。地域包括ケアは自治体がしっかりと実態把握と課題分析を行わないと成り立ちません。それには、全数調査によるデータが必要となります。

そこで、①の日常生活圏域のニーズ調査をし、分析されているかについてと、次のことについてそれぞれお尋ねいたします。

認知症高齢者の近年推計、生活習慣病の患者数の推移、高齢者世帯・独居世帯の実態と将来推計、介護の需要予測（要介護、要支援）についてであります。

以上のことをお尋ねして、後は質問席にていたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 介護保険制度の改正の主な内容が、地域包括ケアシステムの構築というのが一つの大きな柱、そしてもう一つは、費用負担の公平化ということでございますが、その中のこの地域包括ケアシステムの構築に向けて、町としての取り組み等についてのご質問でございますが、この日常生活圏域のニーズ調査と分析結果についてということでございますので、これ

については、担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

まず、日常生活圏域ニーズ調査をやったかどうかということでございますが、ことしの1月29日から2月10日の間をかけまして実施をしております。一般住民の方5,000名と要介護3以上を認定されている方200名を実施しております、一般住民5,000名の方につきましては、回収数が3,342件、回収率66.8%でありました。

要介護3以上の方につきましては、200件のうち56件回収できまして、28%の回収率ということになっております。

それで、分析につきましては、今後実施していく予定でございますけれども、認知症高齢者の近年推計についてということでございますけれども、国の提示したニーズ調査帳票にない項目でありましたので実施はしておりませんが、平成26年4月1日現在の認知症高齢者数は721名であります。2Aというランク以上の方を捉えております。

以下の将来の数値を算出するために、国立社会保障人口問題研究所が発表しております本町の人口推計を参考に算定しますと、認知症高齢者は団塊の世代が75歳になる11年後の平成37年には、215名増の936名になると推計されます。

次に、イの生活習慣病の患者数の推移であります、これにつきましては、高齢者の方々を対象にしての生活習慣病の患者数の推移でございますけれども、平成26年2月のこのニーズ調査の時点の生活習慣病の高齢者の患者数をニーズ調査結果から推計しますと、4,705人でございました。2月現在の65歳以上の高齢者数が5,892人でございますので、79.9%を占めております。

また、先ほどの人口問題研究所の数値をもとに推計いたしますと、平成37年には1,244人増の5,949人を推計しております。

次に、ウの高齢者世帯・独居世帯の実態と将来推計であります、平成22年度に実施されました国勢調査によりますと、夫65歳以上、妻60歳以上の高齢者夫婦世帯は1,255世帯でありました。平成37年には425世帯増の1,680世帯を推計しております。

65歳以上の高齢者の単身世帯は、国勢調査の結果では1,139世帯でありました。これも平成37年には386世帯増の1,525世帯を推計しております。

次に、エの介護の需要予測（要介護・要支援）であります、平成26年3月現在、要支援者数は276人、要介護者数は857人の合計1,133名であります、平成37年には要支援、要介護合わせて300人増加の1,433人を推計しております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） まず、こういう介護の第5期計画というのを24年の3月に作成していただいております。そのときに、やはり実施されたのがニーズ調査であります。その調査された結果を、もう、24年ですので2年ちょっとたっているわけですがけれども、その調査をされたのはいいけれども、分析して、それをどのようにして生かされたのか、ことしは1月29日から実施された、この点についてはまだ今からどのような結果としてもっていくかということでございますが、23年の5月に二次調査をされた分に対しては、どのように生かされたんでしょうか。課長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 調査結果をどのように生かしたかということでございますが、23年の3月現在の、今から3年前の3月現在の要支援・要介護者数は1,079名でございました。先ほど申し上げました1,133名と比較しますと、約60名程度ふえたこととなりますけれども、高齢者の方々がどんどんふえてきているのはもう事実でございまして、それに対してどう対応していったかということにつきましては、もう介護予防事業を特化してやっていこうと、なるべく要支援・要介護の状態にならないように、皆さん元気で暮らしていただけるようにという取り組みをここずっと続けてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） こういうデータを見ますと、全て、やはり右肩上がりになっております。ですから、本当にそういう右肩上がりになっていくデータをいかにして抑えていくか、これが大変な作業になるかと思いますが、こういうニーズ、データの的なものはおっしゃったんですけれども、このニーズに関して、さっき調査されましたけれども、この第6期においては、ぜひ、いい方向で生かしていただきたいと。

ニーズですので、皆さんがどういうふうに要望されているかという内容でございますので、ぜひ、その部分は課長としてはどういう方向で生かしていこうかと、もう一回お尋ねしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 希望されている要望が多いのは、やっぱり、養護老人ホーム等をつくっていただきたいというのが多いんですけれども、これにつきましては、地域で20名以下の定員の小さな養護老人ホームをつくるということも可能でございますので、財源的に可能であれば、そういうのも検討の方向に入れていっていいなということと、あと、やっぱり、認知症の方もふえておりますけれども、認知症の方を早期に正しい治療、正しい環境の中で生活していただきま

すと、認知症が進まないということがわかっております。認知症を治す薬はございませんけれども、進行をおくらせるということではできるようでございますので、そういうふうにもっていけないとか、そこら辺は考えておまして、相談事業とか、隠れているニーズをすくい上げて、それにサポートをしていく体制をつくれればというふうにも考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 1番、タイトルにありましたように、地域包括ケアシステムの構築ということでございます。

2025年度までにという長期にわたった計画になると思うんですけども、この中で、じゃあこの地域包括ケアシステムとは何なんだといったときに、今すぐにでもケアが必要な項目ばかりであるわけなんです。ですから、システムのこの構築によって、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を送れることとなります。そのためには、先ほども申し上げましたけれども、住まい、介護、医療、介護予防、生活支援、5つの要素が一体的に提供される必要があるというわけでありまして。この一番最初にあるのが住まいであります。この住まいが当然基盤となっております。そしてあと食事サービスとか、見守りとかで生活支援、介護予防、そしてまた、介護、医療が必要になったときには、日常生活圏内にあるのが望ましいとされているわけですが、こういう体制を10年間かけて、当町としては、実現してもらわないといけないわけですけども、具体的にいつ、実現できるものなのか、絶対実現するぞと思っていच्छるのか、その辺を課長にいま一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 現在、新しい取り組みといたしまして、地域支援会議というようなのを地区地区に回って、うちの包括とケアマネのほうが各自治公民館の公民館長さん、民生委員の方々、地区の方々と、心配されている高齢者の方がいらっしゃいませんか、どのような状況ですかとか、もろもろ、そういう情報をいただいて、そして、それを今度は地域に皆さんでサポートしていただけないとか、というような体制づくりです。各地区、ことし、25年度はほとんど回りました。そういうのからまず始めているところでございまして、まず地域においていて、地域で生活するためには地域で見守っていただかないといけませんので、そういうことができるか、そういうのをお願いしたいというようなことで、作業は進めているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） こういう地域ケア体制の整備を、27年度に第6期として策定されるわけですね。ですから、来年に向けて、その策定、第6期の中にその分も、本当にしっかり計画の中に入れていただきながら、全部の項目に対して実現をしていただきたいと思います。お

厚労省が地域包括ケアシステムの構築に向けて参考となるような自治体の取り組みを紹介しております。いろんな角度から。そういう先駆的にと申しますか、そういう取り組みについて、ぜひ参考にさせていただきたいという部分がありますが、この件について町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この介護保険関係の制度改正が行われつつあると。ただ、その中についてはこれからという部分でございますけれども、来年度から第6期の計画をつくります。その中に本町のあり方、方向性というのも大体大きく掲げて、それに向かって取り組むということになるかと思いますが、先進事例等いろんなところ、やり方を含めて、研究させていただきたいというふうに思います。

そしてまた、本町は本町なりに、今までもそうですけれども、この機会、デイ関係のところの充実も図ってきてますし、そしてまた第6期の中で先ほどありましたように、特養ですね、そちらのほうのニーズ等もあるということで、そのあたりも視野に入れながら、そしてまた、地域支援事業として、町独自でやるべきもの、そのあたりのところもいろいろと研究をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 最初申し上げましたように、この自治体がしっかりと実態把握と課題分析をした上で、これが実現の方向になると思いますので、ぜひその辺は、町長も腹をくくって取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次にまいります。

②の認知症高齢者対策についてであります。

厚生労働省は初期段階の認知症高齢者の早期診断、早期対応を行うための専門家チームを来年2015年、順次、全市町村に設置する方針を固めております。認知症は、さっき課長も言われましたけれども、早期治療で改善する可能性が高いとされております。いつとも早い実施が望まれるんですが、この厚労省がモデル事業として本年度にも予算化をしております。そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

認知症初期集中支援チームの設置・運営と認知症地域支援推進委員の配置についてであります。当町においては、手を挙げられておらんのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 認知症初期集中支援チームの設置についてのご質問でございますが、本町では現在、認知症初期集中支援チームは設置しておりませんが、本年度も認知症医療疾患センターがある大悟病院の精神保健福祉士と本町の地位包括支援センターの専門職、及び認知症地域支援推進員が協力いたしまして、自宅を訪問して早期発見と専門医の受診につなげる支援を実施

する予定でございます。認知症初期集中支援チーム設置については、認知症施策の司令塔に位置づけられ、厚生労働省において、お話のように、平成26年度以降の市町村への制度設計が検討されていますので、第6期介護保険事業計画策定委員会で設置に向けて協議をしていく予定でございます。

次の認知症地域支援推進員の配置につきましてでございますが、今年度から県内の自治体で実務経験のございました社会福祉士1名を地域包括支援センターに配置しております。

支援推進員は、地域包括支援センターの専門職と協力いたしまして、認知症の方々ができる限り住みなれたよい環境で暮らし続けることができるよう、医療機関、介護サービス事業所や、地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の方や、その家族を支援する相談業務等を行う予定でございます。

以上、回答とします。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 厚労省のこの支援チームと、それから推進員という名称でなくとも、一応そういう、大悟病院とおっしゃいましたか、大悟病院の職員の方に協力いただいたということでございますね。その方とともに、そういう認知症の方々への対応をしてくださっているという意味では、やはり、皆さん助かっているんじゃないかなと思っております。ぜひ、その辺をしっかりと対応していただきたいと思っております。

いろいろ実施、要するに事業を実施するには、当然、人的配置が必要であるわけです。それで、さっき言われたそのお一人の方が、今年度4月から配置なさったんですかね。福祉課におかれては、非常に多岐に渡った、いろんな角度からの対応をされないといけないので、大変じゃないかなと思っておりますが、そういう意味でのこの人材配置、これに対して指宿議員が、いろいろそういう職員の採用とか、そういうことに対して言われたんですけれども、やはり必要であるとするならば、ぜひ、そういう増員というものも人材確保に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますが、いま一度、町長の決意をお伺いしておきたいと思っております。

議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この認知症関係ですね、今後の高齢化社会を迎える中で大変重要な仕事じゃないかなと、そういうふうな仕事として、これから仕事量として大きくなるんじゃないかなというふうに理解しています。そういう意味で、今回、経験者ということで、社会福祉士1名を配置させていただきました。

また、今後、この地域支援事業をどういうふうな形で進めていくのか、いろいろと動きがあるというふうな認識のもとに、今後この体制づくり、また社会福祉協議会との連携とか、いろいろと出てくると思っております。そういう意味合いでは、今のところ、こういう委託という形の取り扱い

ですけれども、これをどうするかということについては、今後いろいろと多面的に検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひ、そういう人的配置に対してもよろしく願いしておきます。

次の項目の選挙対策についてであります。

本年9月に町長選、来年4月には統一選が引き続いて行われます。候補者本人は必死で投票を訴えていくんですが、町民の皆様にはいま一つ響かないので、その結果として投票率につながっているというのが昨今ではないかと思っておるわけですが。

近年の選挙投票率の推移については、昨日この資料を課長からいただきましたので、それを参考にさせていただきますが、皆さんには参考のために平成17年度の衆議院選の分と、それから平成25年度の参議院選の投票について、課長から説明をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙管理委員会の委員長が答弁すべきものでございますけれども、かわりまして、書記長として答えさせていただきます。

選挙は国民が政治に参加し、主権者としてみずからの意思を政治に反映させるための最も有効な機会でございます。しかしながら、近年、国政選挙、地方選挙ともにその投票率は全国的に低下している状況にあり、大変重要な問題となっているところでございます。

本町におきましても、先ほど議員のほうから言われたとおり、本日配付いたしました資料でもわかりますように、投票率は年々低下傾向にございまして、平成17年度を言われましたけれども、この時点では71.54%の衆議院議員の選挙の投票率だったんですけれども、見ていただいておりますように、21年度は66.31、22年度は51.42となっております。

一番下の参議院選挙におきましても、19年度は54.5、22年度は横ばいという形なんですけれども、25年度におきましては、50%を下回る選挙も出てきております。

特に、22年度に行われました県知事選挙におきましては、35.48%ということで、約3分の1の方しか投票に行かれなかったという現状も出ております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 危惧いたしておりましたが、やはり年々投票率が低下しているのが見られます。

いろんな理由があるというのはアンケート結果でわかっていることではございますが、この投票率に対して、やはり、何らかの対策を考えなければいけないと思っておりますが、この対策をど

のように考えておられるのか、選管の書記長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 投票率の低下につきましては、さまざまな要因が複雑にかみ合っているということから、投票率アップのための特効薬的な対策はなかなか見当たらない状況にございます。

しかしながら、日ごろからの選挙啓発や、政治、選挙に関する教育に取り組むことが、基本的には最も重要であると考えております。常時啓発ということでは、都城市の選挙管理委員会と連携を図りながら、高校卒業生への選挙に関するパンフレットの配布、わけもんの主張の開催、明るい選挙書道・ポスター展などを実施しております。

選挙時啓発といたしましては、投票日を周知する看板の設置や期日前投票期間中の広報車による投票呼びかけ、また、選挙日当日の行政防災無線による呼びかけの放送等を実施しておりますが、若者の投票率が特に低い状況にあっては、これまでの単に伝える啓発から、若者が日常的に利用する媒体も活用いたしまして、若者によるイベントの開催など、若者の共感を得る内容を盛り込んだものとする事で、若い有権者に響く啓発も推進していこうと考えております。

前回の参議院選挙の県内の投票率の結果でも、20代の方は20%台だということで聞いておりますので、そこが全体を引き下げているということがございます。

今後も明るい選挙推進協議会や教育委員会とも連携しながら、投票率の向上のために政治意識の醸成はもとより、投票しやすい環境の整備や選挙情報の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 広報等はいろいろされて、当然、選挙があるということは、広報車も遊説カーであるわけですので、皆さん十分承知していらっしゃると思うんです。しかし、投票所に行って書こうという気持ちを引き出してやらなければ、票につながらないわけなんです。ですから、その書こうという気持ちを引き出すためには、やはり、投票所の雰囲気とか、あるいは、気軽にぱっと書ける、そういう配慮、こういうものも大事じゃないかと思うんですが、この件についてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） おっしゃられたように、なかなか投票所の雰囲気が暗いというご意見もいただいております。中には、音楽を流したり、花を飾ったり、もちろんバリアフリー化というのも今後また検討していかなければいけない問題だと思っておりますけれども、それとあわせて、期日前投票が最近非常に伸びております。全体の投票率が下がっていく中で、過去4回ほど拾っ

てみますと、22年の県知事選におきましては、全体に占める期日前投票の割合が19%だったんですけれども、その後の町議会では24.9、それから、衆議院では30.4、そして、参議院では35%ということで、期日前投票に行かれる方は年々ふえているということでございますので、この期日前投票についても、もう少しうちのほうも工夫しながら対応していきたいというふうには考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） その場の雰囲気づくりというのを、花を飾ったりとか、音楽を流すとか、そういう方向で言われておられましたけれども、それだけに限らず、やはり、もうちょっと皆さんのご意見、どんなふうにしたらその場に行きやすいのかというご意見を聞かれたことがあるんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 本日は資料を持ってきてなかったんですけれども、前回アンケートを実施いたしまして、その結果をもとに今後の対応ということで考えております。

先ほど出ましたけれども、まずは政治、選挙に興味がない若者が多いということが、やはり一番の原因ではないかなと思いますので、ここの部分を対策を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひ、9月、来年の4月と選挙が続きますので、ぜひ、投票率が上がったといえるように、余り期間はありませんけれども、対策をとっていただきたいと思います。

それと、最後になりますが、もう既に答弁をいただいた結果になっておりますけれども、やはりこの期日前投票、これが、今後投票率のアップに対しては鍵を握っているのじゃないかなということで考えております。それについて、当町においては、以前からしたら簡潔になったなというような感じがしているわけですが、やはり、当日の投票と期日前とはまた違うわけですので、やはり、自筆でサインしなければいけないという部分においては抵抗を感じてらっしゃる、特に年配の方においては、苦手だと言われる声をよく聞くわけです。それが、都城市でお聞きだと思っておりますけれども、投票入場整理券の裏にまず宣誓書が印刷されておって、自宅で自分の自筆でサインをして、それを期日前投票に持っていくと、非常にスムーズに投票ができたということで、都城市もこれが成功しているようでございます。

我が町の皆さんのご意見の中にも、都城はしているんだから、何で三股はしてくれないのと、ぜひ言ってくださいという声もございまして、今回こういう質問になったわけですが、これについてはご検討いただけないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 投票率が低下している中であっては、期日前投票による投票率が年々向上しております、積極的な制度の推進とともに適正な運用が求められているところがございます。

期日前投票では、投票所入場券が既に郵送されている場合は、投票所において入場券を提示いたしまして、受付で署名の上宣誓書を提出していただいておりますけれども、入場券がまだ届いていない、または持参できなかった場合は、受付の職員が聞き取りにより宣誓書を作成し、署名の上宣誓書を提出していただいておりますところがございます。書面につきましては、本人であることを確認するためのものでありまして、先ほど議員から言われたように、お隣の都城市においては、投票所での署名ではなく、自宅等で署名した宣誓書を持参する方法ということで対応されているようでございます。

しかしながら、本町においては、過去に署名の確認により二重投票を防止した事例もあることから、投票所受付での署名は引き続きお願いしたいというふうに考えております。

県の選管のほうに確認してみますと、それぞれの選挙管理委員会のやり方ですので、県としては特には言えませんということでございました。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 過去にそういう事例があったということで警戒されているのかなと思うんですけれども、都城の人口の中でも実施ができていたということを思うと、やはり、時代の流れの中に、投票率をアップするという観点から考えると、そういう選択肢もありかなと思うわけです。

ですから、頭から、今回はこうだったから、当町においてはもうできないということじゃなくて、やはり、これは都城もどういう方向で事故なく推進していくかということなんかも聞いていただいた上で、ぜひ前向きに検討していただきたいと、そういう検討課題として捉えていただきたいんですが、いま一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） お隣の都城の情報も今いただきながらの答弁なんでございますけれども、持参した場合は、ちなみに、都城の例でございますけれども、受付で内容を再チェックをされるそうです。時間がかかるというのは、都城市の選挙管理委員会から、三股町のほうがずっと早いですよと言われました。投票所入場券を持参しなかった場合は、本人に全部住所から書いていただいておりますということで、その点でも三股町のほうが簡素化されてますねということでありましたので、都城のいいところもありますけれども、三股町もかなり簡素化に努めているというのがあります。言われるように、今後またどういう方向で二重投票が防げることができる

案があれば、それをまた検討していきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 要は、投票率をいかにしたら上げていけるかというのが視点でございますので、いろんな角度からぜひ検討していただいて、みんなが本当に投票をした喜びを共有できるような、そういう雰囲気づくりも必要かなと思っています。

また、投票することは各個人の権利でもあるわけですから、そういう権利をしっかり支えていただいて、ぜひ、投票率がアップできるような方向で検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問は、これにて終了します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時35分散会

議事日程(第5号)

平成26年6月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑
- 日程第3 討論・採決(議案第30号から議案第50号までの20議案並びに意見書案3件及び請願3件)
- 追加日程第1 意見書(案)第4号上程
- 日程第4 農業委員会委員の推薦について
- 日程第5 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑
- 日程第3 討論・採決(議案第30号から議案第50号までの20議案並びに意見書案3件及び請願3件)
- 追加日程第1 意見書(案)第4号上程
- 日程第4 農業委員会委員の推薦について
- 日程第5 議員派遣について
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

例)」。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴い、改正するものです。改正の趣旨としては、肉用牛の売却による課税の特例期限の3年間延長、公共の公害防止のために設置された施設・設備について固定資産税の課税標準の特例措置の設置、優良住宅地造成等のための長期譲渡所得に係る町民税課税特例の3年間延長等の措置を講ずることとされたことに伴い、改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第31号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が4月1日に施行されたことに伴い、改正するものです。改正の趣旨としては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税限度額を12万円から14万円に引き上げるものであります。また、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更があり、対象世帯の拡大がされたことに伴い、改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第33号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」）。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものです。歳入歳出予算の総額31億6,706万7,000円に歳入歳出それぞれ2,037万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,744万6,000円とするものです。

歳入につきましては、国民健康保険税を実績及び見込みにより増額し、国庫支出金、療養給付費等交付金は交付決定により減額、県支出金は財政調整交付金の増額が主なものです。

歳出につきましては、保険給付費及び特定健康診査等事業費の減額と、予備費の増額が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第34号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」）。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものです。歳入歳出予算の総額2億1,874万4,000円に歳入歳出それぞれ207万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,082万円としたものです。

最終の保険料を見込んで、歳入及び歳出において増額したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第35号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」）。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものです。歳入歳出予算の総額20億1,528万3,000円から歳入歳出それぞれ4,768万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,760万3,000円としたものです。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を減額し、保険料、一般会計繰入金を増額したものです。

歳出につきましては、保険給付費及び地域支援事業費を減額したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第36号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）」）。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものです。歳入歳出予算の総額1,277万6,000円から歳入歳出それぞれ49万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,227万7,000円としたものです。

歳入につきましては、サービス収入を減額し、一般会計繰入金を増額したものです。

歳出につきましては、介護予防プラン作成委託料及び備品購入費を減額したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第41号「三股町税条例の一部を改正する条例」。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が第186回通常国会において可決され、平成26年3月31日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講じるものです。

改正の内容につきましては、法人税法の外国法人に係る規定整備による条例整備や、法人税率の引き下げ及び軽自動車税に係る税率の変更が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第42号「三股町シルバーワークプラザ設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、公益法人制度を抜本的に見直し、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進させることを目的とする公益法人制度改革関連三法が平成18年6月公布されたことに伴い、本町のシルバー人材センターが平成24年4月から社団法人から公益社団法人へと認定されましたので、シルバーワークプラザ設置条例第4条中の社団法人を公益社団法人と変更するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第43号「三股町男女共同参画推進条例」。

本案は、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行うため、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、条例を制定しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第45号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額30億7,544万4,000円に歳入歳出それぞれ270万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,814万6,000円とするものです。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減と、諸支出金の組み替えを行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第46号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額20億3,538万円に歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,573万5,000円とするものです。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴います人件費の増減を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第50号「三股町総合福祉計画の策定について」。

総合福祉計画は、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」を目標に、4つの計画から構成されています。地域福祉計画、障害者基本計画、自殺対策行動計画の3計画は平成26年度から平成30年度を計画期間とし、子ども・子育て支援事業計画は平成27年度から平成31年度を計画期間として策定したもので、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の中で意見がありました。三股町総合福祉計画を計画として終わらせるのではなく、実効性に向けて全庁で取り組んでいただきたいとの意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

請願第2号「特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願書」。

本案は、三股町議会が国会及び政府に対し特定秘密保護法の廃止を求める意見書を提出されるよう求めるものです。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

請願第3号「川内原子力発電所の再稼働反対決議に関する請願書」。

本案は、川内原発再稼働に反対する決議を採択されるよう求めるものです。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○建設文教常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。

建設文教常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第37号、38号、39号、47号、48号、請願1号の計6件でございます。

議案第37号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額4,933万円から歳入歳出それぞれ100万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,832万2,000円としたものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金の減額が主なものです。

歳出につきましては、職員手当、工事請負費、委託料、負担金等の減額が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第38号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額3,953万2,000円から歳入歳出それぞれ276万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,676万4,000円としたものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金の減額が主なものです。

歳出につきましては、委託料、備品購入費、負担金等の減額が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額3億6,410万8,000円に歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,475万9,000円としたものであります。

歳入につきましては、受益者負担金、使用料の増額と、一般会計繰入金の減額が主なものです。

歳出につきましては、工事請負費、委託料、水道管移設負担金の減額が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第47号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額4,970万8,000円に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,972万7,000円とするものです。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴います人件費の増減を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第48号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額4億397万7,000円に歳入歳出それぞれ293万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億691万2,000円とするものです。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴います人件費の増額を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第1号「手話言語法制度を求める意見書の提出についての請願書」。

議案の概要。手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定するように手話言語法制度を求める意見書の提出を求めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（池邊 美紀君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第32号、40号、44号の計3件でございます。

以下、ご説明いたします。

議案第32号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町一般会計補正予算（第6号）」であります。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものです。歳入歳出予算の総額93億7,442万3,000円から歳入歳出それぞれ4,

254万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,188万3,000円としたものです。

まず、歳入の主なものについて説明します。

町税は、収入実績見込みにより、地方譲与税、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税等は、交付決定により、それぞれ増減補正したものです。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定及び交付決定見込みにより減額補正したものです。

寄附金は、ふるさと納税による増額補正したものです。

繰入金は、基金繰入金を実績により減額補正したものです。

諸収入は、国庫負担金等の前年度精算による増額補正したものです。

町債は、それぞれ事業の実績により減額補正したものです。

次に、歳出の主なものについて説明します。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものです。

民生費は、社会福祉総務費の扶助費、老人福祉費の委託料、児童運営費の負担金及び補助金の減額が主なものです。

衛生費は、予防費の予防接種、母子衛生費の妊婦健診等の委託料の減額が主なものです。

農林水産業費は、農業総務費の宮村南部地区農業集落排水事業会計等への繰出金の減額のほか、経営体育成支援事業を初めとする各種事業補助金の減額が主なものです。

土木費は、公共下水道事業繰出金の減額、各工事請負費の執行残による減額が主なものです。

教育費は、幼稚園就園奨励費補助金の実績による減額のほか、小中学校費において要保護及び準要保護児童生徒援助費の実績による減額が主なものです。

公債費は、利子の決定により減額したものです。

諸支出金は、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分を財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金、ふるさと未来基金及び西部地区体育館整備基金に積み立てるため増額補正し、予備費は、25年度の実質収支額を見込んで増額補正したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町一般会計補正予算（第1号））」であります。

本案は、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、補助金の交付決定に基づき所要の補正措置を行うものです。すなわち、歳入歳出予算の総額96億4,000万円に歳入歳出それぞれ944万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,944万9,000円としたものです。

歳入につきましては、国庫支出金について、社会福祉費補助金と児童福祉費補助金をそれぞれ増額したものです。

歳出につきましては、総務費及び民生費について、システム改修に伴う委託料ほか、需用費並びに使用料及び賃借料を増額したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第2号）」であります。

本案は、人事異動に伴う給与費、ふるさと納税に伴う寄附金及び補助金等の交付決定等に基づき、所要の補正措置を行うものです。すなわち、歳入歳出予算の総額96億4,944万9,000円に歳入歳出それぞれ2億2,156万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,101万7,000円とするものです。

まず、歳入について主なものを説明します。

国庫支出金は、消費税増税に伴う低所得者並びに子育て世帯への給付金支給のための補助金の増額及び保育緊急確保事業に伴う補助金の増額補正です。

県支出金は、安心子ども基金補助金から保育緊急確保事業へ移行したことによる負担減に伴う減額補正が主なものです。

寄附金は、ふるさと納税による増額補正であり、繰入金は、財政調整基金繰入による増額補正です。

諸収入は、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成等による増額補正です。

町債は、防犯灯LED化事業の財源をふるさと納税による寄附金に変更するための減額補正です。

次に、歳出の主なものについて説明します。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものです。

総務費は、ふるさと納税に係る委託料、臨時福祉給付金に係る負担金補助及び交付金等を増額補正するものです。

民生費は、子育て世帯臨時特例給付金に係る負担金補助及び交付金等を増額補正するものです。

商工費は、ふるさと納税に係る寄附金の一部を物産館支援に係る負担金補助及び交付金として増額補正するものです。

諸支出金は、ふるさと納税に係る寄附金の一部をふるさと未来基金に積み立てるものです。

予備費は、台風・豪雨等災害の発生等に対応できるようにするため増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

日程第2. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は、1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 請願3号の川内原子力発電所の再稼働反対決議に関する請願書に対しての質疑を行います。

不採択というふうなことでしたが、川内原発は、きのうの宮日にも載っていましたが、火山が周りに、桜島、霧島、阿蘇、雲仙、たくさんあって、その火山の危険性が、爆発したときに火砕流のおそれとかいろいろ、一番危険な原子力発電所だというふうなことが書かれてありましたが、その火山のことにしても審議されたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 委員会の中でそのような審議したことはありません。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この請願に対して、どこがどうあるから不採択にされたのか。絶対に川内原子力発電所が安全だというふうな確信があるというふうなことでこの反対をされたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 委員会の中でも話をしたところ、最終的には、皆さんの意見としては、再稼働じゃなくて廃炉に向けての、最終的には廃炉に向けてのという話は出ました。で、今、急急に再稼働すべきなのかなというところもありますし、また、この夏場を迎えて、エネルギー不足になるのかなというところも考えられまして、委員会の中では、行く行くは廃炉に向けてするべきではないかという意見が出ました。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 今の川内原発について不採択ということですが、さきの議会で我々は川内原発の廃炉を求める決議をしてますよね。それとの整合性はどういうふうに考えているのか、委員会は。議会でやったんだから。だからそれとの整合性はどうなるの。これが不採択ということであれば。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 廃炉というのは整合性ありますけど、この回に関しては

再稼働ということですので、行く行くは廃炉というので考えるべきではないかというような意見でした。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 今、原子炉は一つも動いてないよね。今は。それで、福島原発が3年たつが、それ以来原発は一つも動いてないんだから、夏場を迎えて電気不足になる云々と言うけど、3年間立派に乗り越えてるじゃないの。それで電気が余ってるじゃないの。だから、やっぱり、今、稼働してないんだから、原子力ゼロで日本はやってるんだから、もうこの際、再稼働はしないほうがいいと。その方向を押し通すべきだと思うんだが、その賛否はどうだったか。何対何で不採択だったんですか。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 賛成が1、反対が3でございました。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 質疑ですので。請願2号、特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願書。この特定秘密保護法というのは、国民の目を塞ぎ、耳を塞ぎ、ろくなもんじゃないと思ってます。例えば、福島原発の所長であった吉田氏を調べて、吉田調書というのを朝日新聞がスクープしましたね。で、政府は秘密に指定していますね。特定秘密保護法が施行後ならば、それを漏らした役人及び朝日新聞の新聞記者は逮捕ですよ。懲役10年ですよ。こんなむちゃくちゃな法律は廃止せないかと、これは国民のためにならんと思っています。その点はどういうふうに検討したのか、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 今言われたことについては、今の意見に対しましては審議しておりません。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 総務委員会は大体、特定秘密保護法を読んだんですか。読みもしないでいろいろ検討したの。特定秘密保護法がどういうものかということを知らなきゃ、審議はできんはずですよ。どうなんですか。特定秘密保護法読んだの。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 今言われた大枠は、今、国会のほうで審議しておりますので、そういうところでございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 国会がどうあれ、我々自治体としては、国会の決めることに異議を唱え、意見を述べることはできるんですよ。大いにやるべきなんですよ。やっぱりそういう

声を上げないと、国会議員もだらしがないから、そう思ってますよ。国会議員もだらしがないですよ、TPPに反対って言いながら、安倍首相のとおりになったりですね。ろくなもんじゃないですよ。だから、国会で審議されたら国会に任せるなんていうのは間違い。我々も堂々と意見を述べるべきだと思います。その点、どう思いますか。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 今後、今言われたように、いろんな形で勉強し、審議していきたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第30号から議案第50号までの20議案並びに意見書案3件及び請願3件）

○議長（山中 則夫君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第30号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第30号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町一般会計補正予算（第6号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第33号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第35号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第37号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町宮村南部地区

農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第38号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 三股町税条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論を行い

ます。

この議案では、軽自動車、原付二輪車税が大幅な増税となっております。今回の軽自動車税増税は、雇用や経済の面でも困難を抱える地方や郊外の住民ほど負担増の影響が大きくなります。自動車業界の要望に応じて、自動車取得税を減税、廃止し、その減少のつけを軽自動車税の増税で行うことは、消費税増税に加えての二重の負担を押しつけるものです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第41号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号「三股町シルバーワークプラザ設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号「三股町男女共同参画推進条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第44号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第50号「三股町総合福祉計画の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号「30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1の復元を求める意見書（案）について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号「労働者保護ルールの改定に反対する意見書（案）について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号「集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書（案）について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書（案）について、賛成の立場で討論いたします。

今、安倍内閣の言っている集団的自衛権の行使とは、日本の国を守ることで、国民の命を守ることでありません。アメリカが引き起こした戦争に自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援を行う、すなわち、アメリカの戦争に日本の若者が血を流すというのが正体です。

自衛隊が創設されて60年、この間、自衛隊は一人の外国人も殺していないし、ただの一人も戦死者を出しておりません。これは憲法9条があったおかげではないでしょうか。この憲法は、さきの戦争の反省に立って、二度と戦争をしないという誓いが9条になっているわけです。この憲法9条を時の内閣の考えだけで解釈変更することは、憲法破壊のクーデターに等しい暴挙であり、断じて許されるものではありません。よって、この意見書案に賛成いたします。

以上、終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 私も原案に賛成する立場で討論したいと思います。

集団的自衛権、アーミテージが日本に来て、ショー・ザ・フラッグと言いましたね。旗を上げろと。旗を上げて、進軍ラッパを鳴らして、突撃せよということですよ、アメリカ流の戦争の

やり方は。だから、アメリカの要求に基づいて、この安保条約の中で集団的自衛権をやったらどうなるか。もう、指揮権はアメリカが握ってますよね、自衛隊の。それで、戦争を引き起こすのはアメリカですよね。日本がインドやらアフガンやらイラクやらで戦争を起こすわけがないんで。アメリカが戦争を引き起こすんですよ。それで、それに同盟軍として自衛隊を参加させようというのがアメリカの狙いですよね。アメリカは地上軍は出さないと。空軍と海軍力を出すと。地上軍は同盟軍に出せよという腹です。

今、上西さんが述べたように、憲法第9条では、国家間の紛争では武力は使わないということをかたく憲法は禁止してますよね。そしてそのおかげで、第9条に守られて、日本は戦後70年間、外国人を一人も殺していない。まことに世界でも珍しい先進国ですよね、唯一の。そういう国柄を守るべきであると。

何も、アメリカの言いなりになる、アメリカ追随、アメリカの子分、財界、大企業奉仕の自民党员ならいざ知らず、一般国民はこの安倍内閣が進めている戦争への道には大変危険なものを感じていると思います。これは明らかに戦争への道です。特定秘密保護法はその一環ですよ。戦前、機密保護法がありまして、特高警察が言論弾圧をして、国を戦争へもって行って、あの悲惨な結果を招いたわけです。二度とそういうことを繰り返さないためにも、この安保条約のもとの同盟軍、安保条約のもとの集団的自衛権には、私は絶対に反対する。

これは歯どめがきかなくなります。周辺事態だったら個別的自衛権で十分です。これはもう、アフガンでも世界の裏側でも行かなくちゃならなくなる。必ずそうなる。それで、自衛隊員に戦死者が出る。戦死者がどんどん出ますと、自衛隊に入るやつがない。若者がいない。そうすると徴兵制ですよ。アメリカ軍、安保条約のもとの徴兵制をやりたいということになる。必然的になるわけですね。そういうことは絶対に阻止しなくちゃいかんと思ってます。だから、私はこの集団的自衛権を容認する憲法解釈の変更は認めないということで、原案に賛成します。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 私はこの案に対して反対の立場で討論させていただきます。

まず、前提条件として、個別的自衛権と集団的自衛権の話があります。個別的自衛権というのは、我が国日本の話をすると、日本が攻められたときに攻め返すというのが個別的自衛権。そして、安全保障条約を結んでいる、今現在はアメリカですけども、アメリカとの関係を言ったときに、日本が攻められたときにアメリカが我が国として守ってくれるというのが集団的自衛権です。

で、今回のものは、憲法解釈を変えることについての意見ですので、これまで憲法解釈が変わってきたのかどうかということについて今回調べてまいりました。戦後間もなくは、日本敗戦により武

装解除がなされて、そのような中で憲法が制定されております。1946年の衆議院の会議で、吉田茂総理は、交戦権を進んで放棄し、全世界の平和の基礎をつくり、全世界の平和確立に貢献するという内容を表明しております。つまり、個別的自衛権を含む一切の自衛権を放棄した時期であります。

その後、1950年、朝鮮戦争が勃発し、駐留していたアメリカ軍が朝鮮半島に移動します。そのため、日本は治安維持を目的とする警察予備軍が発足しております。そしてその後、サンフランシスコ平和条約を発効し日本が独立を回復すると、警察予備軍は国家防衛を任務とする保安隊に移行しております。マッカーサー元帥は年頭声明で、日本国憲法は自衛権を否定したのではないと表明して、そして1954年、自衛隊が発足しております。

旧日米安保条約は1951年に締結しておりますが、その内容は問題点だけでありました。アメリカ軍が日本に駐留するのはあくまでも日本の希望とされており、在日米軍が日本を守る義務があるかどうかもあやふやでありました。1957年に発足した岸内閣はその改正を目指します。今さらでありますけれども、安倍首相の祖父に当たるのが岸信介首相であります。その中に、アメリカ軍の日本防衛義務が明確に示されております。

そして、沖縄が日本に返還された佐藤栄作内閣で、日本は自衛のための最小限度の措置をとることが許されているという見解を示したものの、この事態では、国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてはこれを行行使することは許されないというふうにしております。

つまり、戦後すぐには自分たちで国を守ることすら否定しておまして、その後、自衛権を持つという立場になっていき、個別的自衛権の意識が確立しました。アメリカ軍の駐留を集団的自衛権の行使と捉える時代もあり、現在の個別的自衛権は保有、行使は認めるが、集団的自衛権を有していても行使はできないという考え方であります。つまり、憲法を変えることなく、現在まで時代背景により解釈が変わってきているというのが現在であります。

他国の戦争に巻き込まれるのではないかという批判もあります。1960年の安保改正のときには、改正によって戦争に巻き込まれるとの主張が反対の中心の意見でありましたが、50年たった現状は、改正により日本の抑止力が高まり、アジア太平洋におけるアメリカのプレゼンスによって安定が図られております。政府は、戦渦に巻き込まれるという受け身の発想ではなく、国民の命を守るためにどうするかと考えて判断をしております。現在の解釈のままであれば、日本人を乗せたアメリカの船さえ守れないという現状であります。

地球の裏側まで自衛隊を派遣するつもりかという意見も先ほどありましたが、確かに集団的自衛権を行行使するとき、その可能性がないとは言いきれません。しかし、それはその必要がある場合に限られているということです。具体的には、我が国の独立と平和、安全のために必要であ

り、国会が承認すれば、自衛隊が地球の裏側に行くこともゼロではありません。一方で、必要がなければ隣の国にも行かないわけです。つまり、地理的な条件ではなくて、あくまでも必要性に基づいて判断するというのが今回の趣旨であります。地球の裏側から日本を攻撃してくれば、個別的自衛権の行使で派遣することは、現在の法解釈の上でも可能です。必要とあらば、地球の裏側まで行く可能性があるということを示していることは、現代においては抑止力として意味があります。

グローバルな社会ということを考えれば、グレーゾーンもたくさんあります。領土問題が今ありますけれども、中国のことを考えると、隣国のことを考えると、漁船のふりをして上陸してきたものをどう対処するのかというグレーゾーンの解釈もありますので、今回の意見書に対しては反対の意見です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 提案者として、今の池邊議員の反対討論に対して少し疑義がありましたので。この問題については、時の政権によって憲法が左右されるべきではないというのが大きな趣旨であります。

もう一つは、例えば戦争に行きましたといったら、時の政権が変わって、撤退ってそれなら言えるのかということですね。絶対言えないですね、途中で。いや、あの政権のときはこうでしたけれども、新しい政権になったらそれは違うということで、撤退はできない。そうなると、最初からそういうことはするべきではないというのがこの趣旨であります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないようですので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。意見書案第3号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第3号は否決されました。

次に、請願第1号「手話言語法制度を求める意見書の提出についての請願書」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第1号は建設文教委員長の報告のとおり採択することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は原案のとおり採択されました。

次に、請願第2号「特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願書」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 先ほどから述べてますので簡単に述べますが、特定秘密保護法というのは戦争への一環なんですよ。まずは言論を抑えると、国民の耳を塞ぐと、そういう政府に都合のいいように事を進めようと。そのためにいろんなことを秘密保護法で縛ってやっていくと。すると、戦前は国家機密保護法がありましたね。あれでもって特高警察が言論を弾圧し、しょっちゅう警察に引っ張り、さんざん弾圧したわけですね。それで戦争へともっていったという苦い経験があります。私は、現在は特高警察があつて公安警察ですよ。なら、特定秘密保護法というのはろくなもんじゃないと。これはやっぱり廃止を求めて意見書を提案すべきだと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですので、起立により採決します。請願第2号は総務厚生委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、請願第2号は不採択とされました。

次に、請願第3号「川内原子力発電所の再稼働反対決議に関する請願書」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） この川内原発についても今まで何回か述べましたので多くは述べませんが、川内原発では重大事故につながるような緊急停止、そういう事故が13件起きています。そうすると、緊急停止と言えば聞こえはいいが、これはもう重大事故につながりかねない緊急停止なんですよ。それが13回繰り返しています。

九電や原子力村や自民党なんかは、原発は安全だ、安全だと言っています。それで、もう原子力は安全だというのは耳にタコができるくらいですね。中曽根と正力松太郎が導入して以来、ず

っと聞いています、国民は。だけど、ちっとも安全じゃなかった。福島原発のあの悲惨な状況を見れば、もう絶対に再稼働すべきじゃないと。これは人間の手に負えないと、一旦事故を起こしたら。

それでしかも、都城は風下で、西風で霧島おろしで80キロという、恐らくみんな避難しなくちゃいかん状況になるでしょう。だから、今なんですよ。再稼働させないように。今、とまっている今ですね、廃炉に持ち込んでいくということにしないと、禍根を残すことになるだろうと思います。安全だ、安全だという九電なんかの宣伝に惑わされちゃだめですよ。私はそう思っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。請願第3号は総務厚生委員長の報告のとおり不採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、請願第3号は不採択されました。

ただいまの請願第1号の採択に伴う意見書案の取り扱いについてお諮りします。意見書案第4号「手話言語法制度を求める意見書」を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号を日程に追加し、全体審議で措置することに決しました。

それでは、議事日程表の日程第3の次に、追加日程第1「意見書（案）第4号上程」をご記入ください。

これより、意見書案作成及び配付のため10分間、11時25分まで本会議を休憩いたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

追加日程第1. 意見書（案）第4号上程

○議長（山中 則夫君） 追加日程第1、意見書案第4号を上程いたします。

意見書案第4号について、提出者の説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める件についてご説明申し上げます。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出を求めるものであります。ご審議の上、ご採択いただき、衆参両院議長並びに政府に意見書を提出していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） これより質疑・討論・採決を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、善処方を求めることにいたします。

日程第4. 農業委員会委員の推薦について

○議長（山中 則夫君） 日程第4、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

現在の農業委員会委員の任期はことし7月19日までで、新しい委員の任期は7月20日から始まることになっております。農業委員会委員のうち、農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定されている議会の推薦にかかわる委員については、15年前から女性2名を議会推薦としておりますが、7月の改選に伴う委員について、町長から推薦依頼が来ております。

お諮りします。議会の推薦にかかわる農業委員会委員については、今回も女性2名を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会の推薦にかかわる農業委員会委

員については、今回も女性2名を推薦することに決しました。

それでは、推薦の方法についてお諮りします。委員の推薦については指名推選の方法で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。したがって、委員の推薦については指名推選の方法で行うことに決しました。

引き続きお諮りします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、お諮りします。7月の改選に伴う三股町農業委員会委員の議会推薦委員定数は2名で、三股町大字宮村2027番地の中村美和子さんと、三股町大字蓼池3410番地1の福永スミ子さんを議会推薦としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、7月の改選に伴う三股町農業委員会委員については、本議会は、三股町大字宮村2027番地の中村美和子さんと、三股町大字蓼池3410番地1の福永スミ子さんの2名を推薦することに決しました。

ただいま決定しました2名については、速やかに当局に推薦することといたします。

日程第5. 議員派遣について

○議長（山中 則夫君） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております資料のとおり、宮崎県森林・林業活性化議員連盟連絡会議総会及び研修会ほかの研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおりそれぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会においては、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他

の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（山中 則夫君） 以上で全ての案件を議了しましたが、3月定例会後の議長の公務報告は
お手元に配付のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時31分休憩

.....

[全員協議会]

.....

午前11時38分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で平成26年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 福永 廣文

署名議員 大久保義直